
新市建設計画

平成16年6月

柳川市・大和町・三橋町合併協議会

目 次

第1章 序論

- 1 計画作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 合併の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画作成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 新市の概況

- 1 位置・地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 都市基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 福祉・保健・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 7 教育・文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 8 行財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第3章 新しいまちづくりの課題

- 1 新市の地域特性と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 分野別主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第4章 新市建設の基本方針

- 1 新市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 2 新市建設の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 3 主要指標の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 4 地域別整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 5 検討プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

第5章 新市の施策

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 2 分野別施策・主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
- 3 新市における県事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- 4 検討プロジェクトのイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

第6章 公共的施設の適正配置と整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

第7章 財政計画

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 2 前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 3 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

第1章 序論

1 計画作成の背景

市町村は、住民にもっとも身近な行政組織として、これまでも教育や福祉、防災活動など、住民に密着したサービスを提供したり、地域の特色を生かしたまちづくりなどに努めたりして、重要な役割を果たしてきました。

さらに、市町村の境界を越えた広い範囲での行政サービスについては、一部事務組合などを組織し、相互に連携、協力して住民サービスの向上に努めてきました。

近年、交通や情報通信手段などの発達によって、住民の日常生活の範囲は、市町村の区域を越えて拡大しています。また、住民の生活様式や価値観は多様化し、行政に対する要求も多種多様になっています。

21世紀を迎え、国は政府の行政機構である省庁再編を実施するとともに、特殊法人改革などの行政改革を積極的に実施しています。また、さまざまな行政上の権限を市町村に委譲するなど、地方分権を進めています。

それぞれの市町村は、行財政改革を進めながら行政の効率化に取り組んでいます。国の厳しい財政事情や少子高齢化が差し迫った課題となっている今日、住民サービスを低下させず、次世代につなげる方策を模索する必要に迫られています。

柳川市・大和町・三橋町の地域は、矢部川と筑後川によって形成された平地と、豊かな自然という共通の基盤の中で、古くから人々が生活を営んできました。江戸時代以降、この地域のほとんどは柳川藩に属し、南筑後地方の政治や経済、文化の中心地として栄え、言葉や風俗などを共有し、長い歴史の中で地域的一体性を育んできました。

明治・昭和の大合併を経て、現在の柳川市・大和町・三橋町は誕生しました。それぞれの市町では、住民の福祉向上や産業の振興など独自のまちづくりを進めてきましたが、ごみ処理や消防など単独の市や町で取り組むのが効率的でない事務に関しては、一部事務組合を組織して取り組んできました。しかし社会の変化に対応した質の高い住民サービスを提供し、しかも、より効率的な行財政運営を進めるためには、1市2町が合併し一つの「まち」として、より強固な行財政基盤を築く必要があります。

柳川市・大和町・三橋町の合併の動きは、昭和39年の柳川市・三橋町・大和町
広域行政研究連絡協議会の発足にさかのぼります。昭和40年代と50年代にも合併
に向けた議論がなされましたが、合併の実現には至りませんでした。

平成11年に柳川市・山門郡・三池郡の1市5町は、旧建設省から「次世代の地
域づくりモデル的实践」の指定を受け、行政の垣根を越えた、健康・福祉をキーワ
ードとした地域づくりを進めることになりました。これを契機に平成14年11月、
1市5町による任意合併協議会が設立され、市町合併についての検討がなされてき
ました。

1市5町による合併は実現しませんでした。柳川市・大和町・三橋町は、市町
を取り巻く状況が厳しくなることや、魅力あるまちづくりを行うためには、合併は
必要であるとの認識のもと、各市町で住民説明会やアンケート調査をし、1市2町
の合併に向け、住民の理解を深めてきました。そして平成15年10月1日に法定
の合併協議会を設置し、合併への取り組みを進めています。

2 合併の必要性

今回の合併の意義は、地方分権型社会の実現を目指すことを前提に、歴史的・文化的条件が同じである1市2町が合併することで、行政区域の垣根を越えた総合的なまちづくりや、住民サービスの維持・向上、行財政運営の効率化と基盤の強化を行うことにあります。

そのために、旧市町のまとまりも重視しながら、社会経済情勢の変化を踏まえた地域社会の振興のための施策を展開し、個性豊かな地域社会の創造と魅力あるまちづくりの構築が求められています。

以上を踏まえて、合併の具体的な必要性を整理すると、大きく以下の4つの視点をあげることができます。

(1) 行政サービスの広域的対応の必要性

日常生活圏の拡大への対応

柳川市・大和町・三橋町の1市2町は、隣接する自治体として、ごみや消防・救急などを共同処理したり、都市計画を共同して取り組んだりしています。農協や交通安全協会などの公共的団体の一部は、すでに行政の枠を越えた活動をしています。

また、祭りやイベントを通じての人々の交流や、通勤・通学、買い物など日常生活においても一体的な生活圏にあり、家並みも連続し同じような地理的条件にあるため、行政の境を意識させられることはほとんどありません。

最近の飛躍的な交通手段の発達により、住民の日常生活圏は、以前と比べて格段に広がっています。国勢調査の結果を見ると、1市2町内からよその地域に通勤する15歳以上の人の割合は、平成2年と12年を比較すると、柳川市で38.9%から43.3%に増えており、大和町、三橋町でもそれぞれ4.7%、6.5%の増となっています。

また、人々の豊富な品揃えを好む消費傾向や郊外への大型店の進出、都市志向などにより、買い物も市町外に出る機会が増えており、多様化が進んでいるレジャーについても同じような状況にあります。

こうした背景の中で、今の市町単位で施策や事業を展開することは、ややもすると実効性を欠くことになり、住民が望む施策からかけ離れることにもなりかねません。

例えば、広域的な道路網を整備するにしても、現在の法制度のもとでは、隣接する市町の判断を待たなければならない状況にあります。つまり、現在の住民の行動範囲は行政単位を越えていて住民のニーズとは一致していません。

これらの状況を踏まえ、1市2町が合併することにより、一体的・計画的な行政を進め、広域的で効率的な新市の実現を目指すとともに、福祉や生活環境など住民に身近なサービスの充実を図ることができます。

高度情報化社会への対応

近年、パソコンなどの情報機器の普及と携帯電話などの通信手段の発達は、18世紀の産業革命にも匹敵するとも言われています。

情報化の進展は、産業面だけでなく、行政や市民生活の面でも大きな影響を及ぼしています。

現在、1市2町の行政事務のほとんどはコンピュータ処理されています。柳川市では、住民サービスの向上を図るため、住民票などの自動交付が行われていますが、まだまだ情報基盤の整備は不十分な状況です。

情報化が進めば、各出先機関での証明書などの提供や、インターネットを活用した行政情報の公開、各種申請・届出、公共施設の予約などができるようになります。また住民が、直接、意見を寄せることが可能になることや、福祉・医療、教育面など様々な分野での活用が期待されます。

福岡県も、「ふくおかギガビットハイウェイ」計画によって、県内の拠点都市を結ぶ大容量光ファイバー幹線を整備し、高速・大容量の情報・通信手段の基礎づくりをしています。

しかし本地域は、これらを具体的に活用するシステムづくりがなされていません。今後、活力あるまちづくりを進めるためには、企業の進出は欠かせませんが、高速・

大容量通信に対応した情報設備のないままでは、企業は進出に二の足を踏むことにもなりかねません。

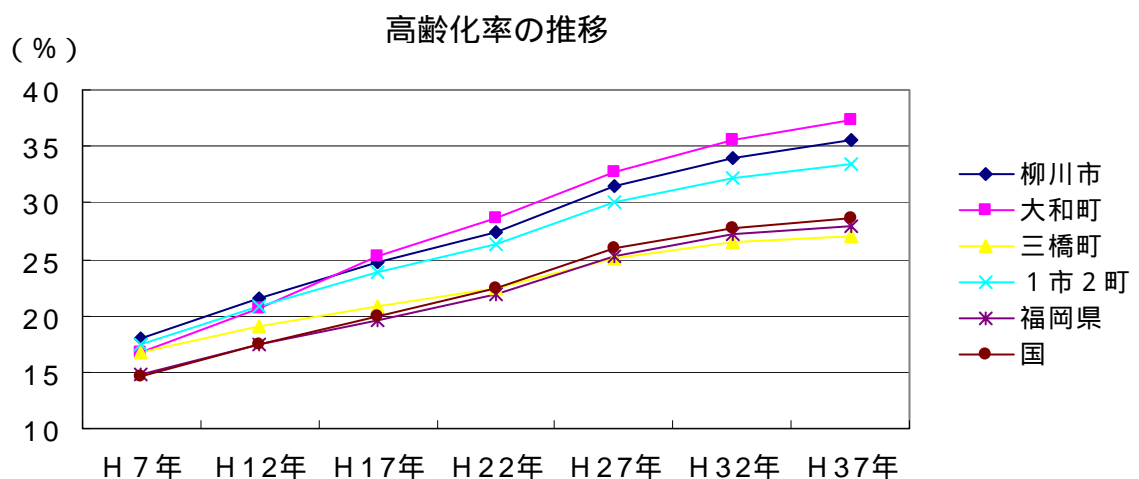
情報設備を整えるためには多大な費用が必要なため、それぞれの市や町だけで対応するには大きな財政負担を強いられます。合併することにより財政力を強化し、情報機能の充実に投資し、それを有効活用することによって、よりよい住民サービスが提供でき、活力あるまちづくりを進めることができるようになります。

(2) 少子高齢化対応の必要性

高齢化の進展への対応

わが国の高齢化率は急激に上昇し、福祉・保健・医療の需要は増加し続け、大きな社会負担が問題となっています。全体的に人口が減る中で、高齢者の割合が増加していき、社会の活力低下が懸念されています。

本地域では、老年人口（65歳以上）の全人口に占める割合（高齢化率）が全国平均や県平均を上回っています。平成27年には老年人口の割合が30%に達することが予測されており、高齢社会への対応がますます重要になります。



(資料) 財団法人九州経済調査協会 推計

本地域では、健康づくりや、シルバー人材センターの活用、生涯学習活動などによる生きがいづくり事業に取り組んできました。

しかし、全国、福岡県を上回る超高齢社会の到来に対しては、福祉サービスの更なる充実に加え、医療・保健・福祉の総合的な対応が一層必要です。また、保健や福祉の現場でも専門知識を持つ職員の配置が不可欠となりますが、小さな行政単位での対応では財政的に困難であり、やはり、急速な高齢化に対応できる有効策を講じていくためには、合併による自治体の体力・能力の向上が必要となります。

少子化への対応

生まれてくる子どもの数は全国的に年々減り続けており、昭和40年代には全国で200万人前後あったものが、平成14年には115万人にまで落ち込んでいます。一人の女性が生涯に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）も同様で、平成14年は1.32人と、毎年、過去最低を更新しています。

少子化は人口減少に直結し、高齢化の進展にも影響します。全国の年少人口（0歳～14歳）は減り続け、今の状況で推移すると日本の総人口は平成18年をピークに減少に転じ、100年後には半減すると言われています。

本地域でも、将来的に全国平均を上回る勢いで年少人口が減少します。少子化は、生産年齢人口の減少を招き、ひいては社会の活力の低下を招くこととなります。特に、教育施設の統廃合や教育水準の維持、向上が問題となります。教育の質を低下させることなく効果的なサービスを提供するためには、広域的な視点からの施設の連携が必要となります。

現在、子育て支援は、厳しい財政の中、各市町で積極的に行われていますが、各市町での対応では少子化に歯止めがかからない状況です。

合併することによって、財政や企画力を強化し、効果的な施設の整備や、子育て支援などを行いながら、少子化に対応するまちづくりを進める必要があります。

（3）地方財政危機への対応

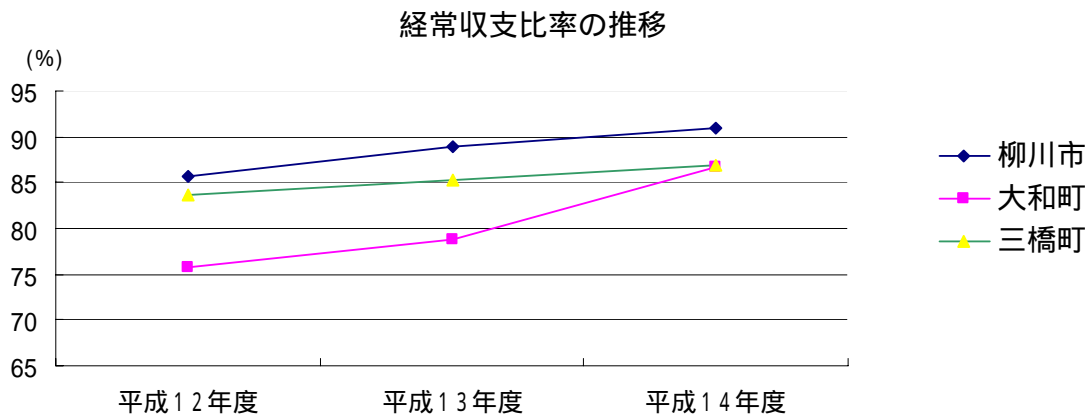
地方財政は、地方税や地方交付税の減少に加えて、公債費や人件費が歳出の大きな割合を占めるなど、非常に厳しい状況です。

1市2町の財政状況も、平成14年度の地方交付税が、ピーク時の平成12年度に比べて9.2%、額にしておよそ9億4000万円減少しており、この傾向は、今後も続くことが予想されています。また、地方税も12年度に比較して1.8%減、およそ1億円の減収となっています。

一方、公債費と人件費の合計は、平成14年度でおよそ73億円と、歳出全体の約29%を占めています。

このように、地方交付税の減少や、経済状況の不透明さによる税収の伸びが期待できないことを考えると、小さな自治体では公共サービスや財政運営のあり方を見直さざるを得ません。

公共サービスの多様化、高度化、専門化が求められる中、各市町単独で財政状況の改善を図ることは厳しい状況となっています。このため、合併することにより行財政運営コストを削減し、財政の体力を備えながら公共サービスの質の向上を図る必要があります。



(資料) 地方財政状況調査

(4) 地方分権の進展への対応

平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されました。この法律は、国と地方の役割をはっきりとさせるとともに、地方公共団体の自主性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すものです。

これにより、地方が自ら考え実行する権限が拡充されたほか、国の権限が都道府

県に、都道府県の権限が市町村に委譲されることとなりました。地方分権の本格的な実施により、市町村の事務量が増加し、自らの選択と責任のもとでの公共サービスの提供が必要となることから、地方分権推進計画では、その受け皿として市町村合併とその支援の必要性が述べられています。

分権型社会の構築は、それぞれの市町村による公共サービスが、地域住民の多様なニーズに即応し適切なものとなるとともに、地域の自主的な選択に基づいた個性的なものになることを目指しています。このことは、市町村が、その意欲と能力と知恵を競い合う状態を創り出すことになるため、市町村は常に自己改善を図り、住民の期待に応えられるサービス体制を確保する必要があります。

具体的には、権限委譲が進めば市町村が受け持つ業務は増えるので、それを処理する職員や機構が必要であり、政策能力の向上や専門性、問題解決能力を高めなければなりません。

こうした変化に対応するためには、合併によって地方分権に対応できる受け皿づくりを早急に進め、専門的人材の確保・育成を図り、問題に即応できる組織を整えることが必要です。さらに、個性的な地域社会を主体的に構築するためには、企画部門の拡充など変化に応じた体制づくりが重要です。

このように、分権型社会に適切に対応し、自治体の役割を果たすうえでも、合併により組織を強化していく必要があります。

3 計画作成の方針

(1) 計画作成の趣旨

この計画は、柳川市・大和町・三橋町が、合併後に新市を建設するための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を作成し、その実現を目指すことにより、新市の速やかな一体性を確立し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

(2) 計画の構成

この計画は、以下の4項目を中心として構成します。

新市建設の基本方針

新市の建設の根幹となる事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

新市の財政計画

(3) 計画作成の基本方針


新市建設計画は、柳川・山門・三池任意合併協議会において作成された「柳川山門三池新市将来構想・補論～1市2町合併のパターン～」を参考とし、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的に作成します。

計画の作成にあたっては住民アンケート調査を実施し、合併後のまちづくりに係る住民の意向を把握します。

新市建設計画の対象とする期間は、合併後10年間とします。

計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とします。計画の内容は実現困難なものではなく、真に新市の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。

1市2町の歴史や文化を尊重し、地域の特性に立脚した地域づくりを進めるとともに、新市の速やかな一体性の確立を図るための推進基盤となる計画と



します。

新市建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め地域の活性化に寄与する計画とします。

第2章 新市の概況

1 位置・地勢

(1) 位置

新市は、福岡県南部、筑後平野の南西端に位置し、南西は有明海に面し、東は瀬高町、南東は高田町、北西は大川市、北東は筑後市、大木町に接しています。東西11km、南北12kmで、市域面積は76.90km²となっています。

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が15.9%、田や畑などの耕地が53.9%、雑種地などその他の地目が30.2%となっています。

地理的には、福岡都市圏と南九州を結ぶ南北軸と、長崎と大分を結ぶ東西軸とが交差する位置にあり、有明海沿岸道路や九州新幹線などの高速交通網が整備されることで、より発展する潜在能力を持っている地域です。

面積及び土地の利用状況

		新市	柳川市	大和町	三橋町
面積 (km ²)		76.90	37.23	22.78	16.89
面積比 (%)	耕地	53.9	51.5	58.8	52.3
	宅地	15.9	17.3	13.0	16.9
	雑種地等	30.2	31.2	28.2	30.8

(資料)平成15年度 土地に関する概要調書

(2) 地勢

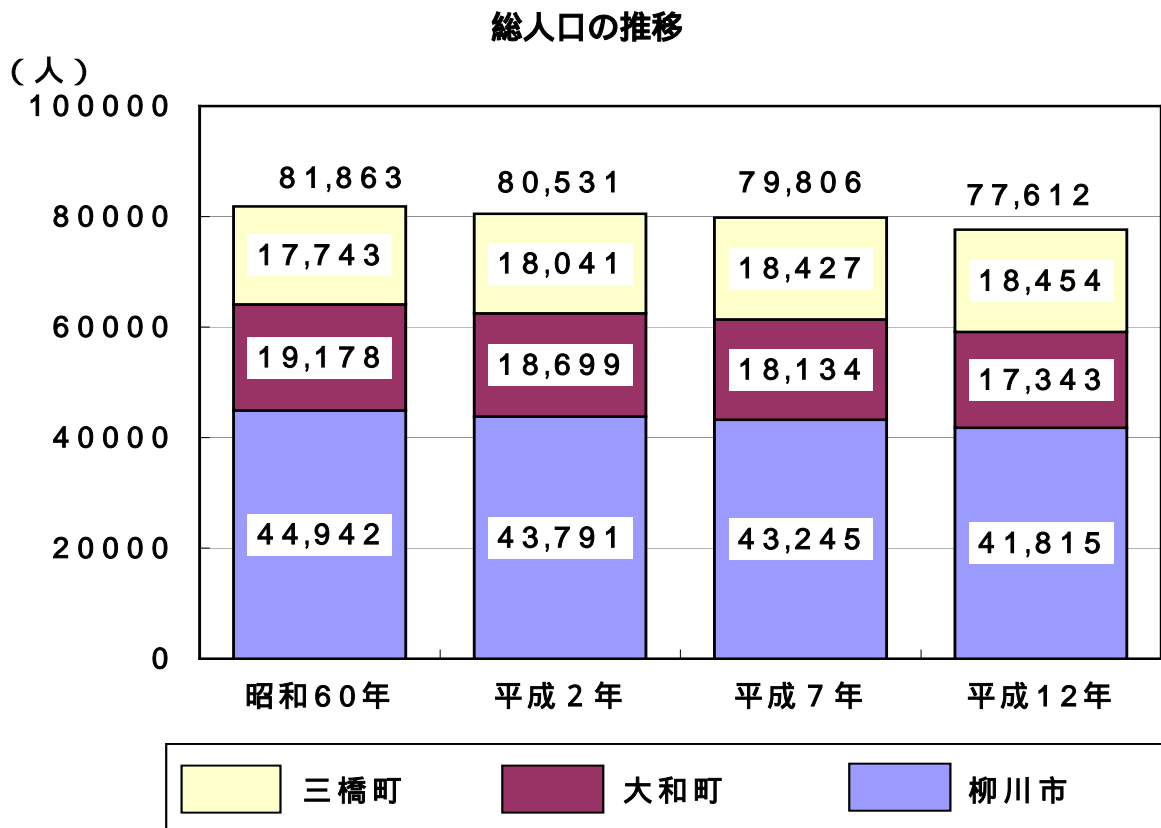
新市は筑後川と矢部川によって形成された沖積層で、標高は0mから5.6mと高低差がほとんどない平坦な土地柄です。中央部を矢部川の支流である沖端川と塩塚川などの河川が流れているほか、縦横に水路が走る独特な地形となっています。

市域の南東部では、古くから有明海の干拓が行われ、土地が魚のうろこ状に広がる海面干拓地を形成しています。地層は表土から数メートル下まで、極めて軟弱で含水比の高い有明粘土層が分布しています。

2 人口・世帯

(1) 総人口

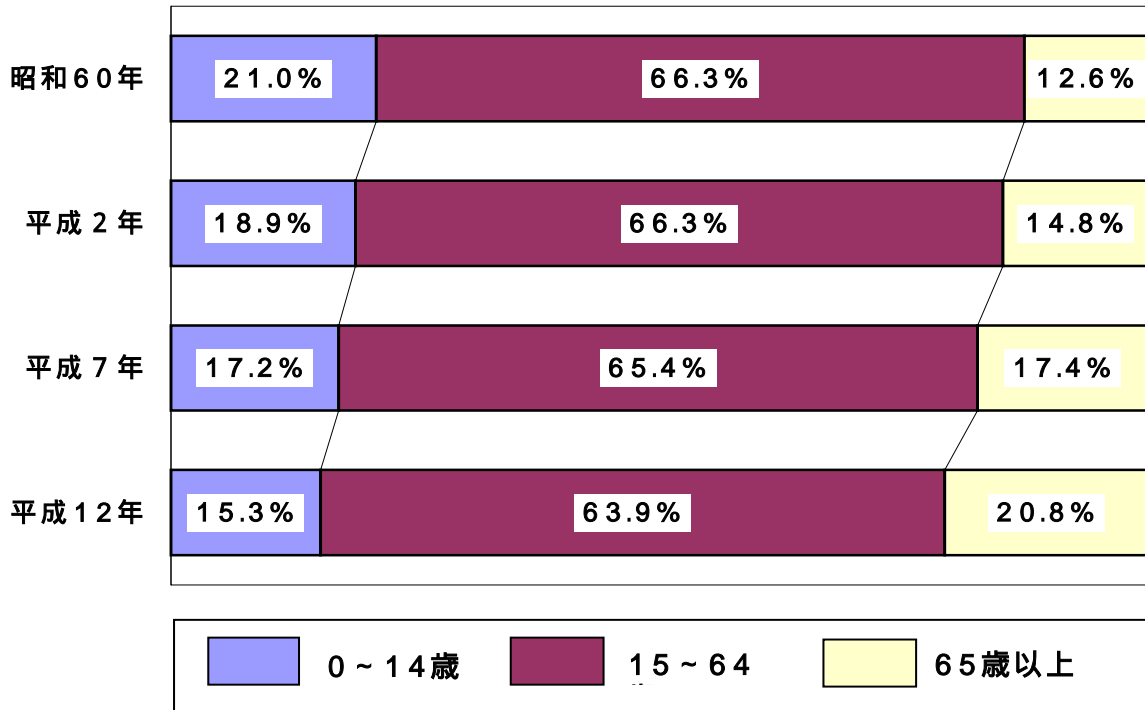
平成 12 年国勢調査でみると、新市の総人口は 77,612 人で、平成 7 年の国勢調査と比べ 2,194 人減少しています。三橋町では昭和 50 年から少しずつ増え続けていますが、新市全体では昭和 55 年から減少を続けています。



(2) 年齢別人口

年齢3階級別の新市の人口構成比(平成12年)をみると、0~14歳の年少人口が15.3%、15~64歳の生産年齢人口が63.9%、65歳以上の老年人口が20.8%となっています。年少人口は昭和60年と比較して5.7%低下しており、少子化傾向が顕著に進んでいます。老年人口は県平均、全国平均と比較しても高い水準で移行しており、着実に高齢化が進んでいます。今後、高齢化はますます進み、平成27年には30%を超えることが予測されています。

年齢3階級別人口構成比の推移



(参考)県・国との比較

(単位：%)

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
新市	15.3	63.9	20.8
福岡県	14.8	67.8	17.4
全国	14.6	68.1	17.3

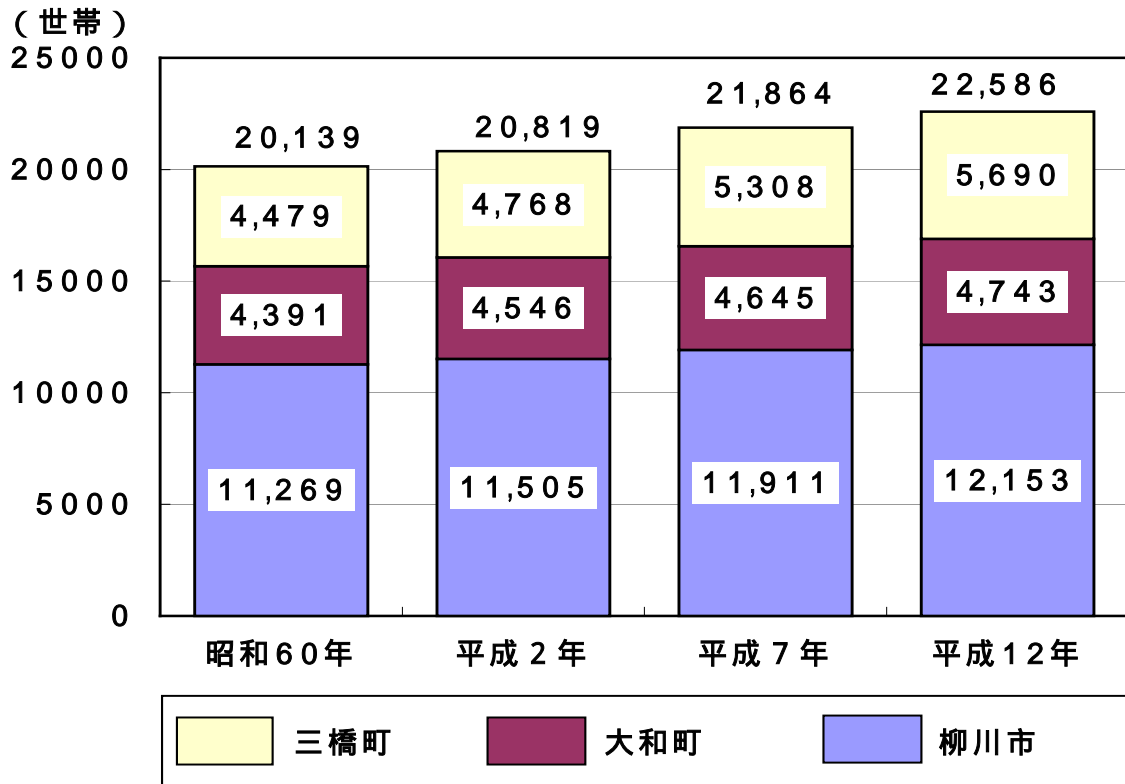
(資料) 平成12年国勢調査

(3) 世帯数

新市の世帯数は22,586世帯(平成12年)で、昭和60年からみても着実に増えています。

1世帯あたりの人数は、昭和60年には4.06人でしたが、平成12年には3.44人に減少しており、核家族化が進んでいることを顕著に表しています。

世帯数の推移



1世帯当たり人数

(単位：人/世帯、指数)

	実 数				指 数			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
柳川市	3.99	3.81	3.63	3.44	100.0	95.4	91.0	86.3
大和町	4.37	4.11	3.90	3.66	100.0	94.2	89.4	83.7
三橋町	3.96	3.78	3.47	3.24	100.0	95.5	87.6	81.9
新 市	4.06	3.87	3.65	3.44	100.0	95.2	89.8	84.5

(資料)国勢調査

3 産 業

(1) 産業別就業構造

新市の就業者総数は36,459人(平成12年)です。構成比は第1次産業(農水産業従事者など)が13.3%、第2次産業(製造業従事者など)が30.5%、第3次産業(商業・サービス業従事者など)が56.1%となっています。

産業別就業者の推移では、第3次産業の就業者数は実数、割合とも増加しているのに対し、第1次産業の就業者数は実数、割合とも減少し、農業や水産業離れが顕著に進んでいます。市町別に見ると、農業や水産業の盛んな大和町では第1次産業の割合が高く、柳川市と三橋町では第3次産業の割合が高くなっています。

県平均、全国平均に比べると、新市は第1次産業の割合が目だって高く、基幹産業としての役割を担っていると言えます。

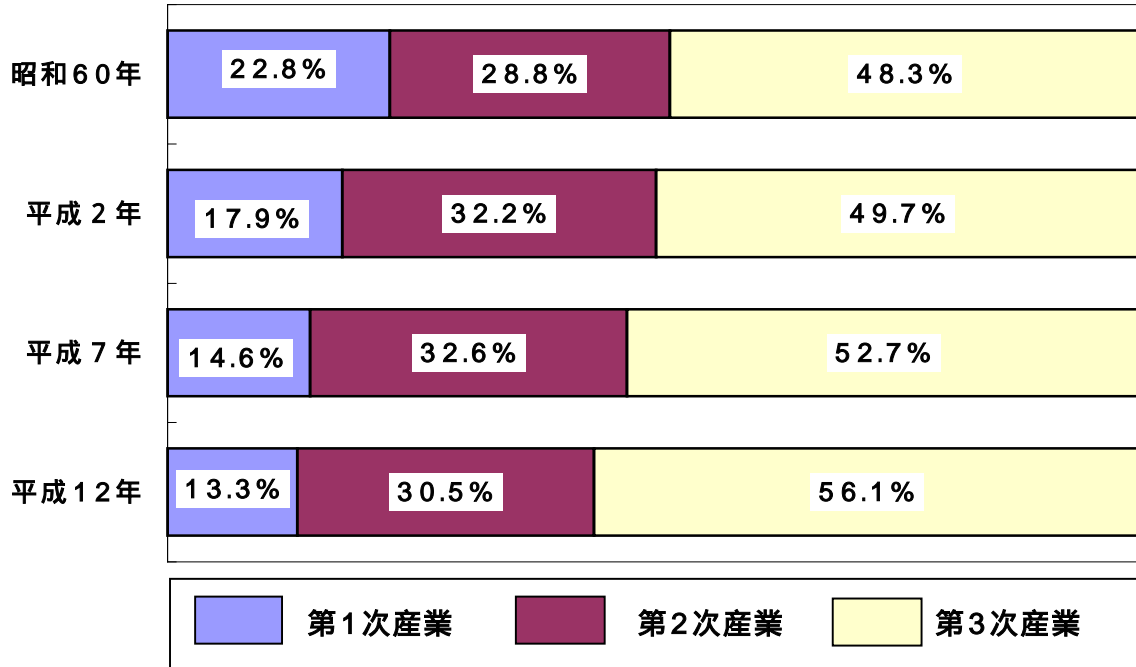
産業別就業者数

(単位:人)

	新市		柳川市		大和町		三橋町	
	平成7年	平成12年	平成7年	平成12年	平成7年	平成12年	平成7年	平成12年
第1次産業	5,651	4,865	2,765	2,311	2,111	1,926	775	628
第2次産業	12,577	11,127	6,755	5,980	2,933	2,634	2,889	2,513
第3次産業	20,366	20,467	11,453	11,246	4,027	4,035	4,886	5,186
計	38,594	36,459	20,973	19,537	9,071	8,595	8,550	8,327

(資料) 国勢調査

産業別就業者比率の推移



(参考)県・国との比較

(単位:%)

区分	第1次	第2次	第3次
新市	13.3	30.5	56.1
福岡県	3.7	24.4	70.6
全国	5.0	29.5	64.3

(資料)平成12年国勢調査

(2) 農業

新市の農家数は3,527戸(平成12年農林業センサス)で、そのうちの12.8%弱に当たる451戸が専業農家です。平成2年から10年間の推移では専業農家は少しずつ増えていますが、兼業農家数は激減しています。

新市では古くから米や麦を中心に栽培がなされ、九州の穀倉地帯の一角を占めてきました。しかし生産調整(減反)の影響から、近年、米の作付面積が大きく減っています。そのような中であって、大和町ではナスのハウス栽培などによる野菜の生産が伸びており、産出額も堅調に推移しています。

農家数の推移

(単位：戸)

	新市			柳川市			大和町			三橋町		
	専業	兼業	計	専業	兼業	計	専業	兼業	計	専業	兼業	計
平成2年	393	4,040	4,433	149	2,067	2,216	123	1,082	1,205	121	891	1,012
平成7年	416	3,528	3,944	204	1,766	1,970	121	933	1,054	91	829	920
平成12年	451	3,076	3,527	217	1,548	1,765	123	835	958	111	693	804

(資料) 農林業センサス

農業産出額の推移

(単位：千万円)

		新市		柳川市		大和町		三橋町	
		平成元年	平成14年	平成元年	平成14年	平成元年	平成14年	平成元年	平成14年
耕種	米	482	291	213	133	162	93	107	65
	麦類	83	132	27	46	34	56	22	30
	野菜	213	278	69	94	61	118	83	66
	果実	19	17	18	14	1	3	0	0
	花き	9	14	3	6	1	1	5	7
	工芸農作物	153	5	116	3	11	1	26	1
	その他	44	64	19	25	13	25	12	14
	小計	1,003	801	465	321	283	297	255	183
畜産	84	59	34	18	15	12	35	29	
加工農産物	42	6	30	3	4	2	8	1	
合計	1,129	866	529	342	302	311	298	213	

(資料) 生産農業所得統計

(3) 水産業

水産業は新市を特徴づける基幹産業のひとつです。しかし漁家戸数・漁業就業者数ともに、昭和63年から平成10年の10年間で3分の2に減っています。また、漁業就業者の年齢構成をみると、15歳から59歳までの漁業就業者は、昭和63年の3,328人(全体の89%)から、平成10年の1,770人(全体の75%)に減っています。

ノリの収穫量はほぼ一定で推移してきました。しかし、記録的な不作に見舞われた平成12年産以降、収穫量は安定性を欠いています。また、アサリなどの貝類の漁獲高も減少しており、かつて宝の海といわれた有明海に異変が生じていると言われています。

漁業就業者・漁家戸数の推移

(単位：人、戸)

	新市		柳川市		大和町		三橋町	
	就業者	戸数	就業者	戸数	就業者	戸数	就業者	戸数
昭和63年	3,739	1,601	1,790	871	1,949	730		
平成5年	2,714	1,208	1,417	687	1,297	521		
平成10年	2,368	1,036	1,128	566	1,240	470		

(資料)漁業センサス

魚種別漁獲量の推移

(単位：トン)

	新市				柳川市				大和町			
	魚類	貝類	その他	合計	魚類	貝類	その他	合計	魚類	貝類	その他	合計
平成9年	268	5,170	229	5,667	242	4,582	160	4,984	26	588	69	683
平成10年	257	4,957	249	5,463	231	4,335	171	4,737	26	622	78	726
平成11年	216	5,886	234	6,336	191	5,003	191	5,385	25	883	43	951
平成12年	225	2,457	1,253	3,935	204	1,894	425	2,523	21	563	828	1,412
平成13年	199	1,279	1,085	2,563	179	1,092	354	1,625	20	187	731	938

(資料)福岡県農林水産統計

ノリ生産量の推移

(単位：万枚)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
柳川市	47,698	49,208	43,673	24,131	55,336
大和町	63,355	60,611	54,271	21,517	64,741
新市	111,053	109,819	97,944	45,648	120,077

(資料)福岡県農林水産統計

年次は養殖年

(4) 工業

平成14年の従業員4人以上の事業所数は214事業所、従業者数は4,021人、製品出荷額等は約925億円となっています。平成12年以降では、厳しい経済情勢を反映して、事業所数で20.7%、従業者数で18.6%と大きく落ち込んでいますが、製造品出荷額は0.7%の減少にとどまっており、ほぼ横ばいの状態となっています。

また、新市には工業集積地はなく、中小の事業所が市内に点在しています。

工業の状況

(単位：所、人、百万円)

		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
新市	事業所数	278	293	261	270	230	214
	従事者数	5,352	5,374	4,943	4,939	4,479	4,021
	製造品出荷額等	118,075	105,527	94,873	93,200	93,566	92,543
柳川市	事業所数	156	157	138	144	127	121
	従事者数	3,144	3,041	2,807	2,797	2,587	2,315
	製造品出荷額等	78,357	63,635	57,056	55,768	57,883	60,451
大和町	事業所数	49	56	47	50	43	35
	従事者数	888	1,040	887	900	808	706
	製造品出荷額等	19,376	22,676	19,700	19,894	19,853	17,866
三橋町	事業所数	73	80	76	76	60	58
	従事者数	1,320	1,293	1,249	1,242	1,084	1,000
	製造品出荷額等	20,342	19,216	18,117	17,538	15,830	14,226

(資料) 工業統計調査 従業員4人以上の事業所

(5) 商業

新市の商業の状況は、平成14年で商店数1,158店、従業者数5,948人、年間販売額1,369億円となっています。

平成3年からの推移をみると商店数は継続して減少傾向にあり、平成14年までに306店減少しています。従業者は平成6年以降、少しずつ減っています。年間販売額は少しずつ増加してきましたが、三橋町内にあった大規模小売店の撤退により平成14年は大幅に減っています。

また、新市の近隣に郊外型大規模小売店が進出してきていることなどから、地元購買力が流出しており、地元小規模商店の廃業に歯止めがかからない状況にあります。

商業の推移

(単位：店、人、百万円)

		平成3年	平成6年	平成9年	平成14年
新市	商店数	1,464	1,363	1,300	1,158
	従事者数	5,734	6,203	5,994	5,948
	年間販売額	142,610	158,359	158,411	136,924
柳川市	商店数	814	754	722	647
	従事者数	2,941	3,282	3,054	3,080
	年間販売額	72,755	87,462	82,913	77,341
大和町	商店数	303	270	244	226
	従事者数	971	886	865	909
	年間販売額	21,516	25,140	23,582	21,805
三橋町	商店数	347	339	334	285
	従事者数	1,822	2,035	2,075	1,959
	年間販売額	48,339	45,757	51,916	37,778

(資料) 商業統計調査

(6) 観光

新市の観光客数(入込客数)は、近年、わずかに増えてきましたが、平成14年は約126万人と、前年に比べ少し減っています。入込客数のほとんどは日帰り客であり、総消費額は約56億円となっています。

市町別では入込客の85%、総消費額の97%を柳川市が占めています。入込客数は柳川市の川下り、御花などの観光スポットに集中していますが、総数はほぼ横ばい状況が続いており、新市内にある観光スポットの開発や連携が必要な時期となっています。

観光入込客数の推移

(単位：千人、百万円)

	新市			柳川市			大和町			三橋町		
	入込客	消費額	宿泊客	入込客	消費額	宿泊客	入込客	消費額	宿泊客	入込客	消費額	宿泊客
平成10年	1,194	5,594	95	1,136	5,581	92	11	5	1	47	8	2
平成11年	1,202	5,451	81	1,135	5,436	79	16	7	0	51	8	2
平成12年	1,288	5,449	89	1,126	5,343	71	16	7	1	146	99	17
平成13年	1,315	5,628	92	1,148	5,529	79	16	6	1	151	93	12
平成14年	1,259	5,618	83	1,073	5,460	70	15	5	1	171	153	12

(資料) 福岡県観光入込客推計調査

観光地別の入込客数

(単位：人)

		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
柳川市	川下り	365,383	389,137	386,447	407,354	411,470
	北原白秋生家・記念館	140,444	127,629	127,665	118,430	106,171
	御花・松濤園	241,808	241,563	242,552	260,742	251,005
	御花・殿の蔵資料館	36,337	29,641	32,763	35,996	39,487
	かんぼの宿 柳川	69,002	72,968	89,198	106,088	123,479
大和町	雲龍の館	3,925	5,610	4,648	3,600	2,990
	大和干拓	1,631	2,771	2,554	2,008	1,733
三橋町	高畑公園・三柱神社	33,000	35,000	94,000	103,600	103,600
	熊野神社(中山大フジ)	8,000	10,000	25,000	25,000	45,000
	島田天満宮	4,000	5,000	6,000	5,500	5,500

(資料)福岡県観光入込客推計調査

4 都市基盤

(1) 道路網

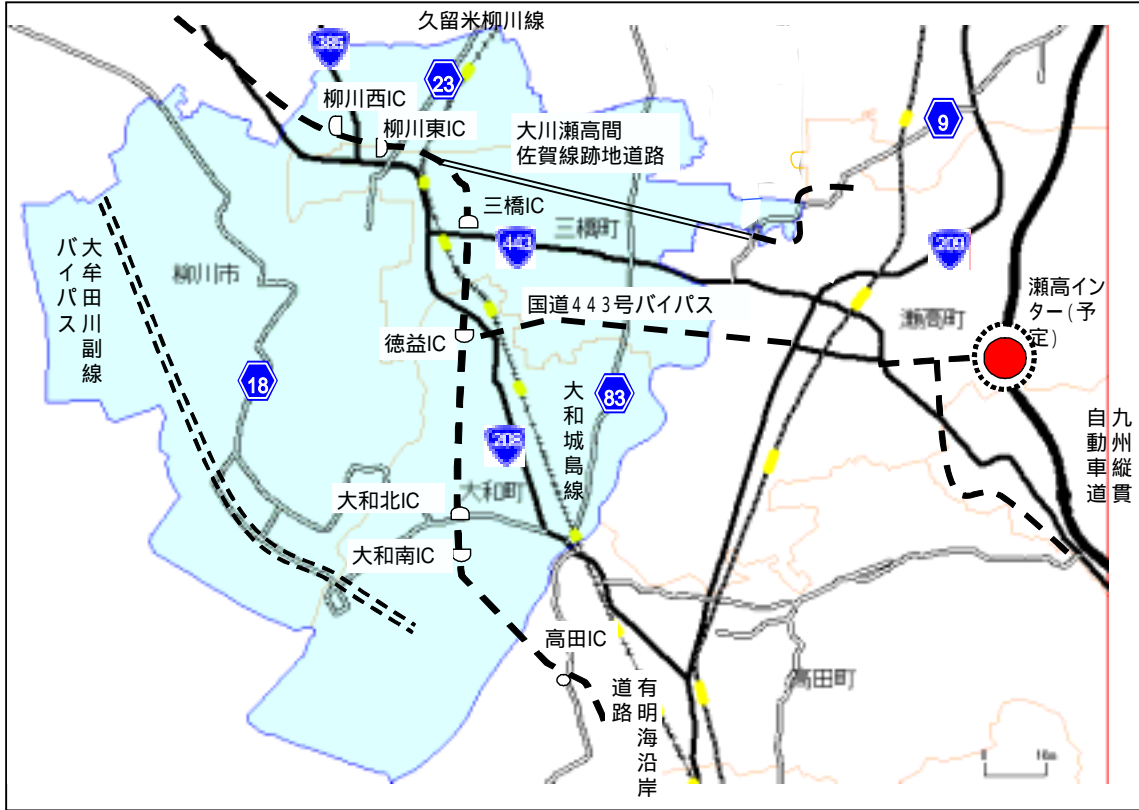
新市の道路網は、南北方向に、熊本市から佐賀市に至る国道208号、柳川市から福岡市に至る国道385号、東西方向には大川市から宮原町（熊本県）に至る国道443号があります。

さらに、主要地方道として、大牟田川副線、久留米柳川線、大和城島線があり、国道を補完しています。

近年の交通量の増加に伴う渋滞の発生や安全上の問題に対処するため、有明海沿岸道路（国道208号バイパス）が地域高規格道路として整備が進められており、有明海沿岸各地域へのアクセス向上が期待されています。また、隣接する瀬高町に、九州縦貫自動車道（仮称）瀬高インターチェンジが設置されることが決定しており、現在、整備中の国道443号三橋瀬高バイパスを活用し、有明海沿岸道路と九州縦貫自動車道を連結することで、南筑後における交通の要衝としての地位向上に大きく貢献することになります。

また身近な生活道路である市町道の整備は、道路の新設や側溝の設置、老朽化した道路舗装の補修工事などを行い、住民生活の利便性の向上と安全性の確保に努めています。しかし、市街地や集落内には幅の狭い道路も多く残っており、交通安全や防災面からも問題となっています。

主要道路網図



新市の道路網

道路区分	路線番号・路線名	起終点地名	備考
地域高規格道路	有明海沿岸道路	自 大牟田市～至 鹿島市	
一般国道	208号線 385号線 443号線	自 熊本市～至 佐賀市 自 柳川市～至 福岡市 自 大川市～至 宮原町	
主要地方道	大牟田川副線 久留米柳川線 大和城島線 瀬高久留米線 八女瀬高線 大川・瀬高佐賀線跡地道路		
一般県道	柳川城島線 柳川筑後線 高田柳川線 水田大川線 筑後柳川停車場線 橋本辻町線 本町新田大川線 新田西蒲池線 枝光今古賀線 谷垣徳益線 徳益蒲船津線 木元白鳥線		

市町道の状況

(単位：m、%)

		新市	柳川市	大和町	三橋町
実延長		978,263	452,507	286,414	239,342
改良済	車道19.5m以上	227	40	37	150
	車道13.3m以上	965	595	164	206
	車道5.5m以上	71,994	33,169	19,635	19,190
	車道5.5m未満	520,569	211,445	179,359	129,765
	計	593,755	245,249	199,195	149,311
未改良	車道5.5m以上	175	21	105	49
	車道3.5m以上	1,193	519	381	293
	車道3.5m未満	383,140	206,718	86,733	89,689
	うち通行不能	78,506	43,267	11,347	23,892
	計	384,508	207,258	87,219	90,031
改良率		60.7	54.2	69.5	62.4
舗装率		75.6	73.2	78.6	75.2

(資料：各市町)

(2) 公共交通

公共交通機関は、電車と路線バスが民間事業者により運行されています。

電車は新市を南北に縦断する西鉄天神大牟田線があります。柳川駅は特急が停車するため、近隣の市町からの利用者も多く、福岡・久留米方面への通勤・通学などに利用されています。

路線バスは、西鉄バス、西鉄バス久留米、堀川バスの3社が運行しています。利用客数は、鉄道、バスとも年々減少傾向にあります。

特にバスは、自家用車の普及による利用者の減少に伴い、路線の廃止や運行本数の見直しが行われており、生徒や学生、高齢者などの日常的な足としての機能が果たせなくなっています。

このほか新市に隣接する筑後市では、九州新幹線の整備にあわせて船小屋駅（仮称）の設置が検討されており、完成すれば高速交通機能がより充実することが期待されます。

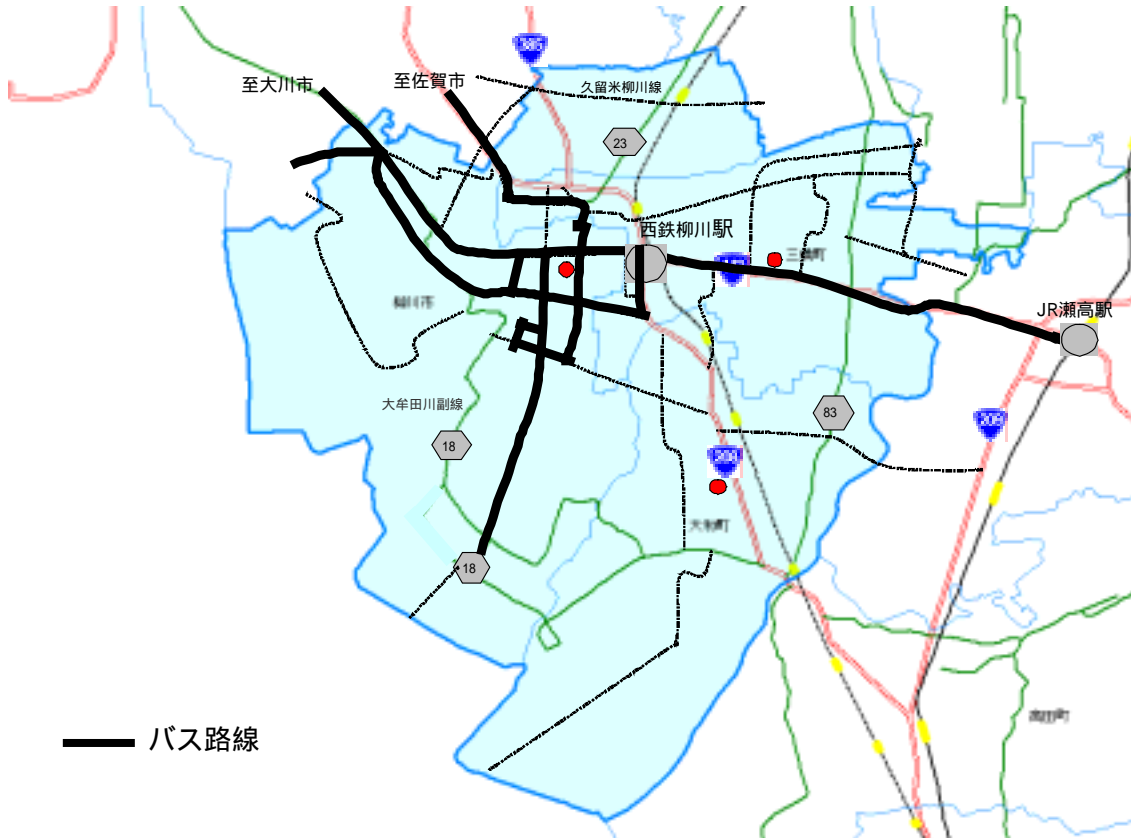
西鉄電車乗降客数の推移

(単位：人)

		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
蒲池	年間	252,580	228,490	216,810	201,115	174,105	165,710
	1日平均	692	626	594	551	477	454
矢加部	年間	51,465	48,545	47,450	43,435	42,705	40,515
	1日平均	141	133	130	119	117	111
柳川	年間	6,358,665	6,197,335	5,864,455	5,530,845	5,366,230	5,120,220
	1日平均	17,421	16,979	16,067	15,153	14,702	14,028
徳益	年間	118,625	122,640	123,735	114,245	105,120	97,455
	1日平均	325	336	339	313	288	267
塩塚	年間	382,885	361,715	315,360	288,350	265,720	251,485
	1日平均	1,049	991	864	790	728	689
中島	年間	662,840	629,260	563,560	504,430	477,420	455,885
	1日平均	1,816	1,724	1,544	1,382	1,308	1,249
合計	年間	7,827,060	7,587,985	7,131,370	6,682,420	6,431,300	6,131,270
	1日平均	21,444	20,789	19,538	18,308	17,620	16,798

(資料) 西日本鉄道株式会社

バス路線図



(3) 市街地整備

新市の全域は都市計画区域に指定されています。市街地部に相当する用途地域は、769haで全体の約1割を占めています。用途地域のうち8割程度が住居系用途で占められ、中心市街地を形成する商業系用途が全体の約1割となっています。

中心市街地は狭い道路が多く、交通安全の上で危険な状況を生み出しています。加えて建物の老朽化、過密化が顕著な地域もあり、防災上からも問題となっています。また、大規模なイベントを開催できる都市公園や、都市のうるおいを生み出す公園・緑地なども不足しており、都市景観を含めた市街地整備が急務となっています。

このような問題を解決するために、三橋町では柳川駅東部土地区画整理事業が、大和町中島地区では密集住宅市街地整備促進事業が進められています。

都市計画区域・用途地域指定状況

(単位：ha)

		新市	柳川市	大和町	三橋町
用途地域	第1種中高層住居専用地域	36.2	36.2	-	-
	第2種中高層住居専用地域	27.8	18.3	-	9.5
	第1種住居地域	489.8	213.4	131.1	145.3
	第2種住居地域	39.8	17.5	-	22.3
	準住居地域	2.0	0.0	-	2.0
	近隣商業地域	21.8	9.9	7.9	4.0
	商業地域	62.8	37.7	4.4	20.7
	準工業地域	78.8	24.0	24.6	30.2
	合計	759.0	357.0	168.0	234.0
用途地域外		6,931.0	3,366.0	2,110.0	1,455.0
都市計画区域		7,690.0	3,723.0	2,278.0	1,689.0

(資料)各市町 都市計画担当課

主な公園・緑地(2,000㎡以上)

	公園名称	面積(㎡)	設置年
柳川市	柳城公園	2,253	不明
	白秋詩碑苑	2,250	不明
	むつごろうランド	95,084	昭和62年
	あめんぼ公園	3,897	平成3年
	有明地域観光物産公園	11,151	昭和63年
大和町	雲龍公園	16,371	平成5年
	明野農村公園	4,750	平成14年
	明古漁村広場	2,183	昭和63年
	大和地区コミュニティ広場	2,321	昭和57年
	皿垣地区コミュニティ広場	4,200	平成14～15年再整備
	中島地区コミュニティ広場	3,231	昭和58年
	有明地区コミュニティ広場	4,018	平成12年
	豊原地区コミュニティ広場	3,248	昭和56年
三橋町	三橋町高畑公園	7,232	平成6年
	YOU・遊の森公園	15,700	平成8年
	立花いこいの森	29,890	平成12年

(資料)各市町

(4) 公営住宅

新市は22団地568戸の公営住宅を設置しています。これまで公営住宅は、住民に低廉で快適な住宅を提供するとともに、地域の活性化に貢献してきました。しかし柳川市と三橋町の多くの公営住宅は、高度成長期以前に建設されています。このため建物や施設の老朽化が問題となっているだけでなく、近年の高齢化の進行、生活水準の向上による生活者のニーズにそぐわなくなってきました。

このようなことから柳川市では計画的な公営住宅の建替事業が進められているほか、三橋町では公営住宅ストック総合活用計画を作成し建替えに向けての準備を進めています。

公営住宅の現状

(平成14年度末現在)

柳川市			大和町			三橋町		
団地名	建築年	戸数	団地名	建築年	戸数	団地名	建築年	戸数
隅町	S27～28	20	畦無	H元	20	中山	S31	9
椿原町	S28	12	鷹園	H10～11	61	垂見3	S43～44	10
深町	S29	17				中山2	S45	30
大沖	S29	23				江曲	S53～58	54
越棟	S29	23				中山3	S46	10
隅町南	S29～30	76				柳河	S47～48	10
本町	S30	24				桜ノ木	S49	10
久々原	S30	10						
久々原西	S40	18						
鳥の水	S41～42	37						
筑紫	S52	16						
佃	S55	24						
吉富	H11	54						
計		354	計		81	計		133
新市合計								568

(資料)各市町

(5) 河川・水路

新市を流れる矢部川等の河川は、水路（クリーク）の水源としての役割を果たしています。水路は市域を網の目のように張り巡らされており、農業基盤施設としての役割を持っています。また景観上の特徴となっており、水路の一部は観光用の川下りにも利用されています。

近年は生活排水の流れ込みにより、水質悪化が懸念されています。あわせて、土水路などの自然護岸が多いことから、崩壊への対応など維持・管理にかかるコストも大きなものとなっています。

(6) 情報基盤

高度情報化社会の進展に伴う情報基盤の整備は、柳川市が地域イントラネット整備事業を実施し、図書館や校区（支館）公民館、各小中学校を専用高速回線で結んでいます。図書館や校区公民館には、誰でも利用できるパソコンを設置し、気軽にインターネットを利用できるようにしています。

5 生活環境

(1) 上下水道

上水道は、日常生活に不可欠な水を供給する重要な生活基盤施設です。平成14年度の普及率は、柳川市が100%、大和町が98.2%、三橋町が93.8%となっています。なお、福岡県の南部の市町に水道水を供給している一部事務組合である福岡県南広域水道企業団には、柳川市と大和町が加入しているほか、三橋町も加入に向けた働きかけをしています。

下水道は、生活環境を改善し、河川や海等の公共用水域の水質保全等を図るために重要な生活基盤施設です。現在、柳川市と三橋町の各一部を対象にした公共下水道事業が行われ、平成14年度から一部利用できるようになりました。公共下水道の計画区域以外の地域では、小型合併処理浄化槽の設置補助が行われており、生活排水の浄化が図られています。

上水道の普及状況（平成14年度）

	新市	柳川市	大和町	三橋町
行政区域内人口（人）	77,484	41,854	17,463	18,167
給水人口（人）	76,048	41,854	17,149	17,045
給水戸数（戸）	23,397	13,506	4,502	5,389
普及率（%）	98.1	100.0	98.2	93.8
施設能力（m ³ ）	35,060	24,300	7,900	2,860
年間配水量（m ³ ）	7,201,297	5,435,772	1,436,749	328,776
1日最大配水量（m ³ ）	28,627	20,603	6,817	1,207
1日平均配水量（m ³ ）	19,735	14,898	3,936	901
職員数（人）	21	13	5	3

(資料)平成14年度 地方財政状況調 柳川市の年間配水量等は三橋町給水分を含む。

下水道の普及状況（平成14年度）

		新 市	柳 川 市	三 橋 町	
事業区域	処理面積	計 画	706 ha	449 ha	257 ha
		認 可	227 ha	158 ha	69 ha
		現在処理	49 ha	45 ha	4 ha
	処理人口	計 画	24,800 人	18,200 人	6,600 人
		認 可	9,100 人	6,900 人	2,200 人
		現在処理	3,811 人	3,611 人	200 人
	計画汚水量	計 画	18,100 m ³ /日最大	10,400 m ³ /日最大	7,700 m ³ /日最大
		認 可	4,200 m ³ /日最大	2,900 m ³ /日最大	1,300 m ³ /日最大
		現在処理	2,300 m ³ /日最大	2,300 m ³ /日最大	
雨水排除方式		分流式			
処理場	処理能力	計 画	18,100 m ³ /日		
		認 可	4,600 m ³ /日		
		現在処理	2,300 m ³ /日		
	場所	柳川市橋本町			
	面積	660 m ²			
	処理方法	オキシデーションディッチ法			
加入金（受益者負担金）		20万円～120万円			

（資料）平成14年決算統計・柳川、三橋下水道組合

小型合併処理浄化槽の設置状況（平成14年度）

	新 市	柳 川 市	大 和 町	三 橋 町
5人槽	116	40	28	48
6人槽	0	0	0	0
7人槽	264	108	66	90
8人槽	0	0	0	0
9～10人槽	9	4	1	4
11～20人槽	7	1	2	4
21～30人槽	5	2	1	2
31～50人槽	4	0	1	3
合 計	405	155	99	151
平成14年度末現在の補助事業による設置数累計	4,352	1,806	1,128	1,418

（資料）各市町

(2) ごみ処理

現在、一般廃棄物処理は柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合が行っており、可燃ごみ処理施設としてクリーンセンターを有しています。

また、不燃物の最終処分施設として柳川市の橋本処理場があります。

平成13年でのクリーンセンターの年間処理総量は29,270トンで、そのうち3,240トンが資源化されています。資源化率は11.1%で、平成6年の4.9%と比較すると3倍近くごみの再資源化が進んでいます。

ごみ処理量と資源化率の推移

(単位：トン、%)

	新市		柳川市		大和町		三橋町	
	平成6年	平成13年	平成6年	平成13年	平成6年	平成13年	平成6年	平成13年
処理総数	23,841	29,270	16,501	17,838	3,176	5,100	4,164	6,332
資源化総量	1,174	3,240	666	1,899	231	618	277	723
資源化率	4.9	11.1	4.0	10.6	7.3	12.1	6.7	11.4

(資料) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の状況」

(3) 防災・防犯

新市は周囲を河川や海で囲まれ、台風などによる高潮や河川の氾濫などによる水害の危険にさらされています。地域防災計画、水防計画による避難場所の指定等が行われていますが、総合的、効率的な防災体制の確立が重要になっています。

常備消防体制は、柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合による共同事業として実施されています。非常備消防体制としては地域住民による消防団が組織されています。各市町では消防に関連する施設や設備機器の充実に努めていますが、自然の消防水利としての役割を果たしているクリークの水量低下などが問題となっています。

犯罪については、近年、強盗事件などの重大犯罪の発生がみられるようになっており、警察や地域が一体となった防犯体制づくりが求められています。そ

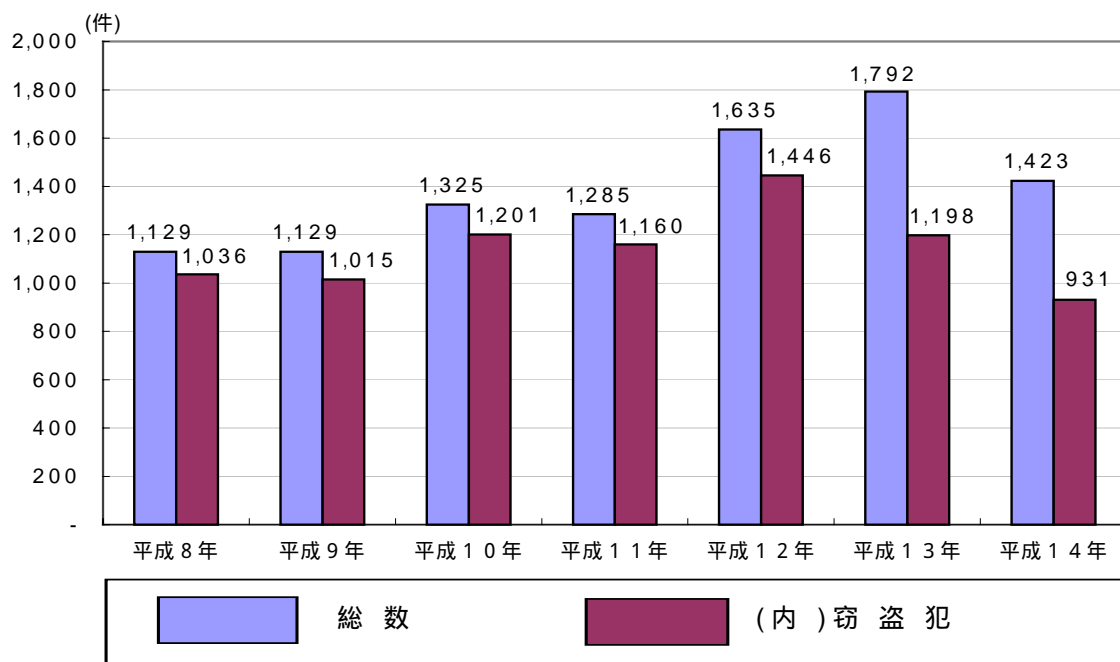
の一環として、平成15年度から「安全で安心できる まちづくり運動」が1市2町共同で展開されています。

火災発生状況(平成14年度)

		合 計	柳川市	大和町	三橋町
発生件数(件)	合計	27	16	7	4
発生内訳(件)	建物	21	13	5	3
	林野	0	0	0	0
	車両	1	0	0	1
	その他	5	3	2	0
焼損棟数(棟)	部分焼・ぼや	21	14	4	3
	半焼	1	1	0	0
	全焼	11	7	4	0
り災世帯数(世帯)	小損	15	9	4	2
	半損	2	2	0	0
	全損	6	2	4	0
死傷者(人)	死者	0	0	0	0
	負傷者	4	2	2	0
焼損面積	建物(㎡)	1,794.61	919.90	854.22	20.49
	林野(a)	0	0	0	0
損害額(千円)		124,990	48,216	75,615	1,159

(資料)柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合

犯罪発生件数(柳川警察署管内)の推移



(資料)福岡県警「犯罪統計」

6 福祉・保健・医療

(1) 福祉

高齢者保健・福祉施設全体では、定員710人に対し、入所者数は692人、申込者数は387人となっていますが、介護保険対象施設である「特別養護老人ホーム」は定員250人に対し、入所者数257人、申込者数290人となっており、多くの入所待ちの被保険者が発生しています。

平成15年の保育園児数は1,844人で、それまでの横ばい傾向に比べ増加しています。定員に対しては若干下回っている状況です。しかし今後の少子化社会にあっても、共働き世帯の増加等により保育サービスの需要は高まるものと予測されます。

高齢者保健・福祉施設

(単位：人)

施設種類	施設名称	所在地	定員	入所者数	申込者数
老人保健施設	水郷苑	柳川市	100	95	48
	柳川やすらぎの里	柳川市	100	92	4
	シャンティ	大和町	60	57	31
特別養護老人ホーム	ふるさとホーム	柳川市	100	103	27
	第2おやさと	柳川市	50	52	25
	敬和苑	大和町	50	50	156
	ありあけ園	三橋町	50	52	82
養護老人ホーム	柳光園	柳川市	50	47	0
	楠寿園(一部事務組合)	瀬高町	85	81	0
ケアハウス	おやさと	柳川市	50	48	5
	ケアハウス敬和苑	大和町	15	15	9
新市			710	692	387

(資料)各市町 平成13年9月1日現在

保育園児数の推移

(単位：人、箇所)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	保育所数	定員
新市	1,648	1,738	1,788	1,762	1,774	1,844	19	1,905
柳川市	823	849	869	855	869	896	8	900
大和町	382	459	482	477	473	447	5	510
三橋町	443	430	437	430	432	501	6	495

(資料)各市町

(2) 保健・医療

新市内の病院数は8箇所(病床数979床)、一般診療所は57箇所(病床数291床)、歯科診療所は37箇所となっています。

高齢化の進展や生活習慣病の増加、社会環境の変化により、保健・医療への需要が高まっていますが、病院立地の面で地域的な偏りがみられます。

また、高度救命救急医療を行う医療機関は市内にはなく、久留米大学病院の救命救急センターを利用している状況にあります。

医療施設数・病床数(平成13年10月1日) (単位:所、床)

	病院		一般診療所			病床数	歯科診療所数
	総数		施設数				
	施設数	病床数	総数	有床診療所	無床診療所		
新市	8	979	57	23	34	291	37
柳川市	6	844	32	15	17	166	24
大和町	0	0	8	2	6	28	5
三橋町	2	135	17	6	11	97	8

(資料)医療統計

7 教育・文化

(1) 教育

1市2町合計では、幼稚園が10園、園児数463人、小学校19校、児童数4,615人、中学校6校、生徒数2,470人となっています。少子化の影響等もあり児童・生徒数は減少傾向にあります。校舎などの施設は非木造がほとんどですが、一部では老朽化が進んでいるため、建築経過年数に応じた維持補修工事が逐次進められています。

また、高等学校は公立高校が1校、私立高校が2校あります。このほか、特殊学校が1校、専門学校が3校あります。

幼稚園

	園数(園)	年齢別在園者数(人)			
		総数	3歳児	4歳児	5歳児
新 市	10	463	133	147	183
柳 川 市	8	377	114	120	143
大 和 町	1	37	8	13	16
三 橋 町	1	49	11	14	24

(資料)平成15年度 学校基本調査

小学校

(単位：校、人)

	新 市		柳川市		大和町		三橋町	
	学校数	児童数	学校数	児童数	学校数	児童数	学校数	児童数
平成12年度	19	5,040	8	2,681	6	1,171	5	1,188
平成13年度	19	4,953	8	2,620	6	1,144	5	1,189
平成14年度	19	4,738	8	2,539	6	1,073	5	1,126
平成15年度	19	4,615	8	2,470	6	1,037	5	1,108

(資料)学校基本調査

中学校

(単位：校、人)

	新 市		柳川市		大和町		三橋町	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
平成12年度	6	2,679	4	1,479	1	622	1	578
平成13年度	6	2,609	4	1,413	1	619	1	577
平成14年度	6	2,537	4	1,355	1	620	1	562
平成15年度	6	2,470	4	1,318	1	603	1	549

(資料) 学校基本調査

高等学校

(単位：人)

	伝習館高等学校	伝習館高等学校 (定時制)	柳川高等学校	杉森女子高等学校
平成12年度	953	51	1,378	1,016
平成13年度	917	55	1,260	861
平成14年度	882	44	1,171	941
平成15年度	797	50	1,209	811

(資料) 教育便覧

(2) 文化・コミュニティ、スポーツ・レクリエーション

文化・コミュニティ施設では、地域活動の中核となる中央公民館や地区センター等の施設は各市町に配置されています。柳川市は小学校区を単位にした校区（支館）公民館をほぼ全域に設置していますが、大和町と三橋町にはありません。各市町では、これらの施設を利用して生涯学習講座や文化活動などが盛んに行われています。

また、図書館は柳川市と三橋町にあるほか、大和町では雲龍の館内に図書室が整備されています。

スポーツ・レクリエーション施設は体育施設を中心に各市町に配置されており、いずれも域外住民の利用も可能です。ただ、一部利用料金に格差が見られます。

主な文化・交流施設

施設種類	施設名称	所在地	竣工
公立図書館	柳川市立図書館（本館1、分館2、分室1）	柳川市	H 6
公民館	大和町中央公民館	大和町	S 5 5
	三橋町中央公民館	三橋町	S 5 5
文化施設	柳川市民会館	柳川市	S 4 6
博物館	柳川市立歴史民俗資料館	柳川市	S 6 1
	柳川古文書館（県立）	柳川市	S 6 0
	大和町雲龍の館	大和町	H 5
多目的施設	柳川市総合保健福祉センター「水の郷」	柳川市	H 1 3
その他コミュニティ施設	柳河ふれあいセンター	柳川市	H 4
	柳川就業改善センター	柳川市	S 5 4
	柳川農村環境改善センター	柳川市	S 5 7
	城内コミュニティ防災センター	柳川市	S 6 3
	蒲池農村環境改善センター	柳川市	S 6 1
	矢留うぶすな館	柳川市	H 6
	有明まほろばセンター	柳川市	H 7
	漁村センター	大和町	S 6 0
	大和町ふれあい自然の家	大和町	H 7
	社会教育集会所	三橋町	H 4

（資料）各市町

主なスポーツ・レクリエーション施設

施設名称	所在地	竣工	設備状況
柳川市民体育館	柳川市	S 5 7	鉄筋4,508㎡
柳川市民弓道場	柳川市	S 6 0	鉄筋317㎡、10人立
柳川市民武道場	柳川市	S 5 2	木造318㎡
柳川市民運動場	柳川市	S 5 0	8,796㎡
柳川市民庭球場	柳川市	S 6 0	410㎡、3面
柳川市民体育センター	柳川市	S 4 9	鉄骨平屋368㎡
学童農園むつごろうランド	柳川市	S 6 2	95,084㎡
大和町 B & G 海洋センター	大和町	S 5 3	体育館1,003㎡、武道館(剣道柔道)、グラウンド、テニスコート3面、ゲートボール場3面、艇庫
有明総合グラウンド	大和町	S 5 4	16,237㎡、多目的グラウンド
中島柔剣道場	大和町	S 6 2	柔・剣道場各1面
三橋町勤労者体育センター	三橋町	S 5 6	1,399㎡、バスケット2面、バレーボールコート2面、バドミントン6面
町民運動場	三橋町	S 5 7	9,220㎡、野球場1面、ソフトボール場2面、夜間照明
三橋町民柔剣道場	三橋町	S 6 1	柔道場2面、剣道場2面
三橋町民テニスコート	三橋町	H 5	全天候型3面、夜間照明

(資料) 各市町

8 行財政

(1) 行政

行政組織

これまで1市2町は、多様化する行政ニーズに効率的に対応するため、職員の適正配置に努めてきました。新市の職員数は、平成15年度で528人となっており、平成11年度の539人と比較して11人削減していますが、合併によりさらなる効率化を図る必要があります。

また、ごみ処理や消防救急、葬斎、下水道事業などは、複数の市町で構成する一部事務組合を設置して処理しています。業務によって市町間の組み合わせは多様です。

職員数の推移

(単位：人)

	新市	柳川市	大和町	三橋町
平成11年度	539	291	130	118
平成12年度	538	293	128	117
平成13年度	541	293	132	116
平成14年度	529	283	131	115
平成15年度	528	278	135	115

(資料) 各市町 各年4月1日時点

一部事務組合の設置状況

一部事務組合名	柳川市	大和町	三橋町	他市町村
柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合				
柳川、三橋下水道組合				
有明広域葬斎施設組合				
福岡県介護保険広域連合				
福岡県南広域水道企業団				
柳川市外三力町土木組合				
花宗太田土木組合				
東山老人ホーム組合				
大川市外1市2町衛生組合				
福岡県自治会館管理組合				
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合				
福岡県市町村職員退職手当組合				
福岡県市町村災害共済基金組合				
福岡県自治振興組合				

(資料)各市町、各一部事務組合

福岡県の総合計画および広域圏計画での位置づけ

1) ふくおか新世紀計画

(平成9年11月策定、同第2次実施計画平成14年6月策定)

【県土整備構想】

県土整備構想のうち新市が属する筑後地域において、筑後田園都市圏構想及び福岡・筑後活力コリドー(回廊)構想により、土地と水と交通基盤を生かした、環境と調和し、自立する多様な田園都市空間の形成を目指します。また多自然文化ベルト構想により、筑後川や矢部川流域はふるさとを象徴する河川空間として、美しい自然、豊かなみどり、清らかな水、潤いのある水辺空間や多様な文化の活用による「みどりと水と文化のベルト」を形成することとします。

【快適生活圏整備構想】

新市は筑後南部ゾーンに属し、矢部川流域の豊かな自然と歴史・文化を生かしたネットワーク型観光ゾーンの形成や満足シティ構想を促進します。

【県際交流圏構想】

新市は筑後川下流域県際交流圏に属し、交流を支える道路網等交通基盤の整備、木工業を中心とした地場産業の連携、有明海などの自然環境に育まれた独自の歴史と文化などの地域資源を生かした観光ネットワークの形成などを促進します。

2) 第4次有明広域市町村圏計画(平成14年3月策定)

【柳川市】

地域資源となっている水辺環境の保全と有明海沿岸道路などの交通体系を生かして、農・漁業面との連携などにより観光面での交流機能を一段と強化していくほか、潤いある環境とバランスのとれた圏域北部における都市機能、都市サービス提供の拠点としての役割を担います。

【大和町】

農業と漁業を中心とした地域づくりを図るとともに、さらに生活環境を整備し、田園都市の実現に努めます。

【三橋町】

現在計画中の土地区画整理事業を進めるとともに、都市計画道路整備に努め、住宅を誘導していくための都市的基盤の整備を図るとともに、良好な住環境を演出している掘割を保全し、本圏域を象徴する景観となる水辺を生かして、水と緑に恵まれた住環境を創出します。

(2) 議会

新市の法定議員数は30人以内ですが、現在の1市2町の議員数の合計は53人となっています。

議員数

(単位：人)

	新市	柳川市	大和町	三橋町
法定数	30	26	22	22
現員数		21	16	16
任期		H19.4.30	H19.4.29	H17.4.7

(資料) 各市町

(3) 財政

歳入

1市2町での歳入の内訳をみると、自主財源である地方税と、国から交付される地方交付税の合計額が、歳入の6割近くを占め、非常に大きな財源となっています。また、各市町とも自主財源（主に地方税）の比率が低く、地方交付税や国庫支出金など国に依存した財政構造となっています。

市町ごとに比較すると、柳川市や大和町では2割ほどの地方税が、三橋町では3割を超えるなど、地方税や地方交付税の歳入に占める割合に差があることがわかります。また、地方債は、学校等の建設事業の際に借り入れるもので、年度ごとの実施事業に関係があり、地方債依存度が高くなる場合があります。

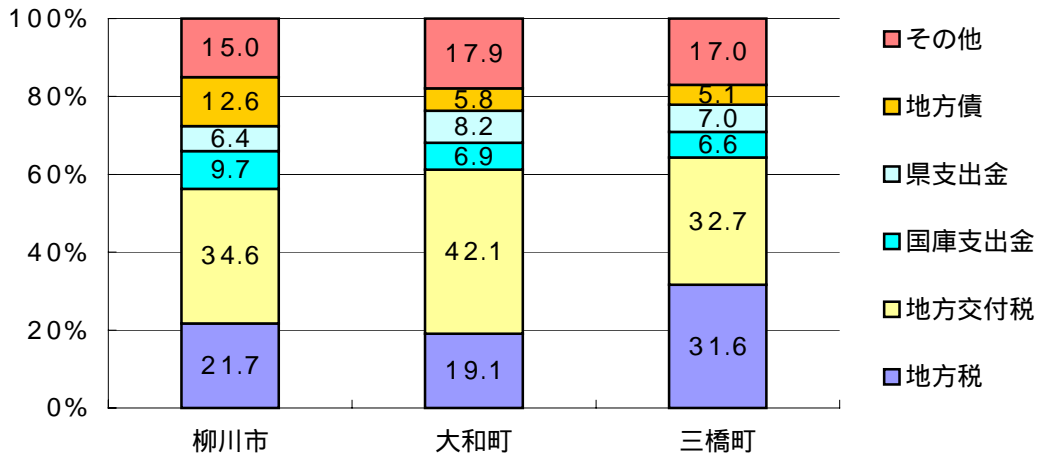
平成14年度決算の歳入内訳

(単位：千円)

	新市	柳川市	大和町	三橋町
地方税	6,005,142	3,176,728	1,120,756	1,707,658
地方交付税	9,298,532	5,064,653	2,469,409	1,764,470
国庫支出金	2,182,139	1,419,006	406,038	357,095
県支出金	1,786,197	928,729	479,595	377,873
地方債	2,461,031	1,846,052	338,925	276,054
その他	4,148,076	2,182,730	1,045,309	920,037
歳入合計	25,881,117	14,617,898	5,860,032	5,403,187

(資料) 地方財政状況調査

歳入内訳



地方交付税の状況

(単位：千円)

		平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	比較 H14 - H12
新市	普通	8,358,668	8,657,508	8,751,900	8,294,606	7,914,303	837,597
	特別	1,252,753	1,380,376	1,483,338	1,422,606	1,384,229	99,109
	計	9,611,421	10,037,884	10,235,238	9,717,212	9,298,532	936,706
柳川市	普通	4,282,293	4,490,417	4,586,167	4,356,408	4,194,512	391,655
	特別	789,823	872,012	935,099	890,169	870,141	64,958
	計	5,072,116	5,362,429	5,521,266	5,246,577	5,064,653	456,613
大和町	普通	2,473,275	2,480,989	2,471,828	2,306,753	2,133,625	338,203
	特別	290,281	326,332	359,291	349,220	335,784	23,507
	計	2,763,556	2,807,321	2,831,119	2,655,973	2,469,409	361,710
三橋町	普通	1,603,100	1,686,102	1,693,905	1,631,445	1,586,166	107,739
	特別	172,649	182,032	188,948	183,217	178,304	10,644
	計	1,775,749	1,868,134	1,882,853	1,814,662	1,764,470	118,383

(資料) 地方財政状況調査

歳出

歳出では、人件費や福祉分野での扶助費、借入金の支払いである公債費など、必ず支出しなければならない義務的経費が、各市町とも約4割となっており、財政の硬直化が進んでいることがわかります。この比率が低いほど、政策的な経費への支出が確保され、柔軟な財政運営が行えることとなりますが、今後は、義務的経費をいかにして削減していくかが大きな課題となります。

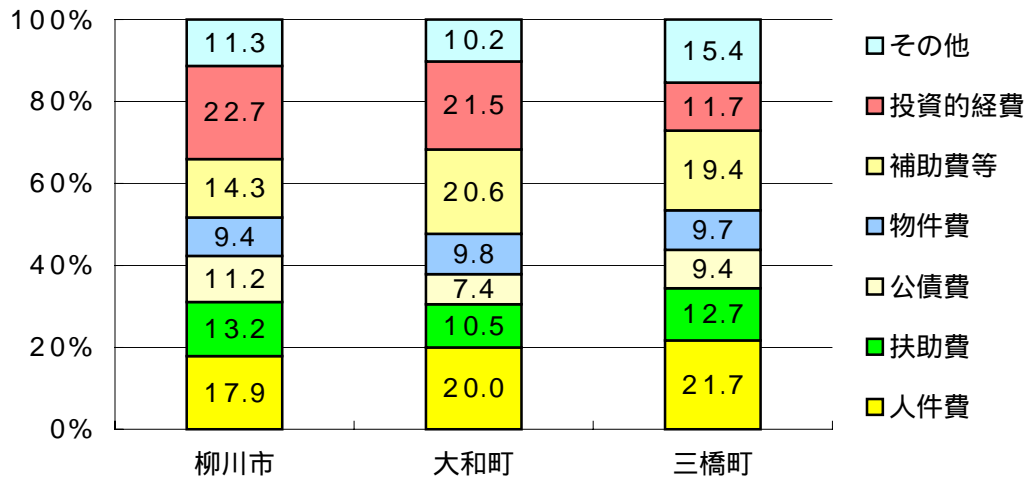
平成14年度決算の歳出内訳

(単位：千円)

	新市	柳川市	大和町	三橋町
人件費	4,795,735	2,572,545	1,122,274	1,100,916
扶助費	3,137,507	1,901,346	592,391	643,770
公債費	2,513,129	1,620,686	414,137	478,306
物件費	2,392,057	1,348,183	549,727	494,147
補助費等	4,200,172	2,052,690	1,159,602	987,880
投資的経費	5,072,436	3,264,530	1,211,316	596,590
その他	2,988,762	1,639,210	571,284	778,268
歳出合計	25,099,798	14,399,190	5,620,731	5,079,877

(資料) 地方財政状況調査

歳出内訳(性質別)



財政指標

平成14年度の主な財政指標をみると、財政力の豊かさを示す財政力指数は1市2町いずれも低い水準にあり、財政基盤が弱く、普通交付税への依存度が大きいことがわかります。過去5年間の推移をみると、各市町とも大きな変化は見られませんが、市町ごとに比較してみると、大和町の0.34から三橋町の0.50と、財政力には少し差があります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示すもので、通常、都市では80%程度、町村では70%程度が適正とされていますが、平成10年度以降をみると、柳川市は平成14年度には90%を超えています。また、大和町は平成13年度までは70%台で推移してきましたが、平成14年度は86.6%になっています。三橋町

は80%台で推移しています。過去5年間でみると、各団体とも年々数値が上昇し、財政構造の弾力性が失われつつあります。

公債費比率では、柳川市が15%を上回っています。また、起債制限比率は、起債発行に制限を受ける20%を上回っている市町はない状況です。

主要財政指標

		柳川市	大和町	三橋町
財政力指数 (3カ年平均)	平成10年度	0.42	0.33	0.51
	平成11年度	0.41	0.33	0.51
	平成12年度	0.40	0.33	0.50
	平成13年度	0.40	0.33	0.50
	平成14年度	0.40	0.34	0.50
経常収支比率	平成10年度	89.3	77.2	82.4
	平成11年度	85.9	76.0	83.5
	平成12年度	85.7	75.8	83.7
	平成13年度	88.6	78.7	85.3
	平成14年度	90.9	86.6	86.9
公債費比率	平成10年度	15.1	8.1	9.3
	平成11年度	15.5	8.4	10.6
	平成12年度	15.1	7.8	10.3
	平成13年度	16.3	7.8	10.3
	平成14年度	17.0	8.6	10.2
起債制限比率	平成10年度	10.5	4.8	6.3
	平成11年度	10.3	4.5	6.7
	平成12年度	10.3	4.4	7.1
	平成13年度	10.6	4.5	7.1
	平成14年度	11.0	4.7	6.4

(資料) 地方財政状況調査

財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年平均。財政基盤の強さを示す指標で、「1」に近いほど財源に余裕があることを示します。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。

公債費比率

地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金費(公債費)に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示しています。

起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されるもので、過去3年度間の平均が20%以上になると起債が制限されます。

地方債現在高

地方債（借金）現在高は、1市2町合計で244億円（平成14年度末）であり、平成10年度に比べ20%増加しています。住民1人あたりでは、約31万円の借金を抱えていることになります。

市町ごとにみると、過去5年間の地方債現在高の推移は、柳川市と大和町では増加傾向にあり、三橋町では減少傾向にあります。また、平成14年度末の住民1人当たりの地方債現在高で比較すると、最も多いのは柳川市で約40万円、逆に最も少ないのは三橋町で約18万円です。住民1人当たりの地方債現在高は、各市町で大きな差があることがわかります。

地方債現在高の状況

（単位：千円）

	新市	柳川市	大和町	三橋町
平成10年度	20,089,552	12,555,292	3,625,472	3,908,788
平成11年度	21,657,831	14,136,079	3,688,150	3,833,602
平成12年度	23,615,315	15,976,021	3,986,178	3,653,116
平成13年度	23,768,589	16,269,637	4,014,280	3,484,672
平成14年度	24,395,092	16,939,280	4,054,943	3,400,869

（資料）地方財政状況調査

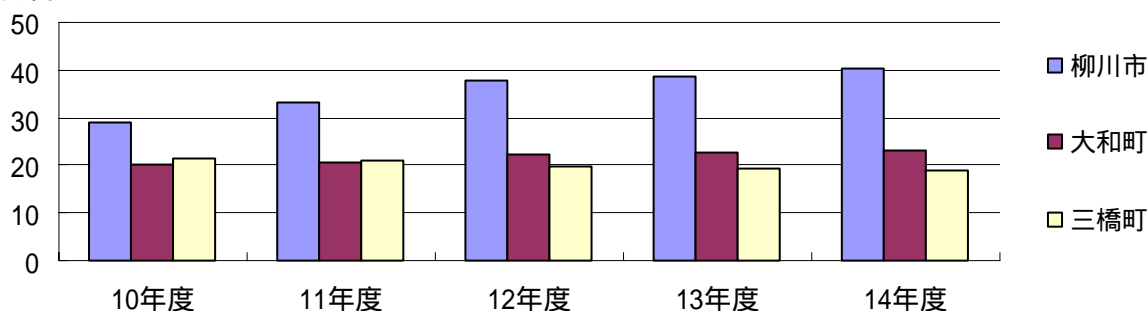
住民1人当たりの地方債現在高

（単位：円）

	新市	柳川市	大和町	三橋町
平成10年度	252,746	291,760	200,579	212,700
平成11年度	274,080	331,071	205,228	208,904
平成12年度	300,959	377,398	224,510	198,755
平成13年度	304,815	386,700	226,501	191,666
平成14年度	315,312	405,411	232,202	187,665

住民1人当たりの地方債現在高

万円



基金現在高

基金（積立金）現在高は、近年の厳しい財政状況の中、大きな取り崩しもなく一定で推移しています。平成14年度末の積立金現在高は、1市2町の合計額で約82億円、住民1人当たりでは約10万円となっています。市町ごとでは、柳川市が7万円、大和町と三橋町が14万円台となっています。

基金現在高の状況

（単位：千円）

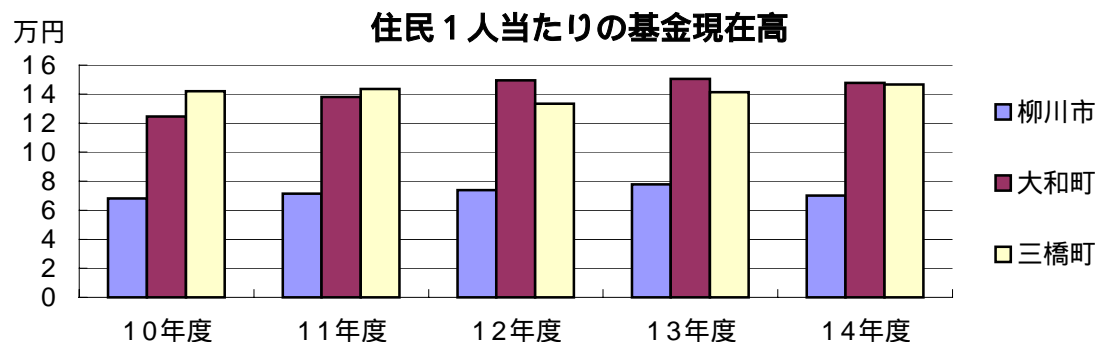
	新市	柳川市	大和町	三橋町
平成10年度	7,788,737	2,929,241	2,251,716	2,607,780
平成11年度	8,159,027	3,045,827	2,479,175	2,634,025
平成12年度	8,229,011	3,127,542	2,651,179	2,450,290
平成13年度	8,508,681	3,272,799	2,669,492	2,566,390
平成14年度	8,168,606	2,930,995	2,580,457	2,657,154

（資料）地方財政状況調査

住民1人当たりの基金現在高

（単位：円）

	新市	柳川市	大和町	三橋町
平成10年度	97,990	68,070	124,576	141,905
平成11年度	103,253	71,334	137,954	143,536
平成12年度	104,872	73,881	149,320	133,313
平成13年度	109,118	77,789	150,623	141,158
平成14年度	105,581	70,148	147,767	146,626



一部事務組合

1) 一部事務組合への負担金

各市町では、ごみ処理やし尿処理、消防救急、下水道事業などの事務を複数の市町村で構成する一部事務組合を設置して負担金を拠出しています。

主な一部事務組合への負担金をみると、1市2町で構成する柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合に、ごみ処理分で約8億円、消防救急分で約9億円を負担しています。また、大川市外1市2町衛生組合へは1市2町分で約3億円、柳川市と三橋町で構成している柳川、三橋下水道組合に約3億円と、各市町とも相当な額を負担しており、合併により行政組織全体の効率化が期待されます。

主な一部事務組合負担金の状況(平成14年度) (単位：千円)

名称	事務内容	新市	柳川市	大和町	三橋町
柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合(ごみ)	ごみ処理	855,653	410,241	210,684	234,728
柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合(消防・救急)	消防・救急	948,856	511,244	211,974	225,638
大川市外1市2町衛生組合	し尿処理	344,827	179,582	78,010	87,235
柳川、三橋下水道組合	下水道	335,450	239,975		95,475

(資料) 各市町

2) 一部事務組合の公債残高・基金残高

1市2町が加入する一部事務組合の公債残高と基金残高の状況は、県南地域に水道用水を供給している福岡県南広域水道企業団をはじめ、ごみ処理やし尿処理など設備投資が必要なところに大きな公債残があります。基金は、一部積み増ししていますが、公債残と比較するとそれほど大きな額ではありません。

一部事務組合の公債残高・基金残高(平成14年度) (単位:千円)

事務内容	名称	公債残高	基金残高	構成市町名
ごみ処理	柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合(ごみ)	1,895,552	467,484	柳川市、大和町、三橋町
下水道	柳川、三橋下水道組合	6,892,589	0	柳川市、三橋町
消防救急	柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合(消防・救急)	803,395	445,573	柳川市、大和町、三橋町
老人ホーム	東山老人ホーム組合	26,860	0	大和町、三橋町、瀬高町、山川町、高田町
火葬場	有明広域葬斎施設組合	0	50,511	柳川市、大和町、三橋町、山川町
し尿処理	大川市外1市2町衛生組合	1,445,591	0	柳川市、大和町、三橋町、大川市
用水供給	福岡県南広域水道企業団	14,464,625	3,678,582	柳川市、大和町、久留米市、大牟田市、八女市、筑後市、城島町、大木町、三潴町、立花町、広川町、高田町
農業水利	柳川市外3カ町土木組合	0	25,382	柳川市、大和町、三橋町、瀬高町
	花宗太田土木組合	0	70,000	柳川市、大川市、大木町

(資料) 各一部事務組合

第3章 新しいまちづくりの課題

1 新市の地域特性と課題

(1) 新市の地域特性

新市の概況

【人口構造】

- ・新市の人口は昭和55年以降減少を続けているとともに、少子化、高齢化が着実に進んでいます。

【産業構造】

- ・農業、水産業を中心とした第1次産業が基幹産業となっていますが、戸数・就業者の減少、生産高の停滞など厳しい経営状況が続いています。
- ・商工業も大きな集積がないことや郊外型大規模小売店の出店等により、厳しい経営状況となっています。
- ・観光資源は柳川市を中心に点在しているものの、まとまりやつながりに欠けます。
- ・観光客数は横ばいで推移していて、そのほとんどが日帰り客です。

【都市基盤】

- ・南北を結ぶ幹線道路と北部を中心にした東西幹線道路の計画はありますが、南部地域では東西幹線に乏しい状況です。
- ・幹線道路や公共的な施設につながる生活道路のネットワークや市街地内・集落内の道路拡幅等が課題として残っています。
- ・公共交通機関である西鉄電車やバスの利用客は、年々減少傾向にあります。バスについては利用者減にともなう路線や便数の見直しで、高齢者や通勤・通学者の足としての機能が果たせていません。
- ・市街地は狭い道路の混在、交通安全面での不安、建物老朽化と密集化、公園・緑地の不足などの問題を抱えています。
- ・公営住宅は老朽化が進んでいます。

【生活環境】

- ・住民に身近な存在である河川・水路は近年、水質の悪化や岸辺の崩壊などへの対応が課題となっているほか、泥土の堆積などにより保水能力が著しく低下しており、消防水利としての機能が危ぶまれています。
- ・生活排水の浄化は、公共下水道、小型合併処理浄化槽などにより対応しています。

【福祉・保健・医療】

- ・一部の保育所では定員を下回っているものの、少子化の到来により今後の質的なサービスの拡充が望まれています。
- ・特別養護老人ホームは、申込者数が定員を大きく上回っています。
- ・保健・医療への需要が高まっていますが、医療施設の立地に偏りがあります。

【教育・文化】

- ・少子化の影響により、児童・生徒数は減少しています。
- ・校舎の老朽化が進んでおり、維持補修工事が逐次行われています。
- ・生涯学習活動は積極的に行われていますが、活動の場の数は地域によって格差があります。

【行財政】

- ・職員の適正配置と削減はこれまでも進められていますが、今後一層の削減が求められています。
- ・一部事務組合は、業務により市町間の組み合わせが多様です。
- ・財政的には地方税などの自主財源の比率が低く、地方交付税や国庫支出金など国に依存した財政構造です。
- ・歳出全体に占める義務的経費の割合が約4割あり、財政の硬直化が進んでいます。

県・市町計画などでの方向性

【ふくおか新世紀計画】
 (新市を含む地域の位置づけ)
 県土整備構想
 筑後田園都市圏構想
 福岡・筑後活力コリドー(回廊)構想
 多自然文化ベルト構想
 快適生活圈整備構想
 筑後南部ゾーン
 歴史にはぐくまれた地域文化と多
 彩な産業が展開する環境文化圏
 県際交流圏構想
 筑後川下流域県際交流圏
 地場産業の連携強化と歴史資源を
 いかした観光ネットワークの形成

【第4次有明広域市町村圏計画】
 柳川市
 圏域北部における都市機能、都市サ
 ービス提供の拠点
 大和町
 農業と漁業を中心とした地域づくり
 と田園都市の実現
 三橋町
 水辺を活かした水と緑に恵まれた住
 環境の創出

【各市町の将来像】
 柳川市
 水辺とひとが輝くまち
 大和町
 緑豊かな田園と潮風漂う快適な生活
 空間
 三橋町
 水の郷、暮らしの都市、こころのま
 ち

住民意識調査結果

【将来像】
 「健康づくりや子ども、お年寄り
 などを大切にする保健・福祉のま
 ち」をトップに…
 ・交通事故や犯罪、自然災害の
 ない安全なまち
 ・道路、水路、公園、上下水道
 などが整った町
 ・工業、商業、サービス業など
 が活発で働く場が豊富にある
 まち
 ・緑豊かな自然環境を大切にす
 るまち
 がほぼ並んでいる。

【合併に期待すること】
 「役所の職員や議員が減ること
 で、経費も減らすことができる」
 が圧倒的に多い。

【合併で心配されること】
 「税金や公共料金が値上がりする
 おそれがある」がトップで、つい
 で「一部の地域だけが発展するお
 それがある」となっている。

地域特性からみた新市の主要課題

都市基盤の充実
 人口減少と少子高齢社会への対応
 産業連携の必要性
 コミュニティによるまちづくり活動の重要性
 水路(掘割)の整備・利活用

分野別主要課題

(2) 新市の主要課題

都市基盤の充実

1) 広域幹線道路網の整備

新市は福岡都市圏と南九州を結ぶ南北軸と、西九州と東九州を結ぶ東西軸が交差する位置にあり、地理的には発展する可能性を十分に持っている地域です。しかし現状では、南北軸である九州縦貫自動車道へのアクセス性に劣るため、潜在能力を十分生かしきれていません。

このため、地域高規格道路として整備が進められている有明海沿岸道路と、隣接する瀬高町に設置される九州縦貫自動車道瀬高インターチェンジ（仮称）とを国道443号三橋瀬高バイパスを活用して連結したり、幹線道路へのアクセス道路を整備したりして、人と物が行きかう便利で活力のある地域づくりを進める必要があります。

2) 居住環境の整備

新市には西鉄天神大牟田線柳川駅を有し、特急列車を利用すれば福岡市の都心まで45分で着くことができます。このため福岡市への通勤圏として発展する可能性はありますが、現状では道路や下水道の整備が行き届いた優良な住宅地が不足していることから、定着人口の誘導に今ひとつ弾みがかかりません。

既存の中心市街地や農業・漁業集落内は、狭い道路や未整備の水路が多く残っており、交通安全面や防火・防災面、衛生面からも問題となっています。また、人々の憩いの場となる公園や緑地についても、不足しています。

商店街の街並みも、車道と歩道が分離されていなかったり、駐車場が不足していたりしていることから、利便性や安全性に欠け、集客力の低下を招く原因にもなっています。

今後、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業、既存市街地の活性化事業を進め、新市にふさわしい都市空間を形成し、公共下水道事業の推進などにより居住環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインに対応したまちづ

くりの推進など、南筑後地域における拠点性の向上を図る必要があります。

人口減少と少子高齢社会への対応

1) 少子化への対応

少子化は高齢化の加速につながり、さらに人口減少という結果に直結します。新市の人口は、昭和55年をピークに少しずつ減り続けています。特に10代後半の進学・就職による転出や少子化が人口の減少に拍車をかけており、人口構造上からも若者が少ない特徴があります。

人口構造の推計では、総人口は新市誕生から10年後で68,251人、15年後で64,506人と厳しい数字が打ち出されています。0歳から14歳までの年少人口の動きも、合併10年後には8,592人、15年後は8,071人と推計されます。

このような状態が続けば、新市の活力は低下し、ひいては地域イメージの低下を招くという悪循環を生み、今後のまちづくりに大きな問題が生じることが予想されます。

このため新市では、若年層にも魅力ある雇用の場の創出を図るとともに、定住を促進するための住環境を含めた生活環境の整備を図り、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

少子化に関しては、次世代育成支援対策推進行動計画の策定を通して、多様化する保育ニーズへの対応、福祉・保健・医療など社会保障制度の充実を図るなど子育て支援策の充実を図る必要があります。

また、青少年の健全育成、教育施設の整備・充実、教育水準の維持・向上などに努め、未来を担う子どもたちのための環境づくりを進める必要があります。

2) 高齢化への対応

新市では、老年人口（65歳以上）の割合が全国や県の平均を上回っています。平成27年には老年人口の割合が30%に達することが予測されており、

高齢化への対応がますます重要になります。

少子高齢化や核家族化に伴い世帯規模は小さくなっています。その結果、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が見られます。

こうした家族環境の変化は、子育てや高齢者の介護といった面で、福祉機能の低下を招きます。このことは家族自身の問題だけでなく、地域社会の形成へ影響を及ぼすことにもなります。

このため、今後は生涯学習システムの構築やシルバー人材センターの機能の充実、高齢者が元気で社会参加でき、生きがいづくりができる体制を整える必要があります。また、高齢者を地域で支える仕組みづくりや、家庭内で介護に従事している人たちを支援する制度の充実も重要です。

産業連携の必要性

新市では、ほとんどの産業で生産額が落ち込むなど経営環境の面での厳しさ、後継者不足、就業者の高齢化などの課題を抱えています。

しかも、第2次産業や第3次産業の牽引力は弱い状況にあります。

今後、活力と魅力にあふれた産業づくりを進めていくためには、それぞれの産業振興にあわせて、さまざまな産業や業種が相互連携し、新市が有する各種の地域資源を活用した新商品の開発やブランド化、地域産業の底上げを図る必要があります。

そのためには産・官・学が連携し、既存産業の育成や企業誘致の促進を進めていく必要があります。

また、すべての産業を活性化するためには、交通体系の総合的な整備にあわせて、新市を特徴づける産物が集まり多様な人々でにぎわう施設の整備など、流通・販売体制を強化するためにハード・ソフト両面からの対応が必要です。

コミュニティによるまちづくり活動の重要性

新市のまちづくりは、「そこに住む人々自らの創意と力の結集によってつく

り上げていくもの」です。行政との協働のもとで、住民の積極的な参加を促し、住民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。その中心になるものがコミュニティです。

新市では、地区公民館、老人クラブ、子ども会など、行政区単位でコミュニティが形成されてきました。

都市の規模が大きくなって、既存のコミュニティがなくなるのではないかという懸念の声があがっていますが、コミュニティは、地域に根ざした事業や施策を推進する上で、もっとも重要な役割をになうものです。

今後は地域を支える行政区活動や公民館等で組織されるコミュニティによる住民自治を推進し、その組織強化の支援に努める必要があります。

そのため住民自らが取り組む諸事業においても、地域のことは、地域の住民自らが決定し、その責任も負っていくという住民自治を基本に、地域の実情に応じた効率的な施策を展開する必要があります。

また、地域のまちづくり活動を活性化させ、住民自らが行う防犯・防災、環境美化、地域福祉、青少年健全育成等の各分野で地域づくりのための諸事業の推進と、地域に残る伝統文化の継承と新たな文化の創造への支援等を図る必要があります。

また、これら活動のネットワークや、ボランティアの育成・組織づくりを進める必要があります。

水路（掘割）の整備・利活用

新市に縦横に張り巡らされた水路（掘割）は、命の水を得るための貴重な財産であるとともに、歴史的な文化遺産です。

その機能は、利水や治水のために創り出されたものですが、水路がつくる風景は、数多くの薫り高い文化を築いてきた源でもあります。

現在、水路は農業用の用排水や川下りに利用されていますが、生活排水の流れ込みなどにより水質の汚れが進んでおり、水質の浄化に向けた公共下水道事

業や小型合併処理浄化槽の設置補助を推進するとともに、上流と下流が連携した水質浄化の仕組みづくりを検討する必要があります。

また、水質浄化のためには、水量と流水の確保が不可欠であることから、計画的なしゅんせつや水利施設の整備を進めるとともに、岸辺の整備（護岸）などを進める必要があります。

景観の面からは、地区の特性に合った整備を進めるとともに、水質の浄化や貴重な水辺の動植物の保護など、総合的な水辺環境の保全を地域一体で取り組み、新市の個性あるまちづくりにふさわしい景観づくりが必要です

さらに、水路（掘割）に対する意識啓発を推進することも重要であり、環境教育を推進するとともに、市民団体の育成やボランティア活動を支援し、行政と住民が一体となった浄化運動や清掃運動を促進する必要があります。

2 分野別主要課題

(1) 産業構造

農業

農業、水産業は、新市の主要な産業となっており、新市の住民アンケート調査でも、産業分野の中で重要なこととして「農業や漁業の振興」がもっとも多くなっています。

農業は、用排水施設や道路などの生産基盤の整備を図るとともに、農地の集積などの経営規模の拡大を図り、一方では集約型農業の導入促進を図るなどして経営の安定化を促進する必要があります。

かつて米は、この地域の中心作物でしたが、生産調整の影響で大きく作付面積を減らしています。今後、生産調整は生産者の責任に委ねられることが検討されています。産地間競争に勝てるだけの良質米の生産や、他品目への転換などについて、支援していく必要があります。

消費者の農産物に求めるニーズは、「安価」なものと、「安全・安心」なものとの求める二極化が顕著になっています。有機減農薬栽培や無農薬栽培といった、人や自然にやさしい栽培方法を研究し、「安全・安心」といった付加価値の高い農産物の生産を促進する必要があります。

後継者不足や就業者の高齢化、担い手の確保など、直面している問題の解決を図る必要があります。

農業を生産性の向上という側面からだけでなく、退職後の人生を楽しむ場としての農業や、都市の人たちが自然を満喫し余暇を楽しむための農業、生涯学習や健康づくりが結びついた農業など、多様な農業の展開を考えていく必要があります。

水産業

多種多様な魚介類の宝庫である有明海を生産基盤とする水産業は、近年の有明海的环境悪化により、ノリ養殖をはじめとして不振が続いています。有明海的环境悪化の早期原因調査・研究と抜本的な対策を国・県に要請すると

ともに、ノリ養殖の指導體制の強化や生産拡大を図るため、漁業団地の整備や協業化のための事業に取り組む必要があります。

経営安定化に向けては、有明海の保全・再生や漁業環境の改善、栽培漁業の振興などを推進し、ノリ養殖とあわせた周年漁業体制の確立を図る必要があります。

また、漁家数は近年大きく減少しており、従事者の高齢化とあわせて、担い手不足が深刻化しています。

地産地消などを促進するとともに、中島の朝市などの観光資源を活用した体験型観光などに積極的に取り組む必要があります。

工業

工業は、工業生産基盤の維持と整備を通して地場産業を中心とした既存工業の体質強化を支援する必要があります。

就業機会の確保・充実の観点から、新産業の受け入れ態勢の整備や交通利便性の向上など、進出しやすい条件整備に努め、雇用力のある企業の誘致を促進するとともに、専門的な技術を持った優れた人材の育成支援に努める必要があります。

新産業の受け入れについては、住民アンケート調査でも「企業・研究機関の誘致」「情報・通信・コンピュータ関連産業などの振興」「ベンチャー企業への支援」を含め約半数の住民が重視しています。

商業

消費者ニーズの個性化・多様化、生活様式の変化、一段と進む消費活動の広域化など、商業を取り巻く環境は著しく変化しています。また、現在は、郊外型大規模小売店やコンビニエンスストアの売り上げが非常に高くなっています。

それに反して消費者の身近にあった既存の小売店や商店街の機能の低下が目立っています。

今後は、民間事業者等と連携した駐車場・駐輪場の確保や路線バスの活用

など交通利便性の向上を図る必要があります。また、空き店舗対策など地元商店街が取り組む施策への支援体制の強化により、地域に密着した魅力と個性にあふれた、安全で楽しい買い物ができる商店街づくりを進める必要があります。

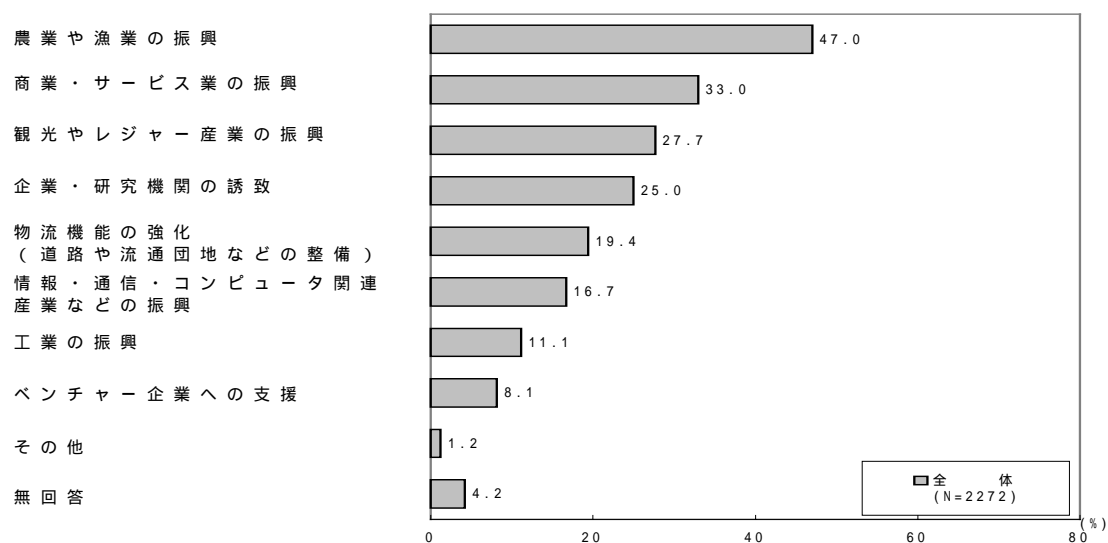
観光

新市には、柳川の川下り、中島の朝市、有明海の潮干狩り、中山の大フジ、温泉などの自然資源や、各地の伝統芸能、文化財などが数多くありますが、いずれも新市内に点在しています。このため観光客が、目的や期待感をもって回遊できる結びつきがないのが実情です。今後は新たな観光資源を発掘し、既存の観光資源を結びつける観光ルートを設定し、点の観光から線・面の観光振興に結びつけるとともに、見る観光から、触れる、感じる観光への転換や滞在型の観光地づくりが必要です。

そのためには、民宿などの宿泊施設の充実と、駐車場などの観光基盤の整備とともに各観光施設をネットワークし、観光施設周辺の景観向上による集客力アップが求められています。

また、インターネットをはじめとした様々なメディアを活用し積極的にPRし、観光客のニーズに対応した観光戦略を構築する必要があります。

産業を盛んにするために重要なこと(住民アンケート調査結果)



(2) 都市基盤

道路

新市は久留米都市圏に隣接した交通の要衝となっています。現在、有明海沿岸道路(国道208号バイパス)や国道443号三橋瀬高バイパス、(仮称)瀬高インターチェンジ設置などの計画・整備が行われており、これらの広域幹線道路の早期整備が望まれます。

広域幹線道路の整備とともに、これら広域幹線道路と接続する道路と、西鉄柳川駅をはじめとする西鉄各駅、設置が検討されている九州新幹線船小屋駅とを連絡する道路ネットワークの整備が求められています。道路整備にあたっては、安全性や防災性、快適性といった側面に配慮した道づくりが必要です。また、住民アンケート調査では、段差の解消などに配慮した道路整備が重要視されています。

既存市街地や農業・漁業集落内の道路には、曲がりくねった道や狭い道がまだ多く残っています。交通安全面や防火・防災面でも問題があるため、拡幅などを計画的に進める必要があります。

公共交通

新市の公共交通機関は、西鉄天神大牟田線、西鉄・堀川バスなどが住民の日常生活の重要な足となっていますが、自家用車の普及や周辺人口の伸び悩みなどから、乗降客数が減少傾向にあります。路線バスは赤字路線の廃止や運行本数の削減など厳しい現状にあり、今後、行政と住民の協働による公共的輸送手段を検討する必要があります。新市の各地域から西鉄各駅、主要公共施設などを結ぶバスの運行や、新市の道路網を生かした代替交通機関の導入、福祉バスの運行など、高齢化社会に対応した公共交通機関の整備が課題となっています。

西鉄天神大牟田線は、駅周辺の整備を通して定住人口の増加促進を図るとともに、豊富な観光資源を活用した定期的なイベントなどの開催を通して利用促進を図り、複線化などによる運行本数の増加を求めする必要があります。

市街地整備

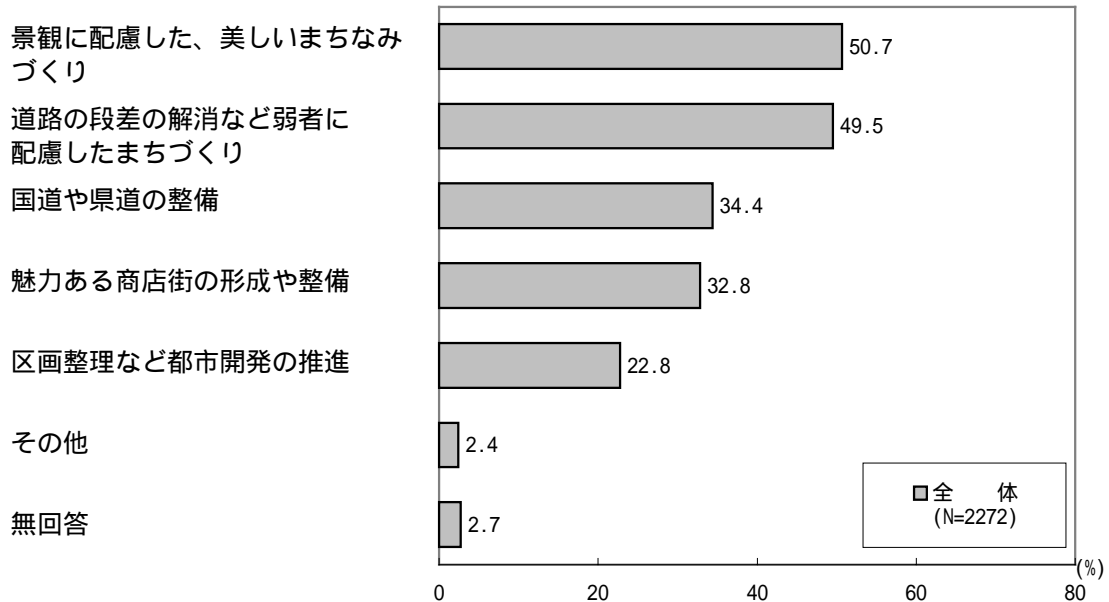
既存市街地の用途地域周辺部には、無秩序な宅地開発などにより土地利用の混在がみられます。これら周辺部をはじめ、今後整備が予定されている有明海沿岸道路や国道 443 号三橋瀬高バイパス、佐賀線跡地道路沿線などについては、無秩序な開発防止の観点から、適正な土地利用のあり方を検討する必要があります。

魅力ある活力あふれるまちづくりのため、都市計画マスタープランなどにより都市の将来像を明らかにしたうえで、多様な住宅ニーズに対応した住環境の整備、中心商店街の活性化、癒し空間としての緑地空間の充実を図る必要があります。また景観条例の制定などを通して、美しいまちなみ景観の形成に努めるなど、市街地全体の活性化を推進する必要があります。

住民アンケート調査でも、道路やまちなみ整備の分野で重要なこととして「景観に配慮した、美しいまちなみづくり」が半数を超えてもっとも多く、景観を重視したまちづくりが望まれています。

公園・緑地等の緑地空間については、利用者の利便性や利用人数などを踏まえて、子どもから高齢者まですべての住民の利用に配慮した適正な配置と面積規模を確保するとともに、公園・緑地の維持管理体制の確立を図ることが必要です。

道路やまちなみ整備で重要なこと(住民アンケート調査結果)



住環境・公営住宅

人口定住化や転入者の受け皿として、西鉄各駅周辺や国道443号三橋瀬高バイパス、有明海沿岸道路沿道など新規の住宅開発が予想される地域では、民間活力の導入を想定した、適正な土地利用の誘導と住宅整備が必要です。

公営住宅は、老朽化した住宅の建て替えが必要となっていることとあわせ、公営住宅ストック総合活用計画などにに基づき、高齢者や障害者などをも含めた、すべての人が使いやすく安心して暮らせる、質の高い魅力ある公営住宅の供給が求められています。

情報基盤

整備が進みつつある高度情報基盤を前提に、地域イントラネットをはじめとする既存情報システムの利用促進、推進体制の充実、人材の育成、デジタル化への対応など地域情報化を進め、円滑で効果的な情報の受発信に努める必要があります。

とくに、情報関連産業の育成や学校における情報教育の実施、住民向けの研修の実施などが重要になっています。

また、新市のホームページから各種申請手続きや公共施設の予約などができるようにするなど、高度情報化時代に対応した住民サービスの充実が課題です。

(3) 生活環境

上下水道

上水道の整備は、需要に応じた水量を確保し、市内を合理的に配水する配管網の検討や、給水不良に対応できる配水管整備を進める必要があります。

クリークの水質悪化の主な原因は、家庭から流れる生活排水であるといわれていますが、公共下水道は柳川市と三橋町で一部供用が始まったばかりです。地域の生活排水処理の実情を把握し、住民との意思疎通を十分に図りながら、実情に即した生活排水処理のあり方を検討する必要があります。

住民アンケート調査でも、生活環境を整えるために重要なこととして「下水道整備や浄化槽の設置補助の取組み」がもっとも多く、生活排水の浄化に対する住民の意識の高さが示されています。

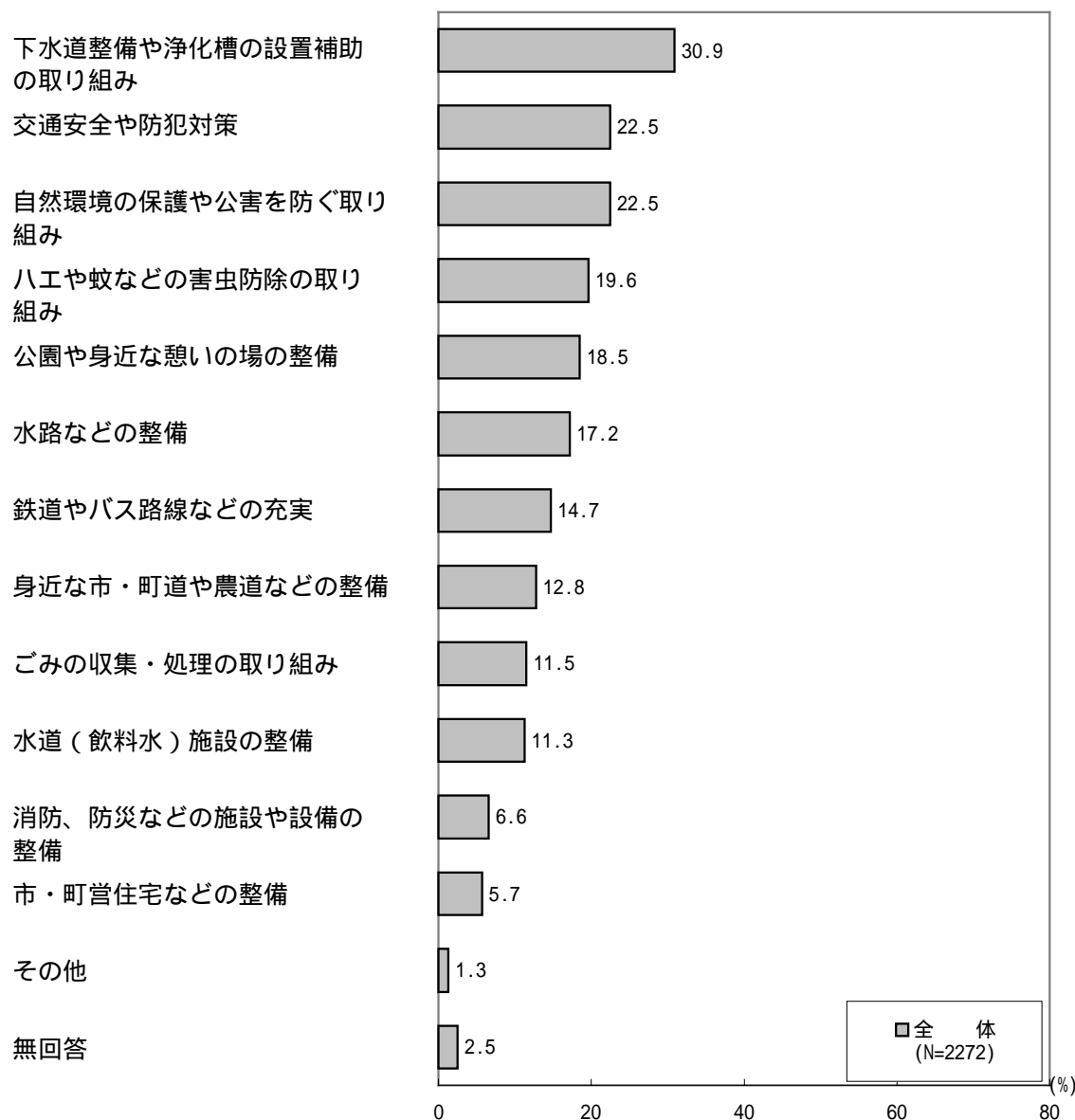
環境衛生

ごみ処理は、柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合で行っています。今後のごみの増大を想定し、ごみの減量化・再利用などの啓発活動を充実するとともに、住民との協働による環境美化、さらにはISOの取得など循環型社会の形成を前提とした体制づくりが求められています。

また家庭や河川敷でのゴミの焼却が後を絶たないことから、啓発活動にあわせて、悪質なものについては地域一体となった監視体制が必要です。

環境衛生については、既存のクリーン連合会などの活動を通して自主的な衛生活動の展開とともに、消毒薬剤・機材補助などの支援を継続する必要があります。

生活環境で重要なこと(住民アンケート調査結果)



防災・防犯

防災は、地域防災計画に沿った住民の防災意識の高揚や高齢者の避難支援などを行う身近な災害ボランティア活動、自主防災組織の育成などの施策を展開するとともに、災害時の情報収集力と伝達力を強化する必要があります。

消防は、柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合で行ってきました。生

活様式が複雑化・多様化する中で、火災の発生原因も複雑化・多様化しています。住民の生命と財産を守るために消防施設の効率的配置や消防体制の効率化、機能強化は重要な課題となっています。

防犯については、平成15年度から1市2町で「安全で安心まちづくり運動」が展開され、防犯に取り組む体制づくりが整備されつつあります。今後、一層安全で安心できるまちづくりを進めるため警察署や関係団体と協力して、地域一体となった犯罪、暴力を許さない、見逃さない体制づくりが必要になっています。

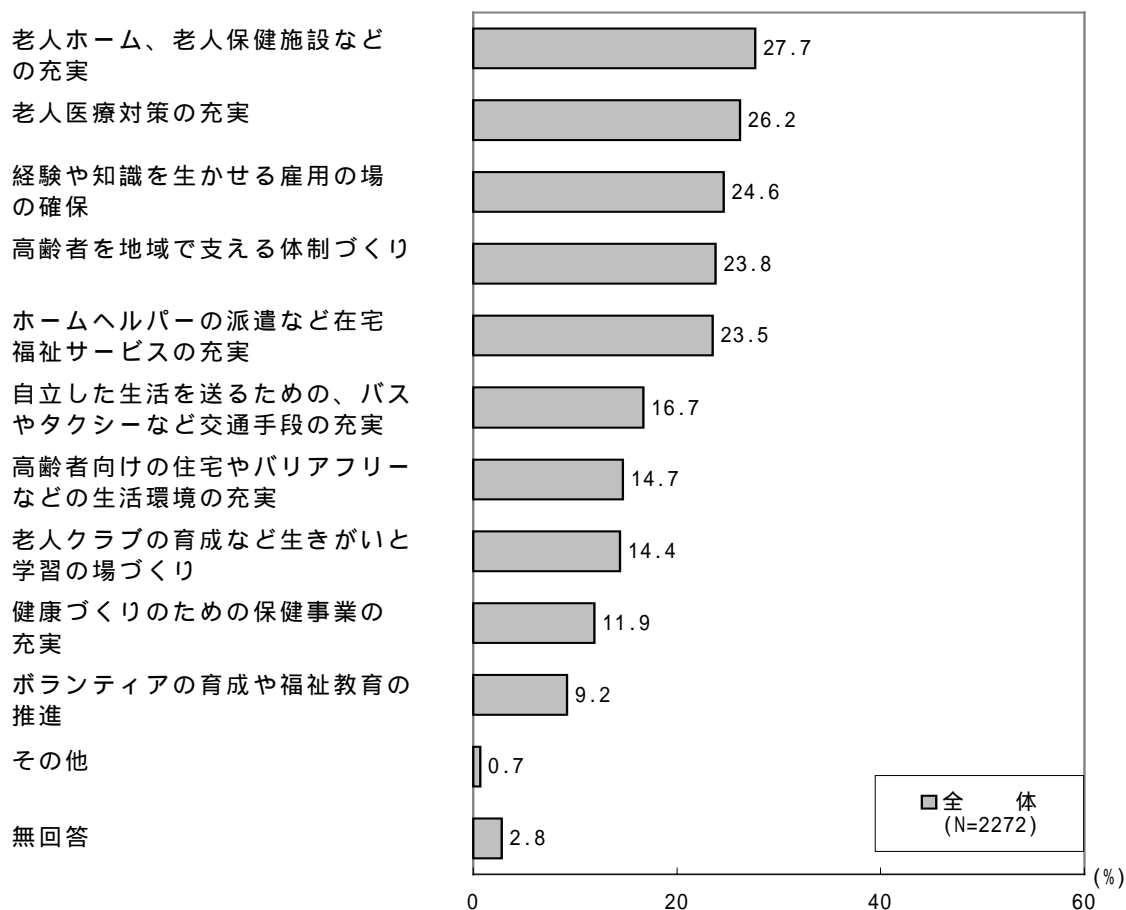
(4) 福祉・保健・医療

福祉

高齢者福祉は、高齢者のニーズを把握し、第2期介護保険事業計画に基づき介護保険制度の充実を図るとともに、介護保険対象外の在宅サービスや施設サービスにも努める必要があります。また、高齢者一人ひとりが健康で生きがいのある生活が送れるようにすることも重要な課題です。

住民アンケート調査の「高齢化社会で重要なこと」では、とくに偏りのある項目はなく、施設・在宅を含めた高齢者福祉サービス・老人医療に関する項目と地域福祉・生きがい対策に関する項目がそれぞれ2割から3割の割合で均等にあげられています。

高齢化社会で重要なこと(住民アンケート調査結果)

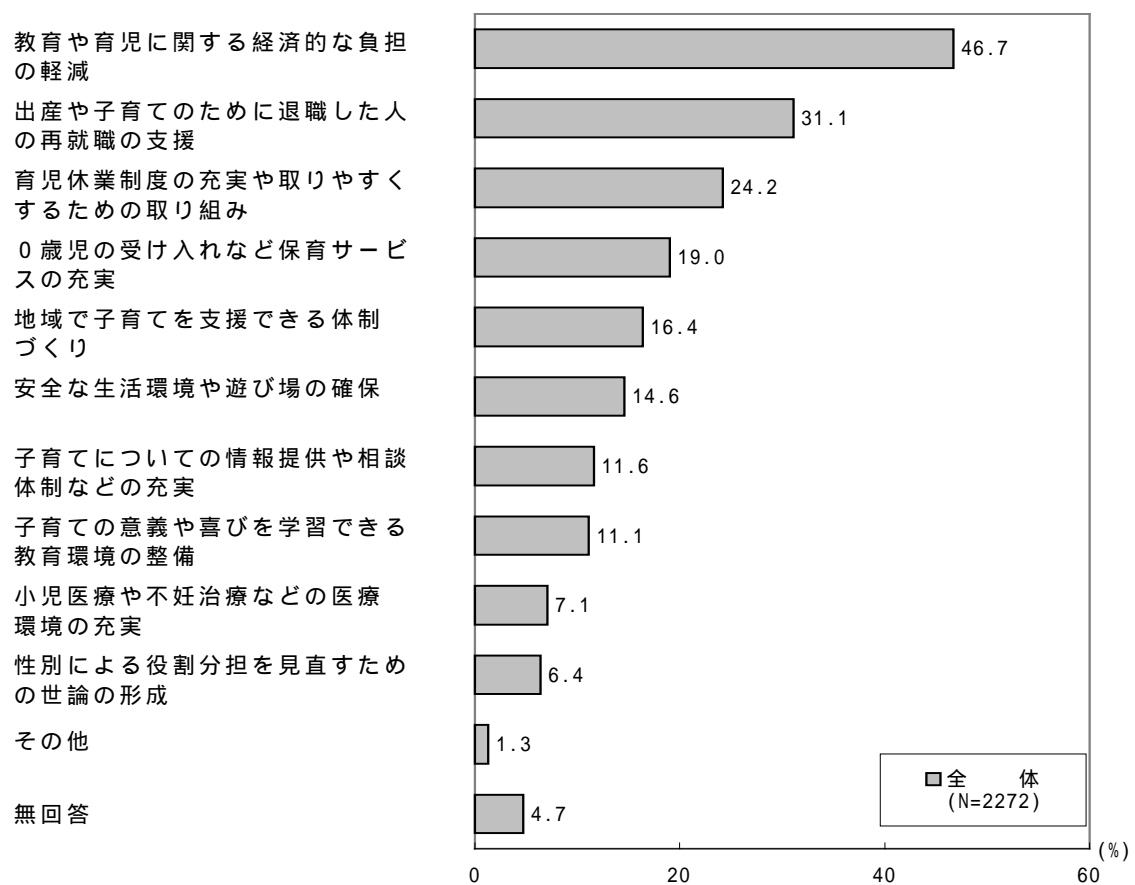


少子化の影響で児童数は減少傾向にあります。そのような中であっても共働き世帯の増加や核家族化の進行、学校週5日制などにより、保育所や学童保育などに対する保育ニーズは多様化しており、社会環境の変化に対応した事業の展開が求められています。

少子化改善に関する意識を住民アンケート調査でみると、「教育や育児に関する経済的な負担の軽減」が半数近くを占めています。次いで「出産や子育てのために退職した人の再就職の支援」「育児休業制度の充実や取りやすくするための取り組み」と続いています。今後、児童福祉を考えていくうえでは、保護者の経済的負担の軽減にあわせて、女性の就業支援を含めた総合的な観点に立った取り組みが必要です。

また、家庭と地域などと連携を深めながら、父親の子育てへの参加の促進、家庭教育に関する親の意識の啓発や的確な知識や情報の提供、相談機能の充実など、家庭教育に対する支援を積極的に進める必要があります。

少子化改善のために重要なこと(住民アンケート調査結果)



障害者福祉では、自立を促進するため、就労・雇用環境の充実、地域活動への参加など、総合的な障害者施策体系の確立を図る必要があります。

また、地域住民自らが地域福祉の担い手であるという意識を高め、地域の福祉能力の向上を図ることも重要な課題です。そのためには地域コミュニティを深めるとともに、福祉・保健・医療の各機関との連携によるボランティアを育成するなど、世代や地域を問わず広がりのある地域福祉の環境づくりを進めることが重要です。

保健・医療

住民の健康管理のための健康相談や基本健康診査、各種ガン検診などを実施していますが、今後も検診方法や検診活動の充実などによる受診率の向上を図る必要があります。また、「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という健康づくりに対する意識を高めるため、福祉、保健、医療一体となった推進体制づくりも重要な課題となっています。

「健康日本21」の取り組みとして、健康増進や生活習慣病の予防を目的に作成した「新世紀健康まちづくり推進基本計画」に基づいた、長期的で計画的な事業の展開が必要です。

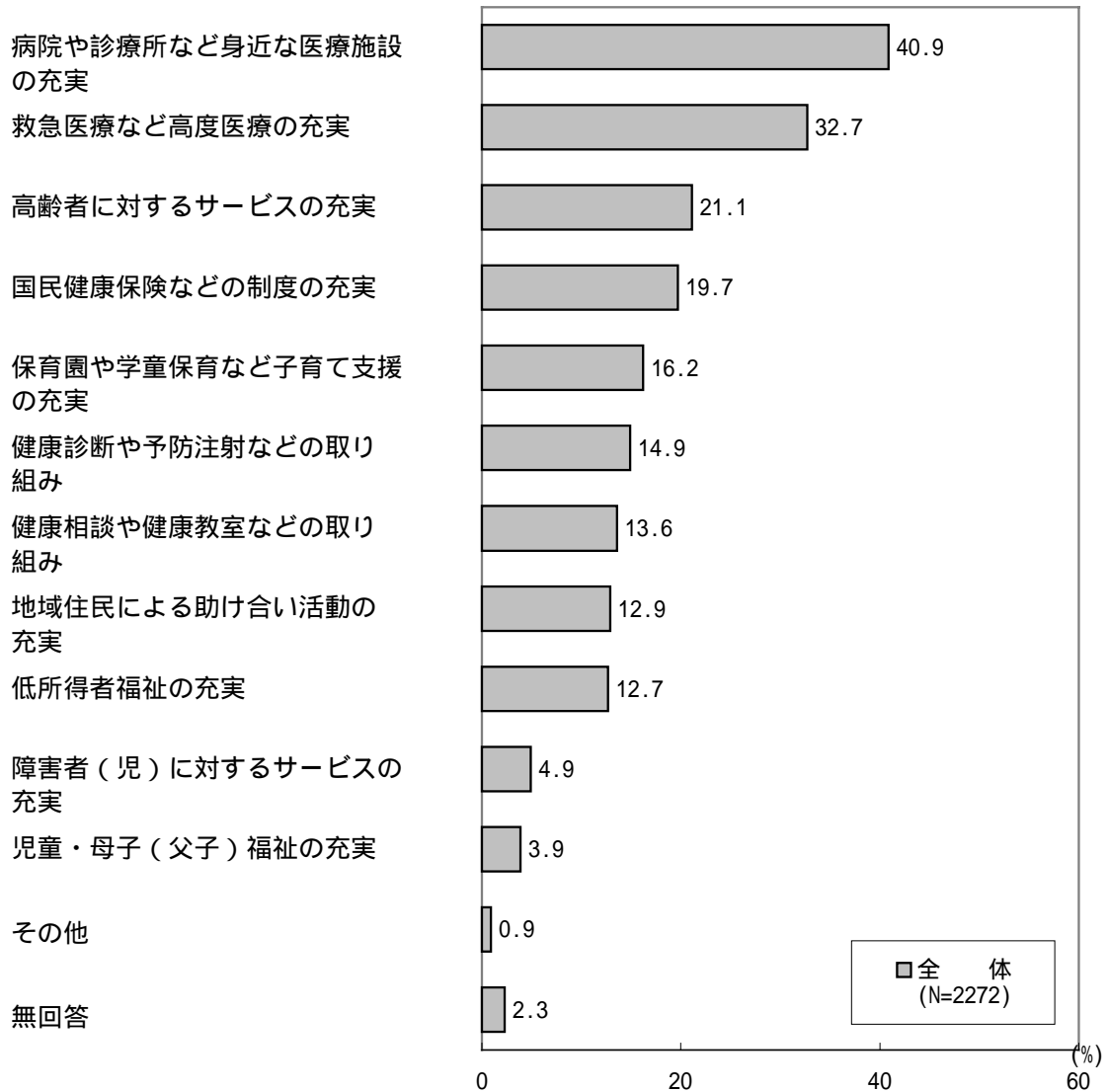
疾病構造の変化、人口構成の変化により、地域医療に対する需要も多様化する傾向にあるため、広域的な連携のもとで医療体制や診療科目の拡充などによる、適切な医療の確保が重要となっています。

また、休日・夜間診療など救急体制の充実や高度医療施設との連携も必要となっています。

住民アンケート調査でも「病院や診療所など医療の充実」「救急医療など高度医療の充実」の2項目が目立って多くなっています。

医療や保健、福祉を充実させるために重要なこと

(住民アンケート調査結果)



(5) 教育・文化

教育

近年、青少年による重大な犯罪の発生や、倫理観や道徳観の欠如にともなう若者の行動が問題視されています。このようなことから、乳幼児期からの豊かな心を育む家庭などでの教育が、これまで以上に重要視されています。幼稚園・保育所などでの教育環境や教育内容の充実に努めるとともに、家庭

内での教育に役立つような図書館の充実や相談体制を整備する必要があります。

義務教育の充実は、住民アンケート調査の「教育・文化・芸術を盛んにするのに重要なこと」の設問で、もっとも関心の高い項目となっています。いじめ、不登校など問題行動が社会問題となっている中、今後は、基礎的な知識や技能の習得・向上を図るとともに、豊かな心を育む心の教育や児童・生徒の長所や可能性など、個性を伸ばすことができるような教育を推進する必要があります。

あわせて、パソコンの活用による情報化教育や、英語教育の推進などによる国際理解教育の充実が求められています。

また、学校週5日制に対応した、学校、家庭、地域が一体となった教育・学習環境づくりや、地域の人や文化に触れることができる郷土教育などが必要となっています。

新市の小中学校には、老朽化した施設も見受けられることから、校舎の建替えや改築など、学校教育環境の充実を図る必要があります。

生涯学習等

住民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送られるような社会を築いていくために、住民がいつでもどこでも、自由に学ぶことができる、生涯学習の推進が求められています。

学校教育と地域における社会教育を、有機的に結びつけるための仕組みづくりや施設づくりを検討するほか、ボランティアや各種サークルの活動の場の整備や地域リーダー、ボランティア養成などを進めていく必要があります。

市内にある図書館や図書室は、住民の暮らしに役立つような蔵書内容の充実を図るとともに、ネットワークにより気軽に利用できる仕組みを作る必要があります。

文化

新市に残る伝統行事や郷土芸能を保存・継承するとともに、住民の主体的

な文化・芸術活動の場を積極的に整備することによって、住民や新市を訪れる多くの人々が文化・芸術活動に接する機会を創出する必要があります。

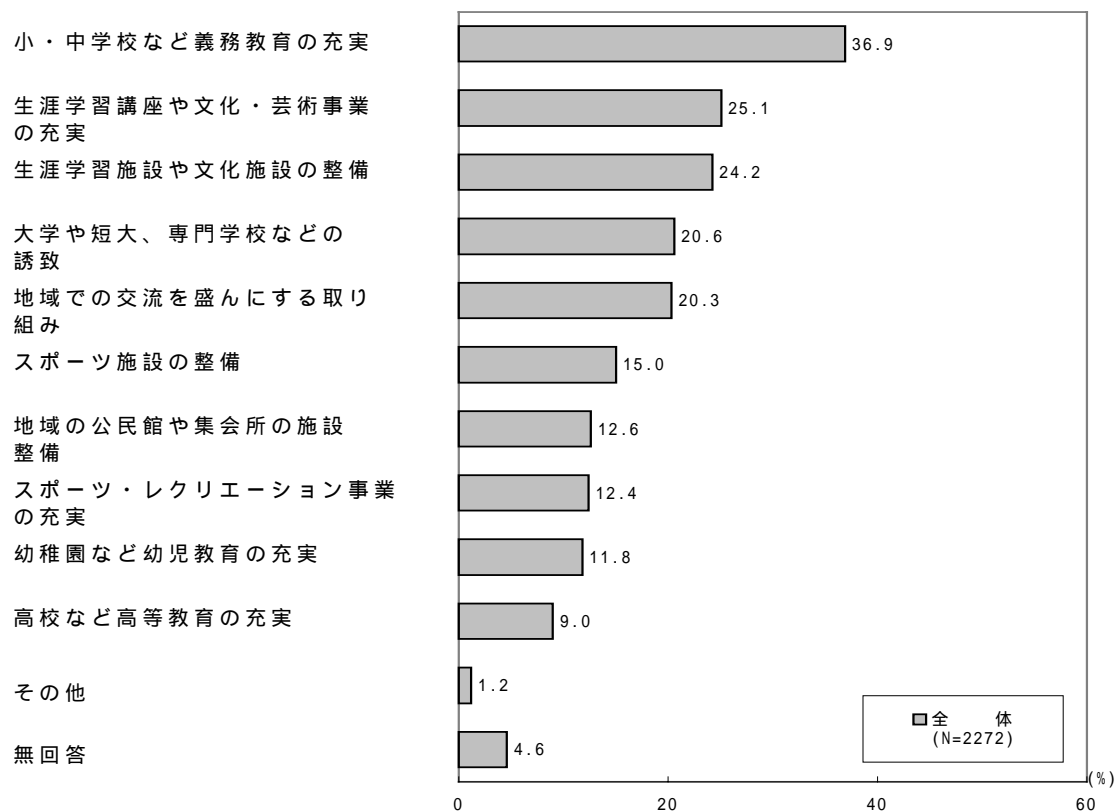
新市に残る各種文化財は、各種講座や展示会の開催などを通して、住民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識を高めるとともに、文化財の修復・保存を図る必要があります。

スポーツ・レクリエーション

すべての住民が年齢や体力などに応じて、健康で明るい生活をおくるため、生涯続けられるスポーツ活動を身近にできるように、競技スポーツ、余暇スポーツ、健康づくりなど多様なスポーツニーズにこたえることが必要です。

そのためには既存スポーツ施設の有効利用や学校教育施設の開放、新たなスポーツ環境づくりなど幅広いスポーツ環境の総合的な向上を図る必要があります。

教育、文化・芸術を盛んにするために重要なこと
(住民アンケート調査結果)



(6) 行財政

行政

合併による事務事業や行政組織の見直しや改善を通して、住民アンケート調査の行政の効率化や財政の健全化に対する設問で、もっとも要望の高かった「職員数の削減を含めた適正な配置」を図る必要があります。行政情報システムの確立や電子文書のデータベース化等を通じた業務処理の一元管理など行政事務の合理化、効率化が必要です。また計画的な施策・事業の展開に努め、複雑多様化する住民ニーズに、適切かつ迅速に対応することが求められています。

その一方で、地方分権の進展や少子・高齢社会に対応した新たな行政事務が増大しており、それに対応できる組織の見直しや職員の資質向上を進めるとともに、専門的な知識を持つ職員の確保など人材の育成が最重要課題です。

あわせて、開かれた行政を実現し、住民とのコミュニティと相互理解を深めるために、ホームページや広報紙などを活用し、発信する行政情報の量的・質的向上に努める必要があります。

財政

地方交付税の減額や地方税の減収など、地方財政をとりまく状況は厳しいものがあります。新市は人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の歳出全体に占める割合が4割を超えており、財政の硬直化が進んでいます。

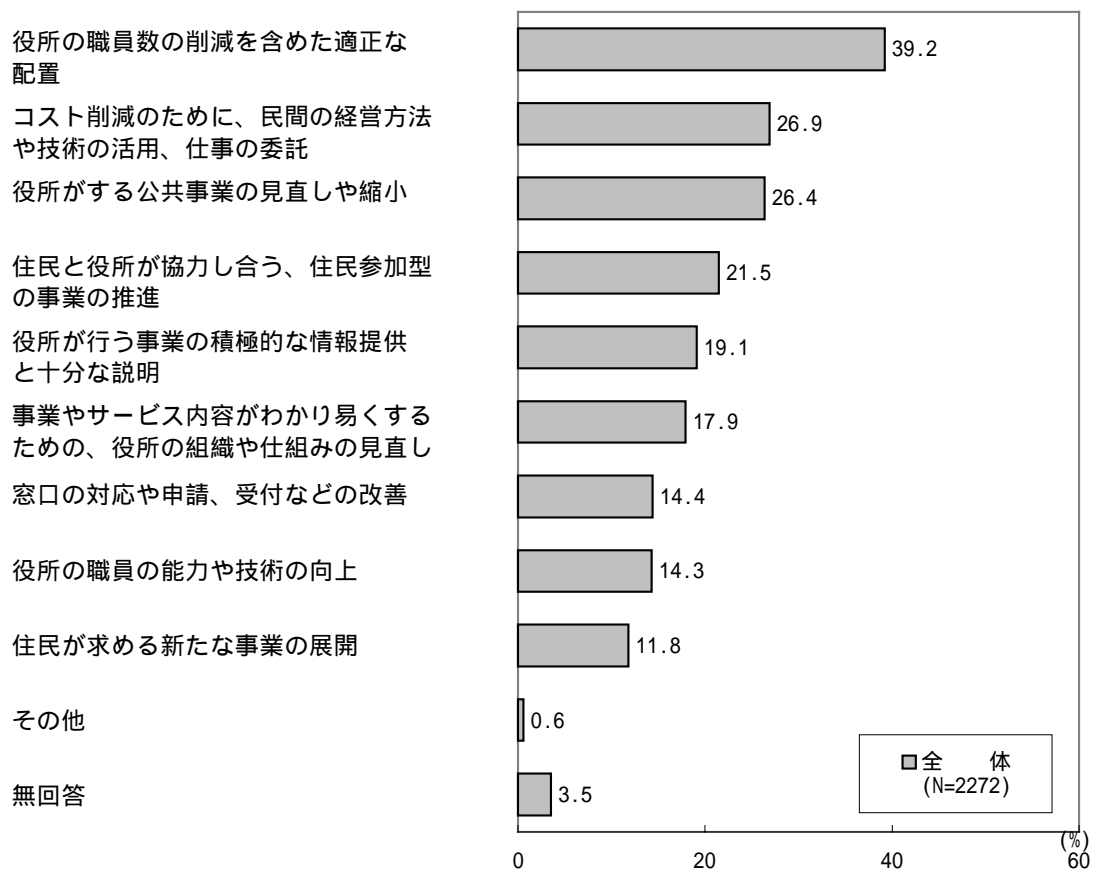
限りある財源を有効に活用するためには、合併による義務的経費の削減とあわせて、無駄のない事業の展開が必要です。

とくに、財政運営の効率化においては、住民アンケート調査でも上位を占めており、事業効果が投資した経費に見合っているかを判断する行政評価システムの導入や、民間活力の導入、公共事業の見直し・縮小も視野に入れた取り組みが必要です。

また、地方分権の時代を迎え、地方自治体の自己決定と自己責任において、自主財源の確保が求められています。新市は、地方税など自主財源の歳入全

体に占める割合が3割程度しかなく、財政的な基盤が弱い状況にあります。産業の振興や定着人口の増加につながる施策を積極的に進め、財政基盤の強化につなげる必要があります。

行政の効率化や財政の健全化のために重要なこと
(住民アンケート調査結果)



第4章 新市建設の基本方針

新しいまちづくりの課題を踏まえ、新しいまちの骨格づくりのため、新市の将来像と、将来像実現のための基本方針を以下のように設定します。

1 新市の将来像

(1) まちづくりの基本理念

新市には、有明海や矢部川、沖端川、塩塚川、掘割、そして美しい田園環境を背景にしたまちなみがあり、干拓で生み出した土地には、樹木の1本から植え育て、つくり上げた風景があります。この個性と魅力のある美しい郷土で生まれ、育ち、郷土を誇りに思う「こころ」を大切に、新市のまちづくりに向けての基本理念の第一を、

水・人・歴史を育み、未来を拓くまちづくり

とします。

次に、新市は福岡都市圏から1時間圏にあり、また熊本、久留米、大牟田、佐賀を結ぶ位置にあります。今後、有明海沿岸道路（国道208号バイパス）や国道443号三橋瀬高バイパス、（仮称）瀬高インターチェンジ設置などの計画・整備を通して、熊本、大牟田、佐賀を結ぶ広域交通の要衝としての地域のポテンシャル（発展可能性）が高まります。また、比較的まとまった範囲に、海や河川、掘割、田園といった自然が与えてくれたすばらしい資源のほか、歴史、文化、産業など先人が培ってきた優れた財産が数多くあります。そこで、新市のまちづくりの第二の基本理念を、

創造と活力にあふれ、賑わいのあるまちづくり

とし、新市の資源や財産を最大限に生かしながら、長い歴史の中で育まれた創造力と活力を基本に、広域交通の要衝としての特性を生かし、豊かで賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

(2) 新市の将来像

1市2町はこれまで、ゆとりややすらぎ、豊かさを実感できる住民生活を実現するため、水と人が輝き、心がかよう、自然・人・歴史が融和した快適なまちづくりを進めてきました。

新市では、これまでのまちづくりの歩みを引き継ぎ、地域の個性を尊重しながら、恵まれた地域資源の有効活用を図り、地域の一体化と均衡のとれた、豊かで住みよいまちづくりを進めるため、新市の将来像を、先にあげたまちづくりの基本理念を踏まえ、以下のように設定します。

将来像

**生きがいと活力に満ち
自然と共生する住みよいまち**

生きがいと活力に満ち

心の豊かさが、住民一人ひとりに生きがいをもたらし、地域活性化の力となる。

自然と共生する住みよいまち

生活の潤いと活力が、海、河川、掘割、田園といった自然との共生を通して、このまちに“住んでよかった”という気持ちにつながるような、そんな個性と魅力のあるまちづくりを推進する。

2 新市建設の基本方針

(1) 新市建設の6つの基本方針

まちづくりの基本理念をもとに、新市の将来像を実現するためのまちづくりの基本方針を以下のように、産業振興、都市基盤、生活環境、福祉・保健・医療、教育・文化・スポーツ、住民参画・行財政の6つの柱によって示します。

地域特性を生かした活力ある産業づくり

(産業振興対策)

豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり

(都市基盤整備)

安全で安心、うるおいのある生活環境づくり

(生活環境対策)

やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり

(福祉・保健・医療対策)

魅力と個性ある教育・文化づくり

(教育・文化・スポーツ振興)

協働による住民主役のまちづくり

(住民参画推進・行財政)

(2) まちづくりの基本方向

地域特性を生かした活力ある産業づくり

発展性と創造性のある農業の振興

農用地機能を高めるため、優良農地の確保や農地の集積を図り、また用排水施設や農道などの農業生産基盤の整備を進め、地域の特性を生かした特産品の創出とブランド化及び販路の拡大などを図ります。

また、近年の消費者のニーズにあった「安全・安心」な付加価値の高い農産物の生産を推進します。

一方で、広域交通網の整備・充実にあわせた都市近郊型農業を進めるとともに、地産地消を進めます。また新市を訪れる観光客を地元産品でもてなす体制の確立や直販所の充実を図ります。

さらには、農業集落内の快適な住環境づくりに努めるとともに、後継者や担い手の確保、農業を通じた生きがい対策など、多様な農業農村振興施策の推進などにより、活力と魅力ある農業を創出します。

豊かな海が育てる水産業の振興

新市の水産業のほとんどが有明海を生産基盤としていますが、近年の漁場環境の悪化により不振が続いています。水産業振興のためには、有明海的环境保全が必要不可欠であることから、原因の調査・研究と抜本的な対策を国・県と連携して進めます。

また、ノリ養殖業を中心とした水産業は、漁業者、漁業協同組合、福岡県水産海洋技術センター有明海研究所との連携強化や、漁業施設などの基盤整備、漁業団地の整備などにより、ブランド力の一層の強化や生産拡大を図るとともに、周年漁業体制の確立を図ります。

さらに、地産地消の体制づくりや産品の高付加価値化を進めるほか、中島の朝市を観光ルートに組み込んだり、潮干狩りや遊漁船を運行した

りして、観光資源としての漁業の振興にも努めます。

元気と賑わいのある商工業の振興

工業については、工業生産基盤の整備を図りながら、他産業との連携による、新たな産業の創出や地場産業の活性化に努めます。また雇用確保のための企業誘致を強力に推進するとともに、多様な雇用の場の創出、雇用確保の支援、優れた人材の育成を図ります。

商業については、活気あふれる既成市街地の形成を念頭に商業環境の整備を図るため、各種商業の育成・誘致に努めます。またコミュニティ空間やオープンスペースなどの、公共的機能を充実させ、賑わいのある商業空間の創出を図り、魅力ある商業の集積を誘導していきます。加えて、近代化、共同化を促進し経営基盤を強化するとともに、後継者の育成や商工団体が行う自主事業への支援に努めます。さらに、空き店舗を活用したイベントなどの開催により、様々な情報を発信していきます。

国道443号三橋瀬高バイパスや有明海沿岸道路の沿道など、新たに小売業や卸売業などの流通施設の立地が期待される地域には、計画的な土地利用に基づく新たな拠点の形成を推進します。

「見る」「触れる」「感じる」観光の振興

柳川の川下り、中島の朝市、有明海の潮干狩り、温泉、中山の大フジなどの各地に点在する観光資源や、海の駅、川の駅などの施設等を道路整備、駐車場整備などを通してネットワークし、点から線さらには面的に広がる観光資源として整備を図ることによって、「見る」観光から「触れる」「感じる」観光への転換や滞在型の観光振興に努めます。

また、まちのたたずまいや水辺など、歴史的・文化的資源としての景観の保存にも努めます。さらに広報活動やPR活動を推進し、地域内外に新市の観光情報を積極的に発信することにより、200万人の観光客の誘

致を目指す観光戦略の構築を図ります。

豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり

利便性に優れた交通アクセスの整備

道路は日常生活の利便性の向上や産業振興にとって重要な役目を担っています。現在、有明海沿岸道路（国道 208 号バイパス）や国道 443 号三橋瀬高バイパス、（仮称）瀬高インターチェンジ設置などの計画・整備が進められており、近い将来、新市への高速交通アクセスは格段に改善されます。

有明海沿岸部を通る幹線道路軸の早期整備を国・県へ働きかけるとともに、西鉄天神大牟田線各駅、主要公共施設などを連絡する道路ネットワークの整備を推進し、地域内の利便性向上を図ります。また、新市に隣接する九州新幹線の新船小屋駅と連係する道路整備を行うことで、他地域からの集客強化を図ります。

また市街地内・集落内道路は、交通安全、防災の観点から道路拡幅などの整備を計画的に行い、安全で安心できる交通環境の充実を図ります。

住民の足としての公共交通機関の整備

住民が新市内を自由かつ円滑に移動できるように、新市の既成市街地、西鉄各駅、主要公共施設へのバス運行の維持・確保に努めるとともに、新市の道路網を生かした代替交通機関の導入、福祉バスの運行など、高齢社会に対応した公共交通機関のあり方を検討します。

また、西鉄天神大牟田線は、駅周辺の整備を通して定住人口の増加促進や新市の豊富な観光資源を活用した定期的なイベントの開催などを通して利用促進を図り、路線の複線化や運行本数の増加などにより利便性を向上させ、福岡・久留米方面からの集客を図ります。

活力あふれる市街地の整備

新市の市街地は、地域発展のための適正な土地利用を推進することによって、都市機能の充実した利便性の高いまちづくりを推進します。北部既成市街地は、人が集まる商業施設、公共施設の整備などを推進する一方で、歴史・文化遺産の保存の観点から景観条例などを制定し、優れた伝統的文化都市景観の保全を図ります。南部既成市街地は、密集市街地の解消を図り、優れた住環境の整備を推進します。

また、西鉄柳川駅周辺は、土地区画整理事業の推進により、新市の新しい拠点地区として位置づけ、地域特性を生かした都市機能や利便性のある新しい市街地の形成に努めます。

さらに、北部既成市街地の用途地域周辺部、国道443号三橋瀬高バイパス 有明海沿岸道路の沿道などは、無秩序な開発防止の観点から、計画的な土地利用の推進に努めます。

いや癒しを提供する緑地空間の整備

公園・緑地は、人々の交流空間として位置づけ、子どもから高齢者まですべての住民の利用に配慮した適正な配置と面積規模を確保するとともに、公園・緑地を守り育てていくための公園管理部署の創設や地域主体の維持管理体制づくりを推進します。

魅力ある住環境の整備

国道443号三橋瀬高バイパスや有明海沿岸道路の沿道、西鉄各駅周辺など新規の住宅開発が予想される地区では、人口定住化や転入者の受け皿づくりのため、用途区分の見直しなどを行い、民間活力の導入を想定した適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。

また、公営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画などにに基づき、高齢者などに配慮したシルバーハウジングやすべての人に優しいユニバー

サルデザインを取り入れた老朽住宅の建て替え、活力あるまちづくりの基礎となる若年層向け住宅など、質・量両面の充実を図ります。

多様な交流を活発にする情報基盤の整備

高速・大容量通信網を基盤とした地域情報化を推進し、産業・教育・福祉・医療などの分野で、いつでも誰でも活用できるシステムの整備を図ります。また、高度化する情報化社会に対応できる情報処理の能力向上を図るため、学校や地域において、学校教育や生涯学習との連携を図りながら、その習得のための支援に努めます。

住民の利便性向上のため、窓口サービスなどは各庁舎で同様のサービスが提供できるようにネットワークを整備し、電子自治体の推進を図ります。

また、新市のホームページから申請手続きや公共施設の予約などができるよう、住民に身近な部分からの情報化を進めます。

安全で安心、うるおいのある生活環境づくり

自然と共生する河川・水路の浄化

河川や水路の水質悪化は家庭からの排水が主な原因になっています。水質浄化を進めるため、環境基本計画を策定し、公共下水道整備や小型合併処理浄化槽の設置補助による排水対策を進めるとともに、水路しゅんせつなどを積極的に進めます。また、老朽化した樋管や水門の改修に努めます。

水路の水は消防用水利として重要な役割をもつことから、年間を通した水量の確保に努めます。

また、既存の景観関係条例を基本に、地区の特性に合った整備を進めるとともに、地域が一体となった水と水辺環境の保全に取り組みます。

さらに、市民団体の育成やボランティア活動を支援するとともに、環境教育や地区清掃など、地域、学校での取り組みや環境関連イベントの開催など啓発活動を積極的に推進します。

安全できれいな水の確保

上水道、下水道の整備は、水が生まれ、地域を流れ、そして海に還るという「水」の循環に係る大切な部分です。そこには、自然を大切にすること、人間が使用したものを自然に還す知恵を生む素地が必要です。

上水道の整備は、需要に応じた水量の確保や市内を合理的に配水できる配管網の検討、給水不良を未然に防ぐための配水管整備を進めます。

下水道は、公共下水道事業、農漁業集落排水事業、小型合併処理浄化槽設置補助事業など、地区の特性に応じて計画的な整備を推進します。

環境にやさしい循環型社会の形成

住民のリサイクル意識の向上を図ることで、ゴミの減量化や再資源化を推進します。さらに環境基本計画の策定やISO14001の取得により、

環境活動に対する新市の姿勢を明らかにし、自然環境に負荷を与えない循環型社会の形成を図ります。

環境衛生の推進

既存のクリーン連合会などの活動を通して、自主的な環境衛生活動の展開を促進するとともに、ハエ・蚊対策として消毒薬剤・機材補助などの支援を行います。また、住民の環境美化意識やモラルの向上を図り、ゴミの不法投棄やポイ捨て、野焼きなどの防止につなげます。

安全で安心できる防災・消防・防犯対策の推進

地域防災計画を基本に住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・強化など防災関連施策を展開するとともに、防災通報システムの整備を進め、河川氾濫^{はんらん}、台風などの自然災害時の避難所の確保を図ります。

消防に関しては、防火意識啓発活動を推進するとともに、消防施設の統廃合、車両や装備の高度化、消防水利の整備を進め、生命や財産を守る防災・消防体制の充実に努めます。

防犯については、急増する犯罪を防止するため、住民の防犯意識を高め、地域と行政が一体となった防犯体制づくりに努めるとともに、街路灯の設置や緊急連絡体制の整備を推進します。

やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり

高齢者が元気で活躍できる環境整備

高齢者が生きがいをもって、積極的に社会参加するための支援体制づくりを進めます。高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを、家庭や地域社会で十分発揮できる場や機会の充実に努めます。また、高齢者が長年住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、社会保障制度の充実に図る一方で、地域で高齢者を見守るシステムを構築するなど、総合的な長寿社会対策を推進します。

未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進

少子高齢社会にあって、社会環境の変化に伴い多様化する児童福祉へのニーズに対応する次世代育成支援対策推進行動計画などを策定し、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育成に努めます。また、保護者の多様な需要に対応できるよう、保育内容の充実と保育環境の整備を促進します。

安心して生み育てられる環境づくりのために、家庭と地域の連携の下で、仕事と育児の両立支援、父親の子育てへの参加促進、家庭教育に関する意識啓発や知識・情報の提供、相談体制の充実など多様な子育て支援対策の充実に図り、これらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。

だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進

障害者（児）が安心して暮らせる社会を目指し、在宅福祉サービスの充実と障害者（児）の就労・雇用環境の充実や社会参加機会の拡充を図り、障害者（児）の自立支援のための環境づくりを推進します。

そのために、すでに活動しているボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含め、福祉、保健、医療が一体となって支える体制づくりを推進

します。

支援が必要な住民に対しては、自立した生活を送れるよう適切な支援を行うとともに、健康で安定した生活を送るための社会保障制度の啓発と充実に努めます。

心とからだの健康づくりの推進

住民が生涯にわたって健康を維持するためには、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚が必要です。予防医療の強化や早期発見・早期治療のための体制の整備や人材の確保に努めるとともに、休日・夜間診療など救急体制の充実や高度医療施設との連携を図ります。

また、福祉との連携の観点から、保健・福祉活動を推進・支援する拠点として総合保健福祉センターなどのネットワークを推進します。

魅力と個性ある教育・文化づくり

生きる力を育む特色ある教育の構築

健全な社会を形成するためには、乳幼児期から心を豊かに育む教育を進めることが重要です。家庭教育をバックアップするための社会教育施設や相談体制を整備するとともに、幼稚園や保育所での教育環境や教育内容の充実に努めます。

義務教育については、学校週5日制のもと、基礎的・基本的な事項の習得による基礎学力の向上を図るとともに、地域の特性を生かした教育システムの創造と実践を通して、子どもたちが、自ら学び、自ら考えるなど「生きる力」を育成する教育を推進します。

併せて、パソコンの活用による情報化教育や、英語教育の推進などによる国際理解教育の充実に努めます。また、老朽化した小中学校の改築など学校教育環境の充実に努めます。

さらに、学校週5日制に対応した、学校、地域、家庭が一体となった教育・学習環境づくりや地域の人や文化に触れることができる郷土教育などを推進します。

連携して進める青少年健全育成

子どもたちの交流機会やふれあい活動など、健全育成の充実強化を通して、子育て支援施策や義務教育施策などが連携し、学校、地域、家庭、行政が一体となった青少年の健全育成を推進します。

自主的な活動を促進する生涯学習の充実

新市では既存の図書館や社会教育施設をネットワークすることにより、住民の多様な学習意欲を満たすことが可能になります。

住民が主体的に“いつでも、どこでも、だれでも、なんでも”学ぶこと

のできる自主的・創造的な学習活動や地域活動を支援するために、学習の場づくりや情報の提供、人材の育成、さらに住民交流を推進します。

生涯学習社会の実現を目指し、学校教育と地域における社会教育などの融合を進めるため、ボランティア活動の支援や各種サークル活動の場の確保、地域リーダー・ボランティアの養成などを推進します。

芸術文化の振興と文化財の保護・活用

新市に残る歴史や祭りなどの伝統文化を継承し、活用するとともに、住民の主体的な文化・芸術活動を支援します。さらに、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化・芸術情報受発信機能の充実、整備とその活用に努めることによって、誇りのもてる個性的で質の高い文化の創造を推進します。

新市に残る各種文化財については、柳川古文書館の活用や、新市での市史編さん事業などを通じた各種講座や展示会等の開催により、住民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識を高めるとともに、文化財の修復・保存を図ります。

健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

健やかな心と体を育むために身近なスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存施設の有効利用、学校教育施設の開放、総合運動公園の整備など、新たな環境づくりを総合的に推進するとともに、指導者の育成を図ります。

また、各種スポーツ・レクリエーション施設を連携するための情報ネットワーク体制を整備します。

人権の尊重

同和問題をはじめとする基本的人権がすべての人々に対して尊重されるように、学校や地域などでの人権教育・啓発に積極的に取り組むとともに、市民一人ひとりが自分の問題として、自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進します。

男女共同参画社会の形成

新市では、男女が互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、社会のあらゆる分野で、それぞれの持つ能力と個性を十分に生かし合う男女共同参画のまちづくりを推進します。

国際交流の推進

国際化については、国際感覚豊かな人材の育成のため、学校教育や社会教育との連携を図った交流の実践や、高速・大容量通信網の整備に合わせインターネットなどを活用した情報発信システムの構築など、交流基盤づくりに努めます。

協働による住民主役のまちづくり

コミュニティの充実強化の推進

コミュニティは、地域に根ざした事業や施策を推進する上で最も重要な役割を担う集合体です。行政との協働体制の確立に向けた住民意識の高揚を図ります。

さらに、行政区などを単位としたコミュニティをネットワークし、小学校区での自主的自治組織の編成を図るための環境づくりに努めます。

具体的には、住民自らが行う防犯・防災、環境美化、地域福祉、青少年健全育成等の各分野で、地域づくりのための諸事業の推進や地域に残る伝統文化の継承と新たな文化の創造への支援などを推進するとともに、ボランティアの育成や組織化などを促進します。

住民と行政のパートナーシップの確立


住民と行政が協働するまちづくりに向けて、企画立案から住民が参加するまちづくり体制の整備を推進します。

また、インターネット等の情報技術を活用した積極的な情報公開や情報交換の場づくりなど、開かれた行政を推進し、住民と行政のパートナーシップの確立を推進します。

柔軟で効率的な行財政機構の確立

多様化、高度化する住民ニーズに適切に対応するため、自治体運営の見直しや組織機構改革などを進めます。

行政組織の横断的な連携強化とともに、公共・公用施設などの適正配置や民間資金などを活用した事業（PFI）の導入、行政職員の資質の向上や能力開発のための研修、専門職員の配置、行政情報の公開など効率的な行政執行体制づくりを推進します。また行政評価システムの導入により事務事業



の有効性や効果を客観的に判定し、無駄のない行財政運営に努めます。

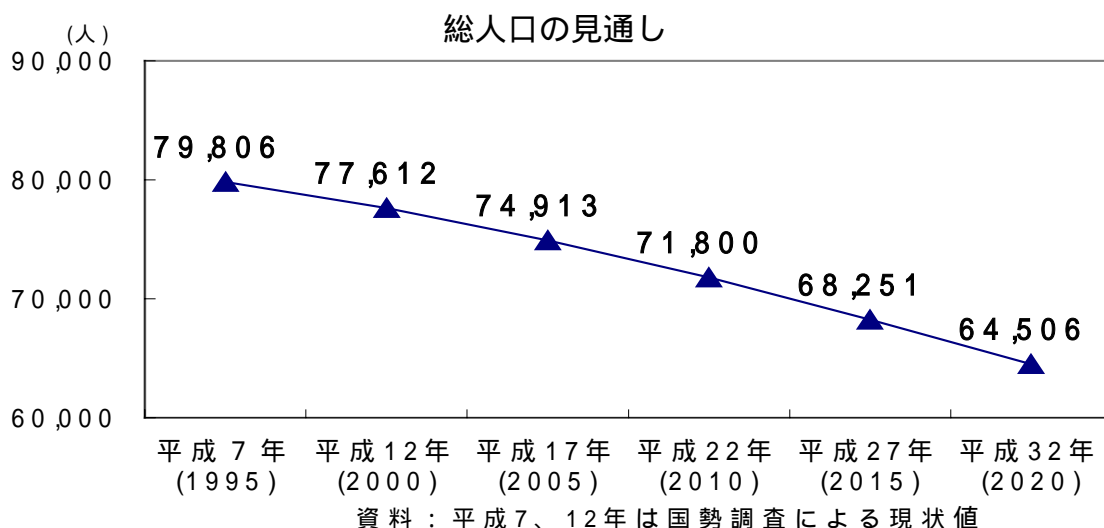
さらに中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減などの施策を推進します。

3 主要指標の見通し

(1) 総人口

新市の総人口を昭和60年からの推移で見ると微減傾向で推移しており、今後も減少が予想されます。

新市の将来人口を、平成7年と12年の国勢調査による男女各年齢別人口をもとに「コーホート要因法」により推計すると、平成27(2015)年で68,251人、平成32(2020)年で64,506人と予測されます。



(2) 年齢別人口

新市の年齢別人口をみると、老年人口は年々増加し、平成27(2015)年には20,481人となり、老年人口割合が30%に達し、平成32(2020)年で20,731人、老年人口割合は全体の32.1%になると予測されます。

年齢別人口の見通し

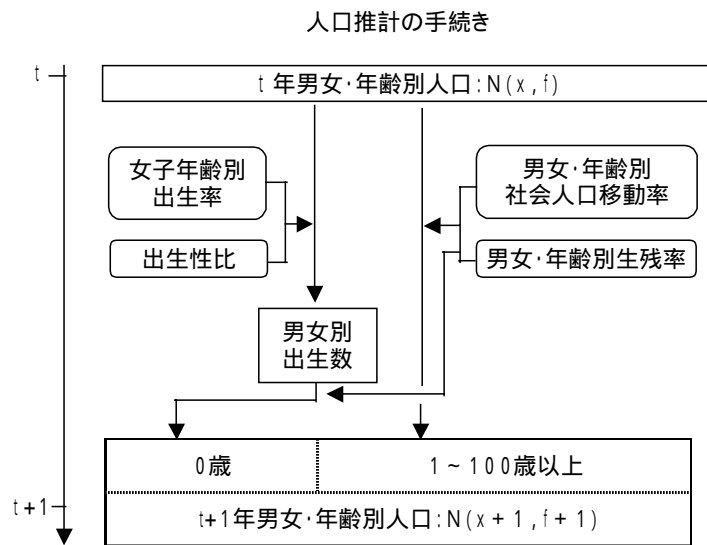
区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)		79,806	77,612	74,913	71,800	68,251	64,506
年齢別人口	年少人口(人) (0~14歳)	13,721 17.2%	11,890 15.3%	10,442 13.9%	9,268 12.9%	8,592 12.6%	8,071 12.6%
	生産年齢人口(人) (15~64歳)	52,172 65.4%	49,577 63.9%	46,587 62.2%	43,558 60.7%	39,178 57.4%	35,704 55.3%
	老年人口(人) (65歳以上)	13,907 17.4%	16,123 20.8%	17,884 23.9%	18,974 26.4%	20,481 30.0%	20,731 32.1%

(注) 平成7、12年は国勢調査による現状値

(参考)コホート要因法

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より抜粋 -

コホート要因法とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法です。コホート要因法の基本的な計算手続きは下図のようになっています。



推計の設定条件として、出生率、死亡率の設定は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」で設定された全国の出生率、死亡率を用いました。

(3) 世帯数

核家族化の進行や単身世帯の増加に伴い、1世帯あたりの人数は減少が進み、平成32(2020)年には2.71人になることが予測されます。世帯数の見通しは、総人口と1世帯あたりの人数の見通しから約23,800世帯と予測されます。

世帯数見通し = 各年の総人口 ÷ 各年の1世帯あたり人数

世帯数の見通し

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)	79,806	77,612	74,913	71,800	68,251	64,506
1世帯あたり人員(人)	3.65	3.44	3.24	3.05	2.87	2.71
世帯数(世帯)	21,864	22,586	23,121	23,541	23,781	23,803

(注) 平成7、12年は国勢調査による現状値

(4) 就業人口

平成7年から平成12年にかけての就業率は48.4%から47.0%に若干低下しています。

今後、高齢化が進み、生産年齢人口が減少すれば、就業率は低下することが予測されますが、合併によって、産業振興や就業の場の確保に努めることを前提に48.0%の就業率を想定します。

したがって、平成32(2020)年における就業人口の見通しは、約31,000人と予測されます。

就業人口見通し = 各年の総人口 × 想定就業率(48.0%)

就業人口の見通し

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)	79,806	77,612	74,913	71,800	68,251	64,506
就業率(%)	48.4	47.0	48.0	48.0	48.0	48.0
就業人口(人)	38,628	36,507	35,958	34,464	32,760	30,963

(注) 平成7、12年は国勢調査による現状値

4 地域別整備の方針

これまでのまちづくりの取り組みの経緯を背景にして、地形や都市機能、地域資源などで共通要素をもつ以下の5つの地域を設定し、将来の地域別のまちづくりの方向を示します。

(1) 北部市街地地域

地域範囲

本地域は、柳川市北部及び三橋町西部の既存市街地で構成される地域です。

まちづくりの方向

地域全体は、都市計画に基づく計画的な市街地化の進展を図るとともに、無秩序な開発を抑制し、バランスのとれた施設や機能を配置することによって、適正な土地利用を図ります。

地域中心部は、適正な土地利用によって商業やサービス業の集積などを図り、市民の商業利便性の向上など多様化する市民ニーズに対応した、賑わいと魅力のある中心市街地の創出を図ります。

地域西部、西南部は、川下りや白秋生家、御花、松濤園、戸島邸などの観光資源や文化施設が集積しており、歴史的伝統的景観の保全に努めるとともに、散策路や駐車場の整備、新たな観光施設の配置などを図り、観光拠点としての整備を進めるほか、市民の生涯学習の推進や文化の振興に対応できる文教地域として整備を図ります。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての施設整備などを推進します。

(2) 沿道市街地地域

地域範囲

本地域は、国道208号、国道443号及び有明海沿岸道路沿道一体の地域です。

まちづくりの方向

西鉄柳川駅東口の土地区画整理事業地区及びその南側に連続する地区は、道路、鉄道の交通結節機能をもつ地区として、新しい都市機能の集積を図り、秩序ある新市街地としての整備を図ります。

国道208号及び西鉄天神大牟田線の沿線は、沿道型市街地が形成されているとともに、行政施設、コミュニティ施設、保健福祉施設、歴史文化施設等が集積しており、有明海沿岸道路や国道443号三橋瀬高バイパスの沿道を含めることによって、新たな市街地の面的な広がりが創出されます。

これに伴って、地域内のアクセス道路の整備をはじめとして、歩行者の安全と円滑な流動の確保、密集住宅市街地の改善、公園・緑地の整備などを行い、便利で快適な空間の創出を図ります。

国道443号沿道も、行政施設などをはじめとした既存の沿道型市街地が形成されており、引き続き新市街地を形成する西鉄柳川駅への幹線アクセス道路として、沿道の商業・サービス施設の整備・充実、街路整備等道路沿道空間の整備を推進します。

(3) 東部田園都市地域

地域範囲

本地域は、国道443号両側の地域です。

まちづくりの方向

本地域は、これまで田園地域として位置づけられ、農地や水辺、集落内の環境整備が図られてきました。しかし近年、無秩序な開発により生活環境が悪化しつつあることから、適正な土地利用を推進します。

(仮称)瀬高インターチェンジに向けての国道443号三橋瀬高バイパスや九州新幹線に向けての道路整備を促進し、広域骨格軸の窓口的な役割を担える環境整備を図ります。

環境整備に伴い沿道周辺は、宅地化が急速に進むことが予想されます。また、少子化が進んでいる集落もあることから、若年層の定住を促進するための住居整備を進めます。

(4) 西部田園都市地域

地域範囲

本地域は、北部市街地地域、沿道市街地地域及び有明海沿岸地域に挟まれた地域です。

まちづくりの方向

本地域は干拓地を中心に形成された平坦な地形に広大な田園が広がり、米、麦、野菜などの農業生産が盛んな地域であり、良好な田園環境を維持し生産性の高い農業を推進します。また観光果樹園、市民農園など農業振興のための拠点施設の集積を図ります。

また集落内の環境整備に努め、住民だけでなく他都市住民に安らぎを提供する空間整備を進めます。あわせて、西部田園都市地域内の幹線道路軸に接続する道路の整備を新市で進め、地域内交通網を充実させることにより、交通利便性の向上を図ります。

本地域の西部には、農村地域工業等導入促進法に基づく企業が数社立地しているほか、幹線道路に沿う形で中小の企業が立地しています。今後、環境に負荷を与えない企業などの誘致・誘導に加え、道路環境などの改善に努めます。

北部市街地地域に隣接する地域には大規模な医療施設と医療系専門学校が立地していることから、それらと連携した医療・福祉活動の充実に努めます。

(5) 有明海沿岸地域

地域範囲

本地域は、大牟田川副線バイパス沿道から有明海にかけての地域です。

まちづくりの方向

自然豊かな有明海の再生と保全及び漁業環境の改善を推進するとともに、ノリ養殖業を中心とした水産業の活性化を図り、地域の活性化を目指します。

観光振興の観点からは、農業・漁業体験などを通して、自然環境の大切さへの理解を促すため、子ども向けの体験型学習・観光施設の整備・充実を図ります。

有明海沿岸については、有明海産をはじめとした多様な海産物を楽しめる物販施設、見学も可能な地域産品加工施設などの整備により、有明海を活用した新たな観光レクリエーション拠点としての整備を図ります。

有明海沿岸地域内の幹線道路軸の整備により、人やものの交流が活発に行われるようになり、優れた観光資源である有明海を中心とした広域観光ルートの確立を目指します。

5 検討プロジェクト

将来像を実現するため、分野にとらわれず新市が一体となって取り組むべき戦略プロジェクトを、以下の視点に基づき設定します。

心豊かで、生きがいと活力に満ちた、住みよいまちづくり、地域社会づくりに資する

田園、河川、掘割、海などの新市の豊かな自然環境の保全に資する
豊かな自然との共生の中で、恵まれた立地条件・交通条件を生かした拠点都市づくりに資する

新市の歴史や文化に誇りを持ち、新市のまちづくりや地域づくりを支える人材の育成に資する

(1) 潤いのある住みよいまちづくりプロジェクト

定住環境基盤の整備促進

機能的な市街地や利便性のある総合交通体系、快適な住宅・宅地の確保、潤いのある居住環境を演出する公園・緑地の整備など、定住を支える基盤整備を推進します。

安心して暮らせるまちの形成

すべての年代や世代に対応できる相談体制の充実や、学童保育充実などの子育て支援、地域での交流の場の充実やすべての人にやさしいまちづくりなど地域福祉体制の強化、さらには、健康増進センターの誘致による地域の保健、医療、福祉機関と連携した住民の健康づくりの諸施策と、防犯・防災体制の強化を推進します。

また、それを支えるコミュニティの育成など地域での支援体制の強化に努めます。

便利なまちづくりの促進

西鉄各駅に直結する路線バスの充実とそれに合わせた駅周辺の整備、公共施設を結ぶバスの運行など、日常生活の利便性を優先した公共交通機関の充実を図り、便利なまちを目指します。

地域文化の創造・伝承及び生涯学習の推進

地域文化資源の適切な保存・紹介、ふるさと学習の充実などを通して、地域らしさを感じることのできる環境づくりを推進するとともに、伝統文化をはじめ現代の生活文化、新たに生まれる都市的文化などの育成に努めます。

そのために、学校教育、社会教育、国際交流、市民文化、スポーツ・レクリエーション、高齢者福祉、産業、ボランティア活動など、行政各分野の生涯学習に関するものを抽出し、それらを横断的・網羅的に再編することで、総合的な学習環境や実施体制を確立させます。

(2) 自然と共生するまちづくりプロジェクト

水との共生促進

新市にとって河川、掘割などの水はかけがえのない大切な地域資源であり、水環境を維持・発展させ、水とともに暮らすまちづくりは極めて重要です。

今後は、住民・企業・行政が協働し、掘割などへの理解を深める環境教育、良好な景観形成を図るための景観保全や創出、豊かな水の確保と水質浄化などを総合的に展開し、河川、掘割を軸としたまちづくりを積極的に推進します。

循環型社会の形成促進

限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の発生の抑制や再利用などによる循環型社会を目指して、リサイクルに対する理解を深め、ごみの減量化を促進するとともに、安全で衛生的なごみ処理を推進します。

環境保全活動の支援強化

地球温暖化対策のための自然エネルギーやリサイクル型エネルギーなどの促進に取り組むとともに、住民・企業・行政が一体となった環境保全・新エネルギーの導入や省エネルギー活動などへの取り組みを積極的に推進します。

(3) 産業連携が支えるまちづくりプロジェクト

産業を支える生産基盤の整備促進

適正な土地利用に基づく、工業団地の整備、農業基盤や水産業基盤の整備に努めるとともに、総合的な交通体系の整備により、人やものの流れを活発にし、地域間の交流をスムーズにするなど産業連携強化のための諸施策を展開します。

産業変革を続ける活力社会の形成

交通ネットワークを活用した企業などの誘致や起業家の受け入れ、Uターン、Iターン関連事業の推進によって、雇用促進を図るとともに、起業家の育成や産・官・学連携などによる新産業の創出を推進します。

自然資源を活用した産業の創出

農業や水産業の体験学習や、有明海などの地域資源を活用した新たな産業の創出を図るとともに、住民、企業、行政が一体となった受け入れ体制の確立を進めます。

(4) 優れた人材が支えるまちづくりプロジェクト

教育都市の形成

新市の将来を担う子どもたちのために、地域の特性を生かしながら、生きる力・学ぶ力を育む特色ある幼児教育や学校教育を推進します。

また、高度情報化社会の形成に併せ情報活用教育体制づくりや教育施設の整備など、教育環境が充実した都市を目指します。

ボランティア活動を通じた人材の育成

地方分権型社会・少子高齢社会を迎え、子育て支援、地域福祉・医療、地域防災などにおいてコミュニティの確立とボランティア活動の推進を図るため、生涯学習を通して地域づくりの核となる人材の育成に努めます。

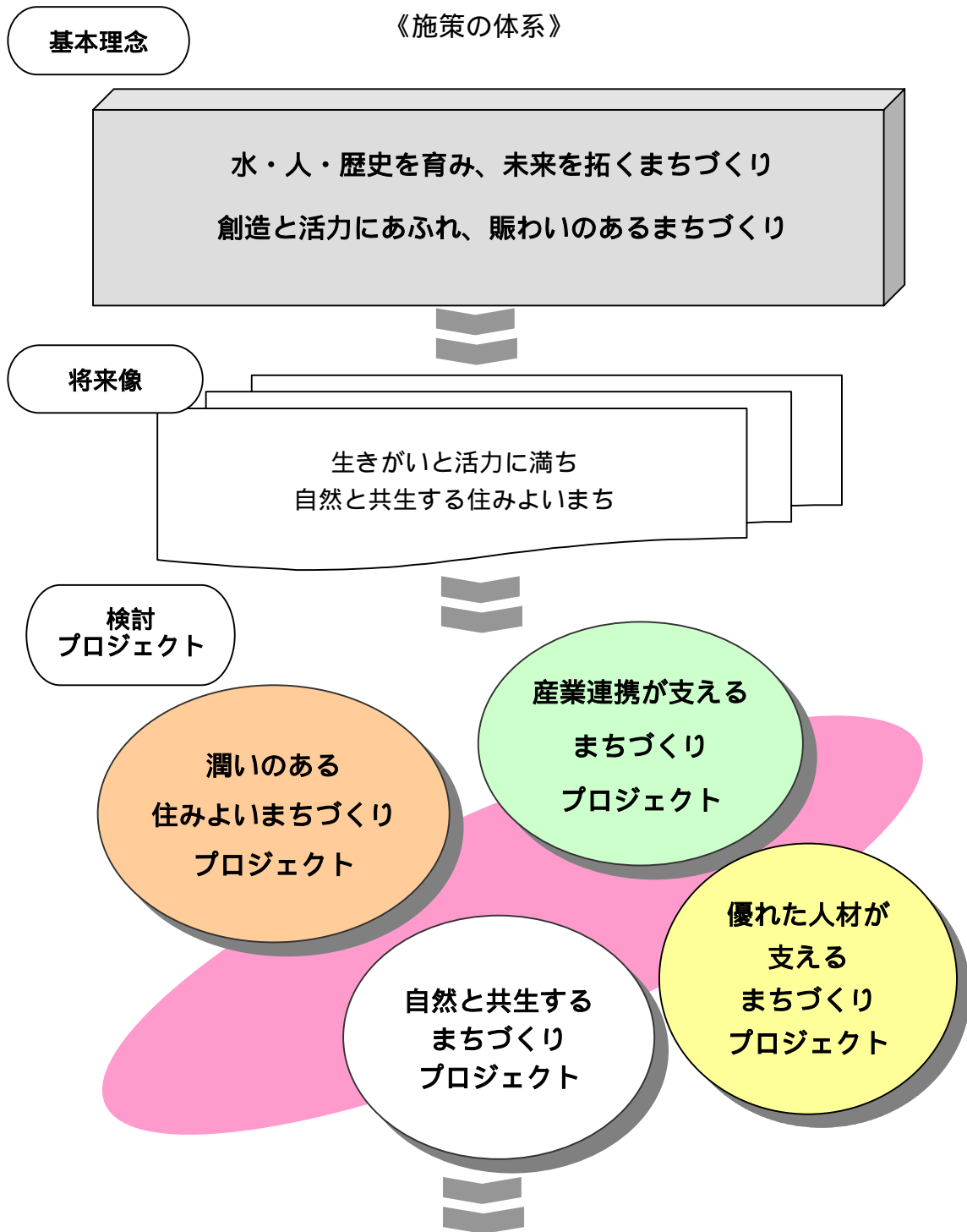
住民自らが担う地域自治の推進

住民と行政との協働のもとで、住民の積極的なまちづくりへの参加を促します。また地域のことは地域の住民自らが決定し、その責任を負うといった住民自治を推進し、組織強化に向けた支援や活動の場の整備に努めます。

第5章 新市の施策

1 施策の体系

新市の速やかな一体性を図り、新市の将来像である「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を実現するため、6つの基本方針に基づき、次のような施策展開を図ります。



基本方針

施策方向

(1) 地域特性を生かした
活力ある産業づくり

発展性と創造性のある農業の振興
豊かな海が育てる水産業の振興
元気と賑わいのある商工業の振興
「見る」「触れる」「感じる」観光の振興

(2) 豊かな風土と調和した
やすらぎに満ちた
都市基盤づくり

利便性に優れた交通アクセスの整備
住民の足としての公共交通機関の整備
活力あふれる市街地の整備
癒しを提供する緑地空間の整備
魅力ある住環境の整備
多様な交流を活発にする情報基盤の整備

(3) 安全で安心、うるおいの
ある生活環境づくり

自然と共生する河川・水路の浄化
安全できれいな水の確保
環境にやさしい循環型社会の形成
環境衛生の推進
安全で安心できる防災・消防・防犯対策の
推進

(4) やさしさとおもいやりの
福祉・健康づくり

高齢者が元気で活躍できる環境整備
未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進
だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの
推進
心とからだの健康づくりの推進

(5) 魅力と個性ある
教育・文化づくり

生きる力を育む特色ある教育の構築
連携して進める青少年健全育成
自主的な活動を促進する生涯学習の充実
芸術文化の振興と文化財の保護・活用
健全な身体をつくるスポーツ・レクリエー
ション活動の推進
人権の尊重
男女共同参画社会の形成
国際交流の推進

(6) 協働による住民主役の
まちづくり

コミュニティの充実強化の推進
住民と行政のパートナーシップの確立
柔軟で効率的な行財政機構の確立

2 分野別施策・主要事業

基本方針の施策の方向ごとの施策内容と主要事業を以下に示します。

(1) 地域特性を生かした活力ある産業づくり

発展性と創造性のある農業の振興

1) 生産基盤・生活環境の整備

農業振興のための計画策定

ほ場、水路、農道など農業生産基盤の整備

都市近郊型農業の推進

農業集落内住環境の整備

環境に配慮した循環型農業の推進

地盤沈下対策の推進

2) 魅力ある農産物の創出

指導体制の強化・充実

高付加価値農産物の生産

新たな特産品の創出とブランド化の促進

農産物直販施設の整備など販路の拡大

地産地消の体制づくり

3) 後継者の育成と生きがい対策などの推進

生産者の経営支援や生産組織などの強化・育成

認定農業者支援事業の推進

観光農業の推進

農業体験活動の推進

豊かな海が育てる水産業の振興

1) 生産基盤・生活環境の整備

漁場環境の再生・保全

漁業団地などの施設整備

漁港の整備による機能の維持・向上
育てる漁業の推進による水産資源の回復
周年漁業体制の確立
漁業集落内住環境の整備

2) ブランド力の強化と生産拡大

ブランド化の促進
高付加価値水産物の生産
指導体制の強化・充実
地産地消の体制づくり
集団管理体制の強化

3) 後継者の育成と観光産業などとの連携

生産者の経営支援の推進
協業化の促進
新規就労者の確保と後継者の育成
漁業を生かした観光施設の整備や体験型観光漁業の推進

元気と賑わいのある商工業の振興

1) 工業生産基盤の整備と新産業の創出

工業生産基盤の維持・整備の推進
地場産業の活性化
産業連携による新産業の創出
経営支援の充実
特産品の開発促進

2) 企業誘致と雇用機会の創出

雇用確保のための企業誘致の推進
雇用の場の創出・支援と人材の育成
起業の支援・促進

雇用相談体制の充実

幹線沿道における適正な土地利用の推進

3) 魅力ある商業空間の創造

既存商店街におけるコミュニティ空間・オープンスペースなど公共的機能の充実

空き店舗対策の推進

4) 商店経営の充実強化

経営強化、近代化、共同化などの促進

後継者や担い手の育成

プレミアム商品券の発行補助など自主事業への支援

「見る」「触れる」「感じる」観光の振興

1) 観光資源のネットワーク化

滞在型観光を実現する施設などの整備

観光客をもてなす場の整備や人材の育成

既存観光資源、農水産施設間をつなぐ道路などの基盤整備の推進

駐車場や公衆トイレの設置による環境整備の推進

遊歩道の整備など回遊空間の整備

2) 観光戦略の構築

新市観光情報の発信強化

新しい観光資源の発掘

農業や漁業など他産業との連携

各種イベントの開催による集客力の強化

観光協会など関係団体との連携強化

ホスピタリティ（もてなしの心）の醸成

ボランティアガイドの育成・強化

広域観光ルートの確立

グリーンツーリズムの推進

3) 歴史的景観やまちなみの保護・保全

景観条例などの制定

良好な景観形成・保全のための景観計画の策定

(2) 豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり

利便性に優れた交通アクセスの整備

1) 広域幹線道路の整備に係る国・県への働きかけ等

有明海沿岸道路、国道443号三橋瀬高バイパス・国道385号三橋大川バイパス、主要地方道などの広域幹線道路、及び新市南部地域における東西広域幹線道路の整備に係る国・県への働きかけ等

2) 生活道路ネットワークの推進

広域幹線道路をつなぐ生活道路の整備

西鉄各駅につながる生活道路の整備

新幹線新駅へのアクセス性の向上

道路拡幅などによる市街地内、集落内道路の改良整備

交通安全対策の推進

住民の足としての公共交通機関の整備

1) 公共バスの充実

路線バスの維持・確保

高齢化社会に対応した代替交通機関の導入促進

2) 西鉄天神大牟田線の活性化

単線区間の複線化の促進

駅周辺整備による定住人口の増加促進

イベント開催による利用促進

駅前の滞留空間の整備

活力あふれる市街地の整備

1) 適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランの策定

都市計画街路の整備

商業施設、公共公用施設の整備

美しい市街地景観の形成や歴史的・伝統的景観の保全

伝統的文化都市環境保存地区の整備

土地区画整理事業の推進

密集市街地の整備

広域幹線道路沿線における適正な土地利用の推進

癒しを提供する緑地空間の整備

1) 多様なニーズに対応した公園・緑地の整備

公園や緑地の整備

植樹・緑化事業の推進

水辺空間の整備

緑地の保全

2) 住民との協働による維持管理体制づくりの推進

魅力ある住環境の整備

1) 適正な土地利用による住宅の整備促進

住宅開発予想地区などにおける用途区分の見直し

民間活力導入による住宅整備の促進

2) 公営住宅の整備充実

シルバーハウジングの整備充実

ユニバーサルデザインを取り入れた老朽公営住宅の建替え

若年層向け公営住宅の整備

多様な交流を活発にする情報基盤の整備

1) 高速情報基盤の整備

地域情報システムの整備

情報関連産業の立地促進

公共・公用施設を結ぶ高速通信網の整備

学校教育や社会教育での情報化教育の推進

2) 住民に密着した情報化の推進

電子自治体の推進

住民サービスにおけるインターネットの活用

(3) 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり

自然と共生する河川・水路の浄化

1) 河川・水路の浄化

水路のしゅんせつ、雑草の除去などによる浄化の推進

小型合併処理浄化槽設置補助事業の推進

自然にやさしく景観に優れた護岸の実施

樋管や水門など設備の改修

水路水量の確保

関連機関との連携強化

美化意識の向上のための啓発活動の充実

矢部川上流住民との交流拡大

2) 環境整備の推進

水と水辺環境の保全と景観づくり

市民団体の育成やボランティア活動への支援

水路管理体制の整備

環境教育や関連イベントなどの推進

有明海の干拓地やクリークに囲まれた農地などの文化的景観の保全

安全できれいな水の確保

1) 上水道の整備

水資源の確保及び水質の保全

合理的な配管網を含めた配水管の整備

2) 地域に応じた下水処理体制の構築

公共下水道事業の推進

農漁業集落排水事業の検討

環境にやさしい循環型社会の形成

1) ごみ処理の推進

リサイクル意識啓発活動の推進

分別収集の徹底強化

I S O 1 4 0 0 1 取得の推進

環境衛生の推進

1) 市民団体の育成やボランティア活動への支援

クリーン連合会などへの活動支援

2) 害虫防除のための薬剤・機材補助などの推進

3) 環境保全意識などの向上

環境基本計画の策定や環境実態調査などの実施

省エネルギーや代替エネルギー対策の推進

野焼き防止対策の推進

ペットの適正な飼育に向けた啓発活動の充実

4) ゴミの不法投棄防止に向けた取り組みの強化

住民との協働による監視体制の充実

モラル向上のための啓発活動などの充実

安全で安心できる防災・消防・防犯対策の推進

1) 防災体制の整備充実

地域防災計画の整備充実

防災情報システムの整備

海岸・河川の改修促進

自主防災組織の充実

防災意識の高揚



2) 消防救急体制の整備充実

適正な消防救急施設の配置による機能強化

情報化社会に適応した通信施設の整備

防火意識啓発活動の充実

3) 防犯体制の充実

地域防犯体制の充実

街路灯の設置及び緊急連絡体制の整備の推進

(4) やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり

高齢者が元気で活躍できる環境整備

1) 高齢者が元気に暮らせる環境づくり

高齢者が生きがいを持って社会参加できるしくみづくりと場の創出

誰もが不自由を感じず行動できるまちづくりの推進

雇用・就業の促進

シルバー人材センターの活動支援

2) 高齢者をみんなで支える体制づくり

高齢者福祉サービスの充実強化

ボランティア活動支援組織及び人材の育成

相談体制の充実

未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進

1) 安心して子育てできる環境づくり

保育所や学童保育などの保育サービスの充実強化

子育て支援環境の充実

安心して遊べる公園や歩道などの都市基盤の整備

社会保障制度の充実

2) みんなで見守る子育て支援の推進

子育て支援センターなど子育て支援相談体制づくりの推進

ボランティア活動支援組織及び人材の育成

世代間交流活動の推進

だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進

1) 障害者が生き生き働ける環境づくりと地域福祉の充実

障害者（児）の自立支援のための環境づくり

在宅福祉サービスの充実

住民の相互扶助など地域福祉体制づくりの推進
自立促進のための共同作業所などへの支援

2) 助け合い活動の充実

母子・父子家庭などへの生活支援の充実
社会保障制度の啓発と充実
生活保護の適正な運用・管理
社会活動へ参加する機会の拡充

心とからだの健康づくりの推進

1) 健康管理の推進

健康日本21に基づく健康づくり事業の推進
早期発見・早期治療のための健康診査などの充実強化
関係医療機関の連携強化による健康管理体制の確立
総合保健福祉センターなど拠点施設の整備充実
健康管理者制度の充実
食生活改善事業の推進
気軽に相談できる相談窓口の拡充
生涯を通じた健康教育の推進

2) 医療体制づくり

いつでも利用できる医療体制づくり
救急医療体制の充実
高度医療施設との連携強化

(5) 魅力と個性ある教育・文化づくり

生きる力を育む特色ある教育の構築

1) 幼稚園や保育所の教育環境や教育内容の充実

小学校などとの連携の強化

子育てサークルへの支援

子育て意識の啓発

相談体制の充実

2) 多様な学校教育の推進

基礎・基本を重視したカリキュラムの構築

情報化教育、国際理解教育、環境教育などの充実

郷土学習の推進

3) 地域一体となった開かれた学校づくりの推進

ゲストティーチャーなどへの地元人材の活用

学校施設の地域への開放・共有化の推進

4) 計画的な小中学校施設の改築・改修

5) 児童・生徒数の減少への対応

連携して進める青少年健全育成

1) 0歳からの豊かな心を育む教育の推進

社会教育施設・団体と連携した家庭内教育の支援

相談体制の充実

広い視野や協調性を育む青少年活動の促進

2) 学校・地域・家庭が一体となった青少年健全育成の推進

地域ぐるみの育成体制の充実

地域活動への参加促進

世代間交流の推進

自主的な活動を促進する生涯学習の充実

1) 活動の場づくりの推進

既存図書館やコミュニティセンターなどの社会教育施設のネットワーク推進による生涯学習の場の機能向上

生涯学習まちづくり推進計画の策定

校区(支館)公民館の建設

情報収集・発信体制づくり

2) 住民主体の学習環境づくりと人材育成

図書機能の強化・充実

学習機会の拡充

住民の自主的活動への支援

人材バンクの充実

指導者、団体の育成

芸術文化の振興と文化財の保護・活用

1) 文化芸術の継承と活動の支援

伝統文化の継承及び活用の推進

文化芸能などの継承

文化事業の推進

住民の主体的活動への支援

2) インターネットなどによる文化・芸術情報受発信機能の充実、整備

3) 文化意識の高揚と文化財の保護・活用

各種講座や展示会等を通じた文化意識高揚の促進

文化財調査の推進

文化財の保護・活用

郷土出身の文学者などの顕彰・普及

市史編さん事業の推進

健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

1) 活動推進のための基盤整備の推進

既存施設の整備・充実

総合運動公園などの整備

スポーツに接する機会の充実

情報ネットワークを通じた施設の連携と管理体制づくり

総合型地域スポーツクラブの育成

2) 活動機会の拡充

スポーツクラブやサークルなどの育成

レクリエーション団体の育成

スポーツ大会などイベントの開催

生涯を通じて楽しめるニュースポーツの導入

人権の尊重

1) 人権教育・啓発活動の推進

行動計画などの策定

各種イベント事業の開催

講演会や学習会などの充実

2) 住民の自発的活動促進のための環境づくり

指導者などの配置・育成

推進体制の確立

3) 地域改善事業の実施

生活環境の整備・充実

教育環境の向上

男女共同参画社会の形成

1) 男女共同参画社会実現に向けての施策の展開

行動計画の策定

推進体制の確立
啓発活動の充実
社会参画の促進
女性の健康と福祉の充実

国際交流の推進

1) 交流基盤づくりの推進

インターネットなどによる情報発信システムの構築
国際化に対応した人づくり
交流組織の育成・支援
国際交流都市の見直し
国際理解を深めるための事業の推進
国際交流協会などの整備

(6) 協働による住民主役のまちづくり

コミュニティの充実強化の推進

1) コミュニティの醸成

コミュニティ活動に対する意識高揚の促進
コミュニティ活動団体の充実と連携の強化
コミュニティ活動への支援

2) 地域自治を担うボランティア育成や組織化などの推進

3) コミュニティ活動拠点の整備

校区(支館)公民館の整備

4) コミュニティ充実のための財政基盤の確保

合併市町村振興基金の創設・活用

住民と行政のパートナーシップの確立

1) 住民参画推進のための体制づくり

2) 情報公開の充実

- 多様な情報公開手法の構築
- 行政情報提供システムの構築
- 情報交換の場づくり
- 広報・広聴活動の充実

柔軟で効率的な行財政機構の確立

1) 効率的な行政組織の見直し

- 行政組織の横断的な連携強化
- 公共・公用施設等の適正配置
- 民間活力の導入
- 職員資質向上施策の推進
- 専門職員の配置
- 窓口業務の機能充実

2) 合理的・効率的な行政運営の推進

- 計画行政の推進
- 行政評価システムの導入
- 業務の電算化の推進
- 行政範囲の適正化

3) 健全な財政運営の推進

- 正確な課税客体の把握による自主財源の確保
- 依存財源の効率的活用
- 健全財政の推進
- 行政コスト削減施策の推進

3 新市における県事業の推進

新市の建設に当たって、県が主体となって実施する事業等は、次のとおりです。

(1) 福岡県の役割

福岡県は、ふくおか新世紀計画の中で、福岡・筑後活力コリドー（回廊）構想に基づき、福岡都市圏との交通軸や情報基盤の強化により、福岡都市圏の活力を筑後地域に呼び込み、新たな活力の創出を図ることとしています。

また、平成14年度には、筑後ネットワーク田園都市圏構想を策定し、筑後地区のそれぞれの市町村の個性を磨きネットワークでつなげることで、筑後地区全体の総合力を向上させることを検討しています。

今後、新市と連携を図り、これらの構想との整合性を勘案しながら、新市が筑後地区における拠点都市のひとつとして発展するよう、下記の事業を積極的に支援します。

また、新市に対して次のような支援を行います。

支援内容	概要
市町村合併推進特例交付金制度	合併に伴い発生する、緊急かつ特別な財政需要について、新市の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくりなどを支援するため、福岡県市町村合併推進要綱に基づく特例交付金を交付します。
旧市町の実情を考慮した施策の実施	従来由市町単位で実施された各種施策について、合併後当分の間、旧市町の実情を考慮した施策の実施（補助事業など）に配慮します。

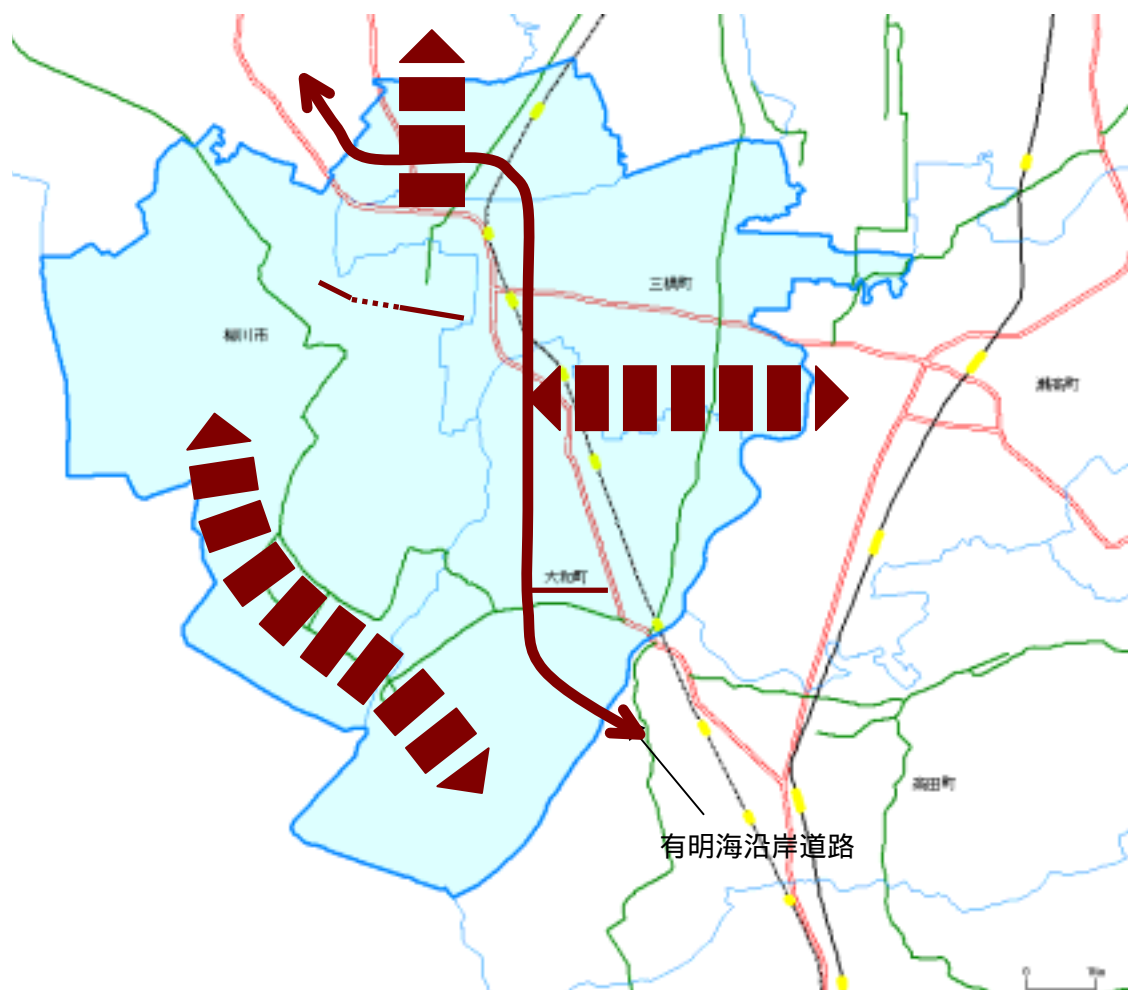
(2) 新市における県事業の推進




新市の持つ豊かな自然や歴史、文化、多様な産業を集積するとともに、福岡都市圏などとの交通軸の強化による福岡・筑後活力コリドー(回廊)を形成し、環境と調和し自立する田園都市空間の形成を促進するため、次に掲げる県事業を推進します。

主要施策名	概要
河川災害防止の推進	安全で安心な生活環境の確保を図るため、自然環境との調和に配慮しながら河川整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・広域基幹河川改修事業 ・広域一般河川改修事業 ・地震・高潮等対策河川事業
海岸保全施設整備の推進	高潮、津波の災害を防除するため、海岸保全施設の整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸高潮対策事業
農用地及び農業用施設災害防止の推進	災害を未然に防ぐために農用地の保全等に資する農業用施設を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・クレーク防災機能保全対策事業 ・湛水防除事業
都市計画道路(街路)の整備推進	円滑な交通を確保し、良好で快適な市街地の環境形成に資するため都市計画道路(街路)の整備を推進します。
幹線道路網の整備推進	交通ネットワークの形成を図るため、主要な幹線道路の整備を推進します。
環境に配慮した農業基盤の整備	水路などの農業水利施設やほ場などの農業生産基盤を整備し、農業用水の安定的確保、効率的な水利用の実現、農地の排水条件の改善を行います。なお、整備に際しては、環境に配慮することとします。 また、これらの施設を活用し、豊かで潤いのある快適な水辺空間を創造し、農業・農村が有する多目的機能の維持促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・担い手育成基盤整備事業 ・矢部川下流地区農村総合整備事業 ・基幹水利施設補修事業
有明海再生対策の充実強化	有明海を本来の豊かな海に再生し、漁業者が安心して漁業を営むことができるよう、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律により、有明海再生に向けた総合的な漁業振興対策や漁場保全対策を推進します。

漁村における生産基盤の整備	漁村における労働環境の整備を図るため、漁業生産活動が効率的、衛生的かつ安全に行えるよう、また、高齢者や女性が就労できるよう生産基盤としての共同利用施設などの整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none">・沖端漁港広域漁港整備事業・沖端漁港施設改修事業
---------------	---

新市における県事業のイメージ



凡 例	
	農業振興事業
	幹線道路
	都市計画街路事業

4 検討プロジェクトのイメージ

新市の将来像を実現するために、行政の分野にとらわれず新市が一体となって取り組むべき戦略プロジェクトを掲げます。

1) 潤いのある住みよいまちづくりプロジェクト

定住環境基盤の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランなどに基づく適切な土地利用の推進・土地区画整理事業の推進・密集市街地の整備・広域幹線道路の整備・公営住宅の整備充実・公園や緑地の整備・雇用の促進と新たな産業の創出
安心して暮らせるまちの形成	<ul style="list-style-type: none">・誰もが不自由を感じず行動できるまちづくりの推進・安心して子育てできる環境づくり・消防救急体制の整備充実・地域防犯体制の充実・いつでも利用できる医療体制づくり
便利なまちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none">・生活道路ネットワークの推進・高齢化社会に対応した代替交通機関の導入促進・西鉄天神大牟田線の活性化・商業施設、公共公用施設の整備充実・地域情報システムの整備
地域文化の創造・伝承及び生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none">・伝統文化の継承及び活用の促進・既存図書館やコミュニティセンターなどの社会教育施設のネットワーク推進による生涯学習の場の機能向上・住民主体の学習環境づくりと人材育成

2) 自然と共生するまちづくりプロジェクト

水との共生促進	<ul style="list-style-type: none">・自然にやさしく景観に優れた護岸の実施・環境教育や関連イベントなどの推進・地域に応じた下水処理体制の構築・水と水辺環境の保全と景観づくり・有明海の干拓地やクリークに囲まれた農地などの文化的景観の保全
---------	---

循環型社会の形成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定や環境実態調査などの実施 ・リサイクル意識啓発活動の推進 ・ゴミの不法投棄防止に向けた取り組みの強化 ・環境に配慮した循環型農業の推進
環境保全活動の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の育成やボランティア活動への支援 ・ISO14001取得の推進

3) 産業連携が支えるまちづくりプロジェクト

産業を支える生産基盤の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場、水路、農道など農業生産基盤の整備 ・有明海の再生・保全 ・漁業団地の整備 ・工業生産基盤の維持・整備の推進 ・広域幹線道路の整備
産業変革を続ける活力社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用確保のための企業誘致の推進 ・雇用機会の創出と人材の育成
自然資源を活用した産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある農産物の創出 ・農業や水産業と観光産業などとの連携強化 ・新しい観光資源の発掘 ・産業連携による新産業の創出

4) 優れた人材が支えるまちづくりプロジェクト

教育都市の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の学習環境づくりと人材育成 ・0歳からの豊かな心を育む教育の推進 ・多様な学校教育の推進
ボランティア活動を通じた人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉、環境美化活動、防犯・防災、青少年健全育成、生涯学習などに関する、ボランティア組織及び人材の育成 ・地域自治を担うボランティア育成や組織化などの推進
住民自らが担う地域自治の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの醸成 ・ボランティア育成や組織化などの推進 ・コミュニティ活動の拠点の整備

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実情や市全体のバランス、財政状況などを考慮して、逐次、整備を検討していきます。

検討にあたっては、財政状況を踏まえて事業の効果や効率性について十分検討し、既存の公共施設の有効利用や相互活用を基本とします。

第7章 財政計画

1 基本的な考え方

財政計画は、合併後10年間における新市の財政運営の指針とするため、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績や社会情勢を勘案しながら推計したものです。

作成にあたっては、合併後も健全な財政運営を行うことを前提として、今後増加が予測される経費、合併に伴い節減が見込まれる経費、さらに合併特例債等の国・県の財政支援措置を反映させています。

2 前提条件

平成17年度から平成26年度までの10年間について、普通会計ベースで作成しました。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は、次のとおりです。

(1) 歳入

地方税

過去の実績と現行制度を基本に、人口推移を勘案しながら推計しています。

地方譲与税

過去の実績により推計しています。

利子割交付金

過去の実績により推計しています。

地方消費税交付金

過去の実績により推計しています。

自動車取得税交付金

過去の実績により推計しています。

地方特例交付金

過去の実績により推計しています。

地方交付税

過去の実績や国の動向等を参考に、人口推移を勘案しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の適用を前提として推計しています。あわせて、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、特別交付税措置、合併特例債等の償還に伴う交付税措置を見込んでいます。

交通安全対策特別交付金

過去の実績により推計しています。

分担金・負担金

過去の実績により推計しています。

使用料・手数料

過去の実績により推計しています。

国庫支出金

過去の実績等を参考に推計し、合併に伴う国の財政措置（合併市町村補助金）を見込んでいます。

県支出金

過去の実績等を参考に推計し、合併に伴う県の財政措置（市町村合併推進特例交付金）を見込んでいます。

財産収入

過去の実績により推計しています。

寄附金

見込まないものとしています。

繰入金

見込まないものとしています。

繰越金

見込まないものとしています。

諸収入

過去の実績により推計しています。

地方債

通常の地方債のほか、地域振興のための基金造成、建設事業にかかる合併特例債を見込んで推計しています。

(2) 歳出

人件費

合併後の退職者補充の抑制による一般職員数の減少、合併に伴う特別職員・議会議員数の減少による経費の削減効果を見込んで推計しています。

扶助費

過去の実績をもとに、人口推移を勘案しながら、あわせて生活保護費の経費増加分を見込んで推計しています。

公債費

合併までの地方債発行に伴う償還予定額に、新市における新たな地方債（合併特例債等）の償還予定額を見込んで推計しています。

物件費

過去の実績をもとに、合併による経費の削減効果を見込んで推計しています。

維持補修費

過去の実績により推計しています。

補助費等

過去の実績をもとに、合併による経費の削減効果を見込んで推計しています。

積立金

合併後の地域振興のための基金造成を見込んでいます。

投資・出資・貸付金

見込まないものとしています。

繰出金

過去の実績をもとに推計しています。

普通建設事業費

財政収支上、健全な財政運営を行ううえで投資可能な事業費を見込んで推計しています。

3 財政計画

(1) 歳入

(単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	5,999	5,987	5,976	5,961	5,946	5,932	5,919	5,902	5,884	5,868
地方譲与税	349	349	349	349	349	349	349	349	349	349
利子割交付金	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
地方消費税交付金	563	563	563	563	563	563	563	563	563	563
自動車取得税交付金	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209
地方特例交付金	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201
地方交付税	9,776	9,321	9,010	8,635	8,458	8,161	7,954	8,010	8,066	8,094
交通安全対策交付金	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
分担金・負担金	487	487	487	487	487	487	487	487	487	487
使用料・手数料	285	285	285	285	285	285	285	285	285	285
国庫支出金	2,825	2,812	2,812	2,626	2,605	2,562	2,519	2,569	2,613	2,664
県支出金	1,635	1,583	1,559	1,489	1,435	1,210	1,152	1,174	1,192	1,214
財産収入	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	496	496	496	496	496	496	496	496	496	496
地方債	2,733	2,629	2,582	2,446	2,340	1,752	1,653	1,668	1,680	1,700
歳入合計	25,741	25,105	24,712	23,930	23,557	22,390	21,970	22,096	22,208	22,313

(2) 歳出

(単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	4,555	4,497	4,300	4,242	4,183	4,124	4,066	4,007	3,940	3,873
扶助費	4,163	4,229	4,287	4,324	4,375	4,388	4,388	4,480	4,560	4,652
公債費	2,406	2,410	2,530	2,661	2,780	2,879	2,892	2,981	3,086	3,145
物件費	2,320	2,251	2,183	2,118	2,054	1,992	1,933	1,875	1,818	1,764
維持補修費	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246
補助費等	4,117	4,035	3,954	3,875	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797	3,797
積立金	494	494	494	494	494	0	0	0	0	0
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	2,201	2,212	2,224	2,235	2,246	2,257	2,269	2,280	2,291	2,302
普通建設事業費	5,239	4,731	4,494	3,735	3,382	2,707	2,379	2,430	2,470	2,534
歳出合計	25,741	25,105	24,712	23,930	23,557	22,390	21,970	22,096	22,208	22,313